

大蔵省編集

財政金融統計月報

第 19 号

物 価 特 集

解 説

当 面 の 物 価 問 題
最近の物価と賃金と為替相場
米価算定の基礎と電力料金の改正
物価統制とその撤廃の経緯
内外物価指数の解説

統 計

戦前基準換算各種物価指数
朝鮮動乱勃発直前換算物価指数
内外卸売物価指数比較
日英のドル物価比較
財政経済諸標の名目額と実質額
等価値計算による所得税率の変遷
卸・小売・関・実効の各種物価指数
主要国の物価指数
朝鮮動乱後の主要商品価格内外比較

法 令 彙 報

大蔵財務協会発行

◆ 物 價 特 集 ◆

= 解 説 =

まえがき	1
物価統計の手びき	1
主要国の物価指数の作り方	7
当面の物価問題	10
最近の物価と賃金と為替相場	14
米価の算定と電力料金の改正について	17
物価統制とその撤廃の経緯	24

= 統 計 =

A. 総括統計

1. 戦前基準(昭和9~11年)各種物価指数(グラフ共)	30
2. 朝鮮動乱勃発前基準(昭和25年4~6月)に換算した各種物価指数(グラフ共)	32
3. 戦后基準(昭和23年1月)卸売物価指数類別(グラフ共)	34
4. 東京閣及び自由物価指数生産財消費財別(グラフ共)	34
5. 基準時を異にする各種物価指数による現在物価の他位	34
6. 内外卸売物価指数累年比較(日・英・米)(グラフ共)	36
7. 朝鮮動乱勃発前を基準とする内外卸売物価指数比較(日・英・米)(グラフ共)	36
8. 日英物価指数と米国物価指数比較	36
9. 主要商品の時代別価格の変遷(グラフ共)	38
10. 主要国際商品価格の変遷(各国通貨表示)	38
11. 朝鮮動乱勃発後における主要国際商品価格内外比較(グラフ共)	38
12. 財政金融経済諸標の名目額指数と実質額指数(グラフ共)	40
13. 等価値計算による所得税率の変遷(グラフ共)	44
14. 価格補給金附重要物資の裸消費者価格と消費者価格	46

B. 一般物価統計

◎卸売物価指数 <small>(統計品は公債、他は自由価格)</small>	
15. 日銀東京卸売類別(戦前基準)	47
16. 日銀東京卸売月別総平均指数各年対照(明治33~昭和26年)	48
17. 日銀東京卸売類別(戦後基準)	49
18. 日銀東京卸売小類別(同上)	50
19. 日銀東京卸売主要商品別(同上)	54
◎小売物価指数 <small>(統計品は公債、他は自由価格)</small>	
20. 日銀東京小売類別	57

◎関及び自由物価指数

21. 物価庁東京消費財非配給	58
22. 日銀東京閣及び自由消費財類別	59
23. 日銀東京閣及び自由消費財品目別	60
24. 物価庁東京消費財市場価格	64
25. 物価庁東京生産財非配給	64
26. 日銀東京閣及び自由生産財類別	65
27. 日銀東京閣及び自由生産財品目別	66
28. 同上生産財類別(戦前基準)	68

◎実効物価指数

29. 経本週間卸売物価指数	69
30. 日銀生産財実効(全国平均)(戦前基準)	70
31. 日銀生産財実効(全国平均)(戦後基準)	71
32. 日銀公定物価に対する生産財実効物価の倍率	72
33. 統計局消費者物価(C.P.I.)全都市	73
34. 統計局消費者物価(C.P.I.)東京都	74
35. GHQ戦前基準消費者物価(東京都)	75
36. 統計局消費者物価地域差(東京=100)	76

◎貿易物価指数その他

37. 経本貿易単価指数(総額)	77
38. 経本貿易単価指数輸出商品類別	78~79
39. 経本貿易単価指数輸入商品類別	78~79
40. 物価庁農業バリエイ指数	80
41. その他一般物価指数	81
42. 主要商品卸売価格	82~83

C. 特殊物価統計

43. 勧銀全国市街地価格指数	84
44. 勧銀全国平均木造建築費指数	84
45. 勧銀全国平均田畑売買価格及び田畑実収小作料	85
46. 勧銀全国平均林地売買価格	85
47. 勧銀木材及び山林立木売買価格	86

48. 物価庁公定料金指数	86
49. 日銀公定料金指数	87
50. 日銀公定料金調	88
51. 主要商品の海上運賃(外航)	89
52. 統計局一世帯当り一ヶ月平均現金支出額(C.P.S.)	89
53. 東洋経済新報社生計費指数	90
54. 労働省実質家計費指数	91
55. 労働省実質賃金指数	92
56. 労働省産業別一ヶ月平均現金給与額	92
57. 東証東京株価指数	93

D. 海外物価統計

58. 主要国卸売物価指数	94~95
59. 主要国生計費指数	94~95
60. アメリカの卸売物価指数(月次)	96
61. アメリカの卸売物価指数(週)	96
62. アメリカの消費者物価指数	97
63. イギリスの卸売物価指数(月次)	97
64. イギリスの卸売物価指数(隔週)	98
65. イギリスの小売物価指数	98
66. フランスの卸売物価及び生計費指数	99
67. 西ドイツの卸売物価及び生計費指数	99
68. 主要国製造工場時間当実収賃金及び協定賃率	100
69. 主要国の工業株価指数	101
70. 各国の主要商品卸売価格(各国通貨建及び米ドル建)	102
71. 通貨の対外価値(為替相場)	106
72. 主要自由市場の金銀相場	106
73. 朝鮮動乱後の主要商品価格内外比較	107

追 補

物価庁消費財市場価格指数	109
経本週間卸売物価指数	109
主要商品海上運賃の推移	110
アメリカ卸売物価指数(週)	110
イギリスの卸売物価指数(月次)	110
各国主要商品卸売価格(各国通貨建)	111

◎法令彙報..... 112

◎正 誤 表..... 111

統計表中に使用した符号：0 単位未満 — 皆無又は該当数字なし ... 未詳 △ 減 p 暫定数字 r 改定数字

注 意：特に明記したものを除き単位未満切捨

物 價 特 集

ま え が き

終戦直後のインフレーション昂進による困難な物価問題は、経済九原則・ドッジプランなど一連の国内経済安定化方策の実施によつて漸く克服することができたが、朝鮮動乱後当面した物価問題は、すでにわが国が国際経済に直接つながりをもつに至つた後でもあり、海外物価事情を原因とし、また海外物価との関連において解決を要する部面が甚だ多く、極めて複雑である。殊に経済自立後、この新しい意味での物価問題解決には多くの困難が伴うことをあらかじめ覚悟しておかなければならない。今日一般がわが国物価の現状をよく了解し、内外物価の推移に深い関心をもつことを要請されるものもこのためである。

本報は、この機会に物価に関する諸統計を相当広範囲に集積し、わが国物価の現状分析と内外物価の推移を明かにする基礎資料として提供することとした。なお内外物価指数・当面の物価問題・物価庁主務課執筆の米価・電力料金・物価統制などに関する解説をそえて統計利用者の便に供した。

(注意) 統計数字は8月末日までに判明したものをのせたが、その後も印刷校正の際間に合つたものができるだけのせ、このため巻末に特に追補の欄を設けた。

物 價 統 計 の 手 び き

1. 物 價 統 計 の 範 囲

この月報で物価統計として掲げているものは、商品の物価のほか、土地・建物の売買価格、株価・料金・生計費・賃金・為替相場・運賃等の指数または実数に関する統計である。このうち、商品物価の諸統計は一般物価統計の分類に、商品物価以外の物価統計は特殊物価統計の分類に、海外主要国の物価・金銀及び為替相場・内外物価の比較の統計は海外物価統計の分類に各々掲げ、なおこれら諸物価の概要及び各物価相互間の比較・物価変動の影響を除去した財政金融経済諸標等の統計を総括統計として冒頭に掲げた。

物価統計の大部分を占めるものは物価指数である。物価指数はいろいろの種類があり、同一種類の指数もその作成機関によりそれぞれの特徴をもっている。この月報では、現在頻りに用ひられる物価指数は殆んど網羅したが、すでに相当前に廃止された指数は、現在と関連をもつていないものを除き、一切掲載していない。なお同一種類の指数については、利用度の高いものゝ内容を詳細に掲げ、他は類別指数または総合指数だけに止めたものもある。

指数は原則として終戦前は年平均のみを掲げ、戦後は出来得る限り月別指数を掲げたが、戦後の分についても頁の関係で始めの部分を年平均指数に止めたものがある。

2. 物 價 指 数 の 種 類 と そ の 作 成 方 法

(1) 物 價 指 数 の 種 類

物価指数は普通は商品物価の指数を意味する。商品物価指数は終戦前は卸売物価指数と小売物価指数だけであつたが、終戦後は卸小売とも、公定物価指数・関物価指数・公定価格と関価格とをつぎませた実効物価指数が作成されている。な

お国際取引の商品については貿易単価指数、農村で購入する商品(用務を含む)につき農業バリエイ指数等がつくられている。

商品物価指数以外の物価指数としては、土地建物売買価格・料金・運賃・生計費・賃金・株価等の各種指数がある。

(2) 物 價 指 数 の 作 成 方 法

物価指数は、選択品目・類別・基準時・品目別指数の総合方法等その作成方法の如何により、各指数それぞれ固有の特徴を持っている。よつて、次にこの作成方法を中心として、我が国物価指数につき注意を要する点を概括して説明する。

(1) 基 準

(イ) 我が国の物価指数の基準は、単礎法(単一の時点を基礎とする)によるものが多く、広礎法(数時点の平均値を基礎とする)によるものは比較的少い。単礎法の例としては日銀卸売(昭和23年1月)・同小売(大正3年7月)、広礎法の例としてはダイヤモンド社自由小売(昭和10~12年平均)、農業バリエイ指数(昭和9~11年平均)を挙げられる。

(ロ) 戦後の経済を戦前と比較する場合、最近重々昭和9~11年平均基準が用いられ、この月報に掲げた各種物価指数も、この基準で示されているものが少くない(第1表)。しかしその大部分は、新たにこの基準により作成した指数ではなく、種々の基準による既存の各指数につき、その9~11年平均値をもつて他の年の数値を除いた比例換算の指数である。(例外、農業バリエイ指数)。この比例換算指数は、原指数が後述の幾何平均または加重総和法で総合された場合は、いわゆる可逆性があり基準の変更となるが、算術平均の方法によつて総合された場合は、可逆性がないので誤差

を生ずる。

わが国の物価指数は算術平均によるものが非常に多いので、この誤差を留意しなければならないが、この換算は大量観察には支障がなく、実際上も便利であるので、広く利用される。最近では朝鮮事変勃発直前を基準とし、各種指数を比例換算したものが利用されている。(第2表・第7表)

(ハ) 基準時は古い時点であればある程長期間の観察に便利であるが、他方長期間中には経済事情が非常に変わって来るので、適当な時期に新しい時点を基準とした指数の作成が行われることになる。わが国で最も代表的な指数で古い歴史を有する日本銀行卸売物価指数についてこれをみると、明治20年基準の指数作成に始まり、明治33年10月、昭和8年、昭和23年1月と基準は3回に亘り変更が行われた(但し明治33年10月から現在までの連結指数が作成されていることは後述の通り)。終戦前と後では経済が激変し、殊に戦時中資料等の関係で中絶した指数が多く、終戦前後一貫している指数は極めて少い(日銀卸売・同小売・東京商工会議所小売・ダイヤモンド社自由卸売・物価庁及び日銀公定料金)。戦後の時点を基準とした新指数は数多く作られている(日銀卸売物価のほか各種関及及び自由物価実効物価指数等)。

(ニ) わが国の物価指数は殆んど固定基準によっているが、株価指数は銘柄の変更が甚だしいので、これを自由に變更し得る連鎖基準によっているものがある(第57表)(註)。

(註) 固定基準は一定の基準を設けこれを動かさず、指数はこの基準時点に対する比較時点の比例数を算出して作成する。連鎖基準は比較時点直前の時点を基準とするもので指数はこの基準に対する比較時の指数(連鎖指数)と、この指数を更に連乗してゆくことにより算出する指数(連鎖指数)との二種がある。この連鎖指数は基準の変更が可能である。(東京証券取引所株価指数)。

(2) 品目及びその類別

(イ) 品目はその数の多い程指数の正確を期し得るわけであるが、それは調査の精粗と所要日時の長短とのかねあいの問題である。わが国で最も権威ありとされる日銀卸売(昭和23年1月基準)は327品目の多数にのぼる。最も多いのはごく最近作成された経済安定本部の週間卸売の475である。

(ロ) 指数に選択された品目は、固定基準の指数においては原則として動かし得ないが、長期間継続した指数については機宜の措置として指数の連絡性を害しない範囲で、品目又は銘柄の差換を行うことが行われている(日銀明治33年10月基準卸売、日銀大正3年7月基準小売)。季節的の品目については季節に応じ品物の交換を行うものがある。

(3) 各品目または類別指数の総合方法

物価指数は各品目またはその類別を総合したものである。その総合の方法としては、各個別指数をそのまま総

合するものと、各商品の経済生活における重要度に応じて、適当な秤量値(ウェイト)を附して総合するものとの別があり、またその総合の計算方法も、平均法(算術平均・幾何平均)及び総和法の別がある。このウェイトのあるなしと総合計算の方法が組合さつて種々の総合方法が行われる。わが国の指数は、古いものはウェイトを附せず、又手数のかからない単純算術平均のものも多く、現在でもなお相当あるが、新しい指数はウェイトを附する加重算術平均又は加重総和法によるものが多くなつて来た(註)。

(註) 各種総合方法により、指数の種類をあげれば次の通りである。

(イ) 単純算術平均指数 各個別の指数をそのまま合計して指数の数で除したものである(実際の指数はこれを百倍した形で現わすが、便宜上ここでは省略する。以下同様)。これは最も簡単で古い時代の指数は多くこの方法により、現在でも、日銀小売物価及び闇物価指数を始めこの方法によっているものが相当にある。

しかしこれはさして重要でない価格の変動が総合指数に多大の影響を及ぼす欠点と、指数に可逆性がないため基準の変更が出来ない欠点がある。

(ロ) 単純幾何平均指数 各個別指数を互に掛けて、これを指数の数で開いたものである。この方法によれば基準時を変更することが出来るが、計算が複雑で手数を要する欠点がある。わが国にはこの種の指数はない。

(ハ) 単純総和法指数 基準時点の一定単位の各商品の価格の合計金額と比較時点の同単位の各商品の価格の合計金額の比率で指数を求めたものである。各品目の指数を総合するものでない点で上記平均法と趣を異にする。各商品の単位の取り方で結果が非常に異なつてくる点に難点があり、現在わが国でこの方法により作成された指数はない。

(ニ) 加重算術平均指数 各個別指数にウェイト(取引金額又は消費金額)を乗じたものの合計額をウェイトの合計額で除したものである。これは、単純算術平均の欠点とされたさして重要でない商品価格の変動が総合指数に大きな影響を与える点が除去せられ、計算も比較的簡単であるので、近時この方法による指数が次第に増加し、現在日銀卸売を始め、物価庁市場価格、経済安定本部週間卸売等何れもこれによっている。しかし算術平均の欠点の一つである指数の可逆性を欠くため、基準の変更は出来ない。

この方法による場合、ウェイトを基準時点の状態によつて決定するか、比較時点の状態によつて決定するか或は両時点の平均値によるかの問題があり、この点は後述の加重総和法の指数による場合と同様である。わが国でこの方法による指数は基準時の取引金額をウェイトとするものが多いが、平均値によるものもある(日銀消費財関)。

(ホ) 加重幾何平均指数 各個別指数をそれぞれウェイト乗して、これを全部かけ合せたものを、ウェイトの合計で開いたもので非常に複雑である。わが国ではかつてダイヤモンド社卸売(大正元年8月~3年7月平均)と三菱経済研究所卸売(大正2年平均)はこの方法によつていたが何れも現在は中絶している。

(ヘ) 加重総和法指数 単純総和法指数が、両時点における各商品価格の単純な総和の間の比率であつたのに対して、この指数は、各商品価格にそれぞれウェイトを乗じたものの総和について両時点間の比をとつたものである。この指数のウェイトとしては、各商品の取引数量が用いられるのであるが、その取引数量が基準時における取引数量であるか、比較時におけるそれであるかということによつて次の各種の算式がある。

(a) ラスパイレス式 基準時点の取引数量をウェイトとするもので、この場合は基準時点の金額をウェイトとした加重算術平均と同じ結果になる。

(b) パーシェ式 比較時点の取引数量をウェイトとする場合である。

(c) フィッシャー理想算式 上記両算式の幾何平均によるものである。

(d) エツジワース式 両時点のウェイトの算術平均値をウェイトとするものである。

これ等の諸算式にはそれぞれの特色があり、経済状態にさしたる変化のない場合にはラスパイレス式、相当変化のある場合にはフィッシャー理想算式、エツジワース式が用いられる。現在わが国では統計局CPI・東洋経済新報社生計費指数・日銀生産財実効物価指数はラスパイレス式、株価指数・農業パリティ指数はフィッシャー理想算式によっている。

3. 公定物価指数

こゝにいう公定物価指数とは公定価格だけの物価水準を示すものではなく、全商品中公定価格のあるものは同価格により然らざるものは自由価格によつて作成した指数である。

(1) 卸売物価指数

卸売物価指数は問屋の売渡価格を総合したもので、一般に物価の水準を示すバロメーターとして考えられ、物価指数中最も基本的のものである。わが国で最も古い卸売物価指数は明治6年から同27年まで継続した貨幣制度調査会の指数であるが、その後日銀・東京商工会議所その他の機関が相次いでこれを作成した。しかしこのうち太平洋戦争後まで継続しているものは日銀の指数だけである。日本銀行の最初の卸売物価指数は明治20年1月基準の指数である。その後明治33年10月(単純算術平均)、昭和8年基準(当初単純算術平均、途中から加重算術平均)、昭和23年1月基準(加重算術平均)と度々基準が変更されたが、明治33年以降の指数は後述の方法で算され、昭和9~11年平均換算指数の形で一貫した推移を

示している。

この卸売物価指数は、公定価格のあるものについては同価格によつては、本指数の推移については、戦後価格補給金を交付された物資の同補給金廃止に伴う消費者価格の値上りにつき、特に注意を払ふ必要がある。(別稿統制撤廃経緯に関する解説参照)。

(1) 日銀昭和23年1月基準指数の特色

品目を多数選択し大類別のほか小類別をおき、ウェイトにつき特に経済界の推移に応じ適切に順応するよう考慮を払つている点が特色とされる。すなわち類別ウェイトの配分には採用品目に止まらず非採用品目の取引金額も適当に按配し、すべての商品の取引金額の類別割合がよく反映するよう考慮し、なお価格差補給金附商品には補給金も合算して取引金額を算出する等の注意も払つている。

(2) 明治33年10月から現在に至る日銀の昭和9~11年基準連結指数(第16表)の作成方法

(イ) 昭和8年基準指数の9~11年平均数値をもつて同指数各年の数値を除して9~11年平均基準指数に換算し
(ロ) 昭和23年1月基準指数の品目中、戦前に遡及調査し得る248品目につき23年1月基準と9~11年基準をフィッシャー理想算式でリンクし、その倍率を求め、これを23年1月基準指数に乘じ21年以降分を算出。

(ハ) 明治33年10月基準指数とイの換算指数との動きが最も近似している昭和6年における両指数の各平均の比率を求め、これに明治33年10月基準の指数をかけて総合指数を昭和25年から明治33年に遡らす。

(ニ) 昭和6~14年はイの換算指数により、同15~20年は戦後改正指数(23年1月基準)に接続しうるようイの指数のトレンドを補正(裏按分法)した指数による。

(3) 東京商工会議所の指数

この指数は明治33年10月基準のものが最初で、次いで大正9年これの廃止と共に同年下半年基準の指数がつくられ、昭和20年3月まで継続し、終戦後新九に25年6月基準の指数がつくられた。総合方法は算術平均でウェイトは附していない。新指数は戦前指数に連絡しない。

(2) 小賣物価指数

小売物価指数は消費生活に必要な物資の小売価格の指数であり、生計費指数と大体の傾向を同じくする。たゞこゝに掲げたものは、物価統制中は公定価格のあるものにつき同価格によつては、戦後闇物価が消費生活に影響を与えている間は、消費者実効物価指数が実際に反映することになる。

小売物価指数は、平常時には卸売物価指数より鋭敏な動きを示すが、朝鮮動乱以後の海外物価変動期のような場合には卸売物価指数の動きは小売物価指数に先行する傾向を示す。

現在この小売物価指数は、日銀の東京小売物価指数と東京商工会議所の東京都小売物価指数であるが、

(イ) 両指数とも戦前(日銀は大正3年7月、後者は昭和5年)から現在まで同一基準のものが継続している。

(ロ) 品目は日銀100会議所30で、日銀は戦後同一品目内で銘柄を相当大幅に変更(昭和23年)している。

(ハ) 類別は日銀の4に対し、会議所は9を数え

- (二) 総合は何れも単純算術平均により
(ホ) 指数の示す傾向も両者は大体同様である
こと等が注目される。

〔3〕 農業パリティ指数

この指数は農家の購入する商品価格の変動を示すもので、現在主食の価格を決定する際用いられる。すなわち農産物の価格は、基準時における農家使用品（家計用品と営農用品）の比較時における値上りと同一割合で値上りしたものと定めればいくばくになるかを算定するものである（別稿解説参照）。この指数は物価庁が作成し戦前農家経済の安定していた9～11年平均を基準とするが、比較時の価格は公定価格のあるものはそれによるため、後述の戦前基準農村実効物価と結果を異にする。

〔4〕 貿易物価指数

貿易の増減が単価に原因するか数量に原因するかを観察する場合に使用する指数でその作り方はいろいろあるが、本報に掲げた経済安定本部の指数は、本邦の貿易を弗価値に換算した単価指数である。すなわち日本の戦前からの輸出入額を弗建に換算して、各商品の弗単価指数を算出し、これをその商品が輸出または輸入総額に占める百分率により加重した各商品指数の総合指数である輸出単価又は輸入単価の指数を算出したものである（詳細は第37、38、39表頭註参照）。但しこの指数は、弗価値の下落による影響を考慮していない点に注意する必要がある。

4. 闇及び自由物価指数と実効物価指数

〔1〕 闇及び自由物価指数

何れも終戦後に作成せられた指数である。指数に採用された品目年統制廃止に伴い自由物価になったものはそのまま引き続き採用されている。このため当初闇物価指数の名称であったものは、闇及び自由物価指数と改められた。この指数は種々の機関によつて作られたが、統制の緩和と経済事情の変更に伴い、警視庁・日銀（生産財）・物価庁（生産財・消費財の非配給分）等の指数は廃止され、物価庁の廃止分については新たな経済事情に応じた消費財市場価格指数（昭和25年9月以降）が作られ、また近く生産財市場価格指数も新たに発足することになっている。

指数は生産財と消費財を独立の指数としているものと、卸または小売の形式によるものとある。品目数は物価庁の分は非常に多いが、他は概して少い。総合の方法は単純算術平均が多く、たゞ日銀の消費財と物価庁の市場価格指数は、加重算術平均によつている。

指数は戦後に作成されたもので、基準時も大部分は終戦直後が多いが、日銀の生産財消費財及びダイヤモンド社の自由卸売、小売は、それぞれ昭和9～11年及び昭和8年、昭和10～12年の戦前基準を以て戦後の指数を示している。

〔2〕 実効物価指数

実効価格とは公定価格と闇価格をその比重に応じて総合した計算上の価格である。公定価格と闇価格が併存する間は、この実効物価指数を総合したものが通貨の購買力を示すことになる。

実効物価指数の種類には生産財及び消費財の別があり、な

お極めて大ざつぱであるがこの両者を総合した指数も実際には試用されている。なお最近経済安定本部が作成した週間卸売物価指数は、その実質においては実効物価指数と認められるので、本報においてはこの分類にしている。

〔1〕 生産財実効物価指数

この指数は日銀が作成した指数だけで、それも最近25年6月分迄を以つて廃止された。この指数は企業が実際購入した商品の購入代金をその数量で除した平均価格であるが、比較的規模の大きな企業を調査対象としたことにより、闇物資を余分に使用したとみられている中小企業の実状が十分に反映しないため、数値がやゝ低目に現われているといわれている。またその価格は現品受領の時期となつているので、現実の取引時期と若干のずれを生じ、闇価格変動の際は実質以上に低目または高目の傾向を示すことをまぬがれない。なおこの指数は最近当初戦後基準（22年7月～23年6月平均）のものだけであつたが、最近昭和9～11年平均基準のものが作成されている。総合方法に加重総和法をとつていることも本指数の特色である。

〔2〕 消費財の実効物価指数

家計で実際購入し使用する品目（用務も含む）の総購入数量で総支払金額を除した単位当りの平均購入価格の指数を総合したものである。現在作成されているこの種の指数は都市のものと農村のものがある。

(イ) 都市の実効物価指数 これは、総理府統計局の消費者実効物価指数（C・P・Iと略称されるもの）で、同局が戦後行つている消費者家計調査（C・P・S）の結果にあらわれた物価によるものである。このC・P・Iは当初21年8月～22年3月を基準としたが、その後経済も安定したので24年7月から基準を23年1月～12月に変更し、ウェイトも23年中の取引による固定ウェイトとし、算式も従前のフィッシャー理想算式からラスパイレズ式に改めた。更にその後25年の国勢調査等の結果により調査方法を改め新たな指数を作成している（新旧指数は連結されている）。

最近このC・P・Iは昭和9～11年平均基準の戦後指数が作成され、現在の消費水準を戦前水準と比較する際しばしば用いられる。これにはGHQ・総理府統計局・経済安定本部の3種がある。何れも大体の傾向は同じであるが、本報の統計においては原資料の関係で上記3種のものを区々に用いたものを示している。

(ロ) 農村の消費財実効物価指数 農村の購入する家計用品及び農用品について、農林省が昭和24年4月～25年3月基準の指数を作成しているが、未だ正式の発表をみていないので本報には集録していない。

なお別途戦前戦後の農家経済と比較するため、農林省官房調査課で昭和9～11年平均基準の農村実効物価指数の24年以後の指数を作成しているが、一般に発表されているものは24年分だけである。〔註〕

〔註〕 農業用品(41品)280.03、家計用品(109品)248.89

両者の総合指数256.45、農産品(52品)219。この農業用品と家計用品を総合した農家支出物価指数は、前述の農業パリティ指数（公定物価によるもの）に対応するわけである。

〔3〕 卸売実効物価指数及び総合実効物価指数

(イ) 卸売実効物価指数 には経済安定本部の週間卸売物価指数がある。この指数は朝鮮動乱勃発前25年6月24日に終る一週間を基準としたもので、当初は総合市場物価指数と称していたが、26年7月作成方法を改め、従来の指数を修正し名称を変更したものである。この指数の価格としては、公定価格または生産者価格のある商品はその価格と市中相場（すなわち闇）の両者を織り込み、公定価格または生産者価格のない商品は市中相場による。またウェイトも公定価格または生産者建値のある品目は原則として公定または建値と市中相場の分とを折半で織り込み、たゞ食料はC・P・Sの配給・非配給支出金額の割合によつて、公定価格と闇価格のウェイトを配分する方法によつている。総合は加重算術平均による。

(ロ) 総合実効物価指数 は公表されているものではなく戦前戦後の財政金融経済の諸際につき、物価変動の影響を除去してその実質額を比較検討する際試用される程度のものである。経済安定本部の発表した経済白書に用いられているものは上記戦前基準の生産財及び消費財実効物価指数を単純平均したものである。本報第12表において調査部が用いたのもこれと同じである（例外、貿易は公定卸売、家計費賞金はC・P・I）。なお日本銀行においては、かつて卸売実効物価指数・小売実効物価指数及び卸・小売の総合実効物価指数を使用したが、外部には一般に発表されていない。

5. その他の物価指数

〔1〕 田畑宅地家屋の売買価格・小作料建築費等の価格指数

本報にかかげたこれらの価格指数は、何れも日本勧業銀行の実例調査によるもので、全国的のものはこれが唯一の指数であると思われる。これ等特殊価格の変動は、一般物価の変動に比し、相当異なる点が注目される。

〔2〕 料金指数

現在作られている料金指数は、日銀調査の昭和8年基準の指数と、物価庁調査昭和14年9月基準（料金統制の最初に行われた年）のものである。戦前の平常時との比較には日銀指数が適当であるが、同指数は個々の料金の指数のみを示し総合指数が示されていない。これに反し物価庁指数は、家計調査における支出金額をウェイトとし、加重算術平均の方法で総合指数を示している点特徴である。なお同指数は採用した料金の種目においても多少の相異があり、物価庁指数は日銀指数にない家賃をとり入れ、日銀指数には物価庁指数にない映画観覧料・宿泊料が含まれている。個々の料金指数の数値も基準時とウェイトの関係で、現在相当の差異を示している。

〔3〕 生計費指数・賃金指数・株価指数

(イ) 家計費指数 勤労者の家計費と農家の家計費と両指数がある。前者は総理府統計局調査のC・P・Sと略称せられる指数で、本報にはその名目指数とそれをC・P・Iで除した実質指数の両者を掲げている。この実質指数はいわゆる勤労者の消費水準を示すものである。

農家々計費は農林省の家計調査によるもので、その名目指数を前述の農村実効物価指数で除した実質指数は、農家の消費水準を示すものである（農家の家計費は本報では省略した）。

(ロ) 生計費指数 戦前は統計局及び朝日新聞社の調査による生計費指数があつたが現在は中絶している。戦後作られたC・P・Iは一種の生計費指数であるが、従来の形における生計費指数としては、東洋経済新報社の生計費指数が挙げられる。同社の数指は当初21年11月を基準とするスライド指数が作られたが、経済が安定期に入るに及び、25年7月を基準とする新指数が作られ、名称も生計費指数と改められた。なお新旧指数を接続した指数も発表されている。（註）

(註) 旧スライド指数は飲食物・料金・雑品の3指数と総合指数より成り、(a)飲食物指数は国民一日2,000カロリー・蛋白65グラムの栄養を最も安価に攝取するよう、品目数を定めて、基準時比較時の公定及び闇の取引の比率を求め、これにそれぞれ公定価格闇価格をかけて飲食費を算出し、その指数を求め、(b)料金指数は物価庁調査のものを21年7月現在のウェイトで加重平均し、(c)雑品は、主要5品目につき使用量を定め闇物価の変動を総和法で指数化し、(d)総合指数は東京都調べ勤労者家計調査の各費目構成比率で加重平均して求める方法によつた。25年7月基準の指数は7類別に分ち、品目ウェイトはC・P・Sその他の資料によつている。

(ハ) 株価指数 現在株価指数は東京大阪証券取引所・主要証券会社等で作成しているが、本報は東京証券取引所作成の戦前戦後連結総合指数だけを掲げた。東京証券取引所の指数は戦前大正10年基準のものがあつたが、これは昭和20年8月中絶し、戦後は別に21年8月基準の指数を、22年1月に遡つて作成した（25年5月取引所再開は集團取引による株価）。両者とも連鎖基準により、当月及び前月の各銘柄の取引量をウェイトとし、フィッシャー理想算式で総合指数を出している。連鎖基準によつているから銘柄の度々変わる株価指数には適しているが権利落ち、新株落ちによる形式上の価格変動に対してはダウ・ジョンスズ式修正を行つていないので、この影響を除去出来ない欠点がある。

この月報には、大正10年基準で現在まで連結したものと、昭和21年8月基準で戦前まで遡り連結したものと双方をのせている（両基準による指数の戦前戦後の連結はフィッシャー理想算式による）。（大蔵省調査部）

現行主要物価指数一覽

指数名	番号	基準時	品目数	総合方式	ウエイト	価格	始期	摘要
日銀東京卸売物価指数	1	昭9~11平均	248					総指数は明治33年迄遡及可能。類別指数は昭和6年
同上	2	昭23.1	327	加重算術平均	昭22.6~23.5一年間の取引量	統制品は公価、他は自由価格	昭21.1	
日銀東京小売物価指数	3	大正3.7	100	単純算術平均	なし	同上	大3.7	
日銀東京及自由物価指数(生産財)	4	昭21.8 昭9~11平均	25 22	単純算術平均	なし	関及び自由価格	昭21.9	昭25.4以降廃止
物価庁生産財非配給物価指数	5	昭22.11	118	単純算術平均	なし	同上	昭23.7	昭22.11.25~25.7.15旬間以後適用
物価庁消費財市場価格指数	6	昭25.9.6	156	加重算術平均	昭25.5 O.P.S支出金額による	同上	昭25.9	
物価庁消費財非配給物価指数	7	昭21.2.8	165	単純算術平均	なし	同上	昭21.2	昭25.9以降総指数は6番に接続
日銀東京及自由物価指数(消費財)	8	昭20.9 昭9~11平均	50	類別指数は単純算術平均 総合指数は加重算術平均	基準時と比較時の購入金額の平均	同上	昭20.10	当月分は前月のウエイト使用のため暫定数字
経本週間卸売物価指数	9	昭25.6.24	475	加重算術平均	昭和25年1ヶ月の取引金額。公定又は市場価格あるものはウエイト折半。食糧はP.Sによる間、公定の比率	公価と自由価格とのウエイトによる平均価格	昭25.7.1	昭25.7修正
日銀生産財実効物価指数	10	昭22.7~ 23.6平均	100	加重総和法(ラスパイレ)式	基準時の取引量。ただし価格は23年1月のものを乗ず	企業の商品購入総価格を総数量で除した価格	昭21.11	昭26.7以降廃止
同上	11	昭9~11平均	93			同上	昭21.11	戦前ウエイトと戦後ウエイトを用いたフィッシャー理想算式で接続
統計局消費者物価指数	12	昭23.1~12	195	ラスパイレ式	昭23年中における実際購入数量	家庭購入品の総価格を総数量で除した価格	昭21.8	昭21.8基準と接続 昭25.9指数修正
総司令部消費者物価指数	13	昭9~11平均	195			同上	昭21.8	昭9~11年東京市の平均家計費を基準とし2番P.Sをフィッシャー理想算式でリンク
東商東京都卸売物価指数	14	昭25.6	56	単純算術平均	なし	統制品は公価、他は自由価格	昭25.7	
東商東京都小売物価指数	15	昭5	80	単純算術平均	なし	店頭表示価格	昭5	
東商東京自由及自由物価指数	16	昭20.11	74	単純算術平均	なし	関及び自由価格	昭21.1	
ダイヤモンド自由卸売物価指数	17	昭8平均=1	55	加重算術平均	昭和8年取引額	自由価格	昭22.	
ダイヤモンド自由小売物価指数	18	昭10~12 平均=1	55	単純算術平均	なし	同上	昭21.	
物価庁農業パリティ指数	19	昭9~11	90	フィッシャー理想算式	項目のウエイト：農家経済調査による農家の現金支出を家計費と経営費とに分けてその合計額に対する夫々の千分比 品目のウエイト：項目のウエイトを各代表品目の支出金額によつて按分	統制品は公価、他は自由価格		
農林省農産物指数	20	昭24.4~ 25.3年平均	41	加重算術平均	昭24年度農林省	農家購入実際価格	昭24.1	未公表 別に昭和9~11年基準の農産物物価も作成
農林省家計用品指数		同上	109	加重算術平均	農家経済調査		昭26.1	
物価庁公定料金指数	21	昭14.9	14	加重算術平均	O.P.S支出金額による	公価	昭14.9	総合指数を有す
日銀公定料金指数	22	昭8	14	総合せず	なし	同上	昭8	個別指数のみ
東洋経済生計費指数	23	昭25.7	131	ラスパイレ式	東京C.P.S昭24.7~昭25.6一ヶ月平均費目別割合	家庭購入品、総価格を総数量で除した価格		総指数は昭21.11迄遡及可能。類別指数は昭25.7迄
東証株価指数	24	昭21.8	225	フィッシャー理想算式	各銘柄の取引数量	平均相場		総指数は大正11年迄遡及可能。価格指数と接続可能

主要外国の物価指数の作り方

A. 沿革的な点を中心として

物価変動を多少とも組織的に調査したのは1707年の頃(Fleetwood)であり、19世紀初頭まで Datot, Carli, Evelyn, Young 等の手で初歩的ながらいくつかの物価指数が時々発表され、当時不変と信ぜられていた通貨価値が実質的には、長期にわたつてかなり低下していることを数字をもつて明かにした。

しかし、物価指数の測定が広く一般の注意をひき、理論的にも組織的に研究されるには19世紀頃のイギリスに待たねばならなかつた。イギリスの経済は当時産業革命の影響で大きな変革を受け、物価ことに金の価格の変動が人々の注意をひき、進んではあらゆる価値の基準として信頼されていた貨幣の価値に対する反省が強くなつた。ことにその頃からようやく景気変動を週期的に経験することになり、単に過去の物価変動だけでなく、時々刻々の価格変動を正確に測定し各般の政策、事業の運営の基礎資料に利用しようとする要望が強くなつた。

19世紀後半には、物価変動の実測の面で、イギリスでは Newmarch, The Economist 誌, The Statist 誌, Sauerbeck 等の手で、また大陸では Hamburg の Soetbeer 等の手で定期的連続的に物価指数が作成発表されだした。1903年にはイギリス商務省がはじめて卸売物価指数を作成発表している。物価指数の方法論の面では、1860、70年代を中心に Jevons, Laspeyres, Paasche, Drobisch 等の手で研究が進められたが、総合的な研究としてみるべきものはイギリス科学振興協会物価指数特別委員会 (Edgeworth を中心とする) の 1888年から1890年に至る研究、19世紀末から20世紀初にかけての Westergaard, Walsh 等の研究、ことには Fisher の研究 ("Purchasing Power of Money", 1911および "Making of Index Numbers", 1922) である。これらの研究はいくつかの算定方式を提示し、これらの算定方式はそれぞれの研究者の名前をつけて周知使用されている。

今日では計算の簡便という点から多くは固定加重算術平均を使用している。しかし、最近では従来のような総合指数万能が反省され、商品類別指数、商品価格指数が同時に作成され物価変動の分析、他の経済事象との関係の観察が逐次細微となつてきている。ことに賃銀水準の決定がとみに重要となつてきたからは、消費者物価指数の変動が特別な注意を惹くことになり、その算定方法があらためて検討されるようになっていく。

第1次世界大戦に伴う世界的なインフレーション傾向は物価指数の作成を普及させる契機を作り、各国とも政府が中心になつて大規模な調査機構を擁して各種の物価指数が作成されるようになった。アメリカ、イギリスでは民間でも事業運営の必要からまた投資、投機の目的から物価指数が作成されている。なかでも前述の如き The Economist 誌, The Statist 誌の卸売指数はその古い伝統と権威とを誇つている。ことに The Economist 誌は月次指数以外に隔週毎に、たまた敏感な商品の価格を中心に毎日の指数を発表し、各方面の景気観測の資に供している。イギリス商務省は従来幾何平均を用いて卸売物価指数を(最近の訂正については後述参照)毎月発表し、民間作成の指数とともに広く利用されている。アメリカでは労働省労働統計局が毎日、毎週、毎月の卸売物価指数と毎月の消費者物価指数とを公表して一般の利用に供している。なお、発表の間隔が短くなるに従つて商品の範囲が縮少す

るのはやむをえない。このほか民間では Standard, Dunn & Bradstreet, Moody 等の景気観測、事業分析を行つていく統計会社または経済雑誌社の手でそれぞれの目的に依り卸売物価指数が発表されているが、選定する商品品目と範囲とは労働省のそれにはるか及ばないが、事業家の投資投機の目的に沿う迅速かつ敏感な点では相当高く評価されている。

その他の国々では多くは政府が直接物価指数を作成発表している。また金融政策実施の必要から、わが日本銀行の如く中央銀行がこれを作成する例もあるが、通例調査地域が狭い。

小売物価指数また消費者物価指数は社会的影響が大きいところから、ほとんどが政府の手で作成され、これを唯一の根拠に賃銀水準の決定、その交渉が行われ、従つて今日その算定に多くの注意が払われ、論議の中心となつていく。

最近とくに目につくのは、物価指数の算定基礎の改訂である。従来は基準時が多は1937年ないし1938年であつたが、最近では第2次世界大戦の影響で各国ともそれぞれの経済構造がかなり変動しているし、基準時が余りに離れているし、戦前とは物価指数に対する要求が変つた等の事情から、最近では経済が安定したとみられるに至つたので、各国において Weights, 対象となる商品の範囲、類別の仕方等を中心に指数の改訂を行つていく。アメリカでは消費者物価指数について1951年初に Weights, 都市の選択を中心に部分修正を行い、フランスでは1949年を基準とする新指数に改訂し、イギリスでは消費者物価指数にふさわしく従来の小売物価指数を改訂するため特別な調査委員会を設け、目下調査中であり、極く最近では卸売物価指数の基準時、類別、Weights, 品目等の改訂を行い、指数の面目を一新した。

次に、主要国の物価指数とその算定方法を簡易に紹介しよう。

B. 主要国の卸売物価指数

(1) アメリカ

1. 調査機関 労働省労働統計局
2. 基準時 1926=100
3. 計算方法

(1) 加重算術平均

(2) Weights の決定方式

一般には1929年および1930年における平均販売高による。ただし、農産物については1929-1931年の3年間の平均販売高を、タイヤとチューブとは1945年の取替用取高を、自動車は1941年の新車登録高をそれぞれもとする。

(3) 商品類別の品目数と Weights

商品類別	品目数	1948年のWeights
農産物	62	20.46
食料品	105	21.42
皮革とその製品	41	3.21
繊維製品	112	8.17
光熱資材	26	14.29
金属とその製品	162	13.83
建築資材	107	6.53
化学製品	138	1.64
家具と家庭用品	64	2.27
雑	68	8.18
計	885	100.00

4. 調査方法

- (1) 対象となる価格 商業取引の一番最初の段階における卸売価格。
- (2) 資料入手の方法 工業製品価格は、原則として、郵便をもって製造業者から直接報告をとり、若干の標準的な工業製品、取引所で取引される商品については、通例、信頼できると考えられる公表資料による。
- (3) 調査回数 報告または資料収集は毎月または毎週1回。取引所で取引される主要商品については毎日。
- (4) 銘柄 約1,600—2,000。
- (5) 各期間の価格の内容 月次価格は、通例、週次相場(大部分毎週火曜日の価格)の4または5週分の平均、年次指数を計算するには年間平均価格による(月次指数にはよらない)。

5. 別な類別による指数

- 以上指数以外に次の種類の指数も発表されている。
- (1) 製造段階別の商品種類による指数(原料品、半製品、完製品)
- (2) 農産物を除く全商品の指数
- (3) 農産物と食料品とを除く全商品の指数

6. 週次指数

- (1) 調査対象となる商品の範囲 1932年から1948年11月18日までは月次指数の場合と全く同じ。1948年11月に新週次指数に代った。新週次指数の対象となる商品の数は115(月次指数の場合の1/3に相当し、そのサンプルとなるように選定し、月次指数に対応するように設計されている)。
- (2) 作成の目的
 - (イ) 毎週の商品価格の変動を示し、これによつて月次指数を補足すること。
 - (ロ) 月次指数発表前の2.3週間分の価格水準を判定すること。

7. 毎日指数

- 1926年基準。基礎原料を主とする28品目のニューヨーク市場の現物相場による。総指数、輸出品、国産品、農産品、食料品、工業製品に分類されている。

[2] イギリス

- 1. 調査機関 商務省
- 2. 基準時 1930年=100
- 3. 計算方法
 - (1) 算式 単純幾何平均。
 - (2) Weights 形式的には単純平均であるが、実質的には加重平均となつている。これは、選定した各商品の銘柄数を1930年における生産額と輸入額との総額に対する各商品の生産額と輸入額との全計額の割合に比例するようにとつているからである。

第1類 食料と煙草	銘柄数	相対的割合
穀類	20	10
獣肉、魚類、卵類	20	10
その他の食料、煙草	28	14
計	68	34
第2類 工業資材と完製品		
石炭	9	4.5
鉄と鋼	37	18.5
非鉄金属	8	4
綿花	10	5
羊毛	11	5.5
その他の繊維	9	4.5
化学製品と油脂	15	7.5
雑	33	16.5
計	132	66
合計	200	100.0

4. 調査方法

- (1) 対象となる商品の価格、資料入手の方法(不明)
- (2) 価格の内容
 - (イ) 課税物資については税込、補助金物資については補助金抜きのそれぞれの価格による。
 - (ロ) 月次指数における価格は、大部分、週次指数の価格4~5週分の平均。
 - (ハ) 年次指数は月次指数の幾何平均。
- 5. 別の類別による指数
 - (1) 建築資材だけの指数 別個に作成発表している。こ

のうちの各商品のWeightsは建築資材としての相対的重要性をもととする。

- (2) 工業資材と完製品(燃料を除く)とは基礎資材、中間生産物および完製品に細分され、それぞれにつき別個の指数が作成されている。

6. 新卸売物価指数

商務省は1950年秋から逐次指数の改訂を行い、1951年5月からは全面的な改訂を行った。改訂の主な理由はイギリス経済の構成が、ことに指数に含まるべき商品の構成が旧指数作成の基礎資料を集めた当時(概して1930年)当時とかなり変り、従つて商品の種類、類別、Weightsその他をなすべく新しい、できれば戦後の資料で改める必要のあつたこと、旧指数の類別では商品の分類上その重複を避けるため類別指数が所期の通りに利用しがたいこと、従つてまたなるべく広い範囲に利用できるように類別を細分するのが適当と考えられたこと等である。

改訂の要点は大體次の通り。

- (1) まず次の3に分けて発表する。
 - (a) 産業(公益事業等を除く)で使用される物資の物価指数(産業用資材物価指数) これは次の4の部門に分れる指数を含む。
 - (イ) 食料以外の産業用の基礎資材(燃料を除く)(ロ)機械製造業用資材 (ハ)電機製造業用資材 (ニ)土木建築業用資材 (ホ)住宅建築業用資材
 - (b) 主要産業生産物物価指数(石炭、陶磁器、人造樹脂およびプラスチック材、一般化学薬品、鉄鋼および粗鋼、鉄鋼板、ブリキ、鉄鋼管、双物、人絹、絨氈、醸造、木工、ゴム・タイヤおよびチューブ、刷子および帚)
 - (c) 重要商品または類別の価格指数(約40)

- (2) 全商品を含む総合指数は1949年以上遡つて発表する必要がないので、この分は今後発表しない。
- (3) 比較の基準時をすべて1949年6月30日現在とする。
- (4) Weights はすべて1948年の Census of Productionの資料による生産高または消費高を基とした。
- (5) 平均は加重算術平均を用いた。
- (6) 価格はすべて建値を用いた。運賃、割引または割戻を加算しないで計算したが、ただ鉄鋼の如く運賃が重要な部分を占めるものは若干についてのみ運賃をも加算した。

[3] フランス

- (1) 調査機関 国立統計経済研究所
- 2. 基準時 1949年=100
- 3. 計算方式
 - (1) 算式 固定基準による加重算術平均。
 - (2) Weights 各物資の1949年における取引高をもととする。
 - (3) 類別、品目数とWeights

類別	品目数	Weight
食料品	54	40
燃料およびエネルギー	58	15
工業製品	207	45

4. 調査方法

- (1) 調査時期 月末。
- (2) 資料入手の方法 公定価格は物価公報による。自由商品価格は卸売市場または正規の取引関係につき直接調査する。
- (3) 対象となる価格の内容

- (イ) 工業製品、葡萄酒、穀物はそれぞれの生産地または輸入地の卸売価格。
- (b) その他の農産物の価格は卸売市場(大部分、パリ)の価格。

5. 別な類別による指数

類別	品目数	Weights
工業原料	73	13.00
その他の工業製品	134	32.00
輸入品	43	11.42
穀物	6	5.97
石炭(国産)	1	3.77

[4] 西ドイツ(米英地区)

- 1. 調査機関 西ドイツ連邦統計局
- 2. 基準時 1938年=100
- 3. 計算方法

- (1) 算式 固定基準による加重算術平均。
- (2) 商品の品目数44(基礎資材のみ)
- (3) Weights とその決定方法
 - (イ) Weights は、米英地区における消費高をもととする。工業資材については各商品の1938年価格に1936年の消費高を掛けた金額をもとし、食料品については米英地区の正常消費の予想額をもととする。
 - (ロ) 類別をWeights

	品目数	Weights
食料	15	40
工業資材	29	60
計	44	100

C. 主要国の生計費指数

[1] アメリカ(消費者物価指数)

- 1. 調査機関 労働省労働統計局。
- 2. 基準時 1935~39年=100
- 3. 計算方法
 - (1) 計算方式 固定基準の加重算術平均。
 - (2) 対象となる品目とその Weights

- (イ) 対象となる物資、サーヴィス これの数量、種類は1934~36年における大都市普通所得世帯14,000で買った物資、サーヴィスをもととする。
- (ロ) 対象となる家計の規模 調査対象となつた14,000世帯は年収平均1,524ドル。年収500ドル以下および救済をうけているものはなく、年収3,000ドルを超えるものは総世帯数の2%未満。

費目別 Weights	費目別 Weights
食料 40.6	光熱、冷蔵庫費 5.1
衣料 12.4	家具、家庭用品 4.7
賃料 13.5	雑 25.7
計 100.0	

[2] フランス(パリーの家庭消費物価指数)

- 1. 調査機関 国立統計経済研究所
- 2. 基準時 1949年=100
- 3. 計算方法

- (1) 算式 固定基準の加重算術平均。
- (2) Weights の決定 国立統計経済研究所が1948年、1950年にパリー居住労働者世帯について行つた家計費調査をもとに各費目別 Weights をきめた。採用した標準世帯は16歳未満の小児2名を含む4人家族の賃銀所得者世帯で、家長は工業では職長以下、商業および官公吏では会計係以下のもの。

4. 調査方法

- (1) 調査日 資料については毎月15日を含む週間の最初3日間の価格、その他は毎月15日現在の価格。
- (2) 資料収集方法 賃銀所得者、下級サラリー・マンの家族を顧客とする小売業者に直接面接質問する方法をとる。全国的な経営網を有するチェーンストアについてはその中央事務局から報告をうける。燃料、電力、ガス、水道の経費は郵便によつて収集する。賃料に関する資料

は年1回利用者に面接して収集し、中間期には郵便で質問する。

- (3) 対象となる物資等と都市 全品目指数と6類別指数とは34大都市について作成発表する。1947年末現在対象となる物資、サーヴィスは賃料以外に約200種目での内訳は食料50種、衣料77種、家具、家庭用品31種、光熱6種、雑77種。販売税、消費税、自動車税等物資、サーヴィスに直接賦課される税を含む価格によるが、所得税、社会保障税は除く。賃料費には一部財産税を含む。

- (4) 調査都市 品目調査を行うのは食料価格は56都市、光熱費は35都市、その他(賃料を除く)は34大都市のうち18都市についてである。この18都市のうち10都市について毎月、8都市は34都市より毎月順次に選定して3カ月で一巡する。

[3] イギリス(暫定小売物価指数)

- 1. 調査機関 労働省
- 2. 基準時 1947年6月17日=100
- 3. 計算方法

- (1) 算式 固定基準の加重算術平均。
- (2) Weights の決定方法 1937~38年に特定労働者世帯の支出書に計上される物資、サーヴィスの金額をもととする。
- (3) 費目別 Weights

食料	賃料	光熱費	雑品	飲料・煙草
348	97	65	35	217
計	1,000			

4. 調査方法

- (1) Weights 決定のための調査の対象となつた世帯 労働省は1937年10月から1938年7月にわたつて労働者世帯生計費調査を行つて基礎資料とした。対象となつた世帯は一般に筋肉労働者および非筋肉労働者では年収250ポンドを超えない賃銀または俸給所得者。サンプルの数は10,500世帯。
- (2) 調査時 毎月15日に最も近い火曜日。
- (3) 資料収集方法 小売業者への質問書郵送による。補足的に面接質問を行う。
- (4) 調査回数 食料は毎月、賃料は少なくとも半年に1回、衣料と雑貨は概ね毎月、光熱関係は一部毎月、一部3カ月毎。

[4] 西ドイツ

- 1. 基準時 1949年1~3月=100(1938年=100のも発表)
- 2. 計算方法
 - (1) 算式 固定基準の加重算術平均。
 - (2) Weights 食料41、嗜好品7、賃料9、光熱6、衣料17、洗濯等5、家具家庭用品5、教育、娯楽7、交通3 (Weightsは家計費調査をもととするのではなく、平均消費額に応じて決定した)。賃料は旧式建物台所付き2室アパートメントを基準とする。
 - (3) 品目数 合計165、うち食料43、嗜好品5、賃料1、光熱7、衣料43、洗濯等16、家具、家庭用品31、教育、娯楽15、交通5

3. 調査方法

- (1) 調査対象となつた基準世帯とは4人家族(うち1名は14歳未満の小児)、1948年下期の支出月額270ドイツ・マルクのもの。
- (2) 資料収集は92都市について行われるが、収集方法は一定せず、質問書の送付と個人面接とを混用する。

当面の物価問題

1. 序論
2. 物価の動向と需要の問題
3. 物価の動向とコストの問題
4. 今後における物価水準と為替レートの問題
5. 今後における物価政策の諸問題

1. 序論

(1) 物価動向概説

朝鮮動乱勃発後、上昇の一途を辿ってきたわが国の物価情勢は、3、4月の頃からいわゆる中たるみ傾向となり、5月頃からは全面的に反落に転じたが、朝鮮停戦の交渉が開かれるに及んで更にその下げ足を強め、商品によっては、恐慌相場の出現すら云々され、デフレ来たるのささえ聞かれた。一方電力、主食等の値上げがあり、鉄道運賃その他の料金の値上りも予想されて、世上物価の上昇を非難し、インフレを危惧する声も盛んである。こゝにおいて世界的に一般気味な商況を反映したわが国の輸出不振が、国際価格に対するわが国物価の割高を深刻な問題として浮び上がらせたのである。

(2) 物価変動の要因

過去におけるわが国物価上昇の主因は、いうまでもなく海外市況の変化に基く輸出入価格の上昇が国内価格へ波及したことと求められるが、これに加わる副因としては、国内投資の活発化に伴う需要の増加、市況に対する国内の思惑需要の動き等があり、又出超による出資金の撒布が日銀ユーザンスの実施により、資金面におけるインフレ要因としてはたらいしたことなどが考えられることは、既に当月報第15号において概説したところである。3月以降の物価の一般乃至反落も、世界物価の中たるみを反映して輸出入価格が停滞乃至反落に転じ、輸入の増加と相俟つて思惑の行過ぎも是正され、又資金面からも入超がデフレ要因としてはたらいしたものによるものであることは、経済安定本部の年次経済報告が指摘している通りである。

(3) 物価問題の所佐

このような物価の動きは、「底の浅い」日本経済においては跛行的な様相を呈しつゝ大きな振幅を示したのであつて、現状は事態の一般とともにその振幅を狭めつゝ、跛行性が漸次調整されてゆく過程にあるといえるであろう。別の表現でいうならば、物価の上昇は

- (a) 需給関係(思惑を含めて)により物価が吊上げられる形が先行し、コスト関係により物価が押上げられる形がその後も追つてゆくという経過であり、又
- (b) まづ国際的商品の価格が上昇してやがて国内商品へと波及してゆき、或は

(c) 生産財価格の上昇が漸次消費財価格の上昇へと波及してゆく

という経過であつて、需給関係の面が一般化した状況となつた今日でもなおコスト面における物価上昇の要因が残つているところに、当面の問題があるといえる。

(4) 経済自立の鍵としての物価

今後のわが国の経済の運営が、いかなる方向をとるか、それは講和後の日本が経済的にも亦立ち止りて歩まねばならない苦難の途であるが、例えば国際通貨基金への加入の問題を考えてみても、現行為替レートの維持如何ということが問題となるであろう。この360円レートにおいて、わが国の正常な経済循環が可能となるも不可能となるも一に懸つて物価の帰趨如何にありとして各方面から注目の的となつていのであるが、このような意味から、当面する物価問題を若干拾い上げてみることにする。

2. 物価の動向と需要の問題

(1) 売手市場の弛緩

既に3、4月の頃から朝鮮戦局の緩和等を反映して、世界的な買付競争も一般し、いわゆる景気中たるみの状況を呈してはいたが、世界的軍備体制の基調は不変で、この秋頃からそれが本格化するであろうとの観測が一般的であつた。朝鮮停戦は局部的且軍事的な問題であり、世界の二大陣営の政治的対立は依然継続するであろうといわれているにせよ、緊張感が一時的には相当緩和したことは事実で、これが経済面に大きく響き米英の政府当局の再軍備計画遂行の必要性の力説にも拘らず、議会方面では軍事費の削減等その緩和を希望する動きも現われるに至つた。今後は再軍備計画は進められるにしてもそのテンポを緩めるであろうし、従つて世界的な需要増大の傾向も落ち着いたものとなり、或程度買手市場的な要素が復活して来たことは否定出来ないところである。

(2) 与件の変化と海外需要

わが国の過去一年の活況のもとであつた特需を含む海外需要が、右の世界市況の一環としていかに動いてゆくか、今後のわが国の物価動向を左右する大きな問題である。

(a) 先づ特需は停戦の声とともに減少を示すのではないかと観測もあつたが、軍事的及び政治経済的な見地から、依然従来の特需がなお相当程度継続しており、時には却つて一時よりもその発注量が増加さえしている。この今後の動向については色々その見方があるが、ともかく従来のような緊急需要的な色彩は薄らいで、商業採算的な性格が強くなる結果、価格問題が大きな要素となつてくるであろう。

(b) 仮りに停戦となつても、国連側としては朝鮮経済の復興と維持とに力を入れざるを得ない立場にあり、従つて前記特需について或程度計画的な朝鮮経済の復興と

維持のための措置がとられることとなる。このような措置に伴う需要のうち、どの程度がいつごろからわが国に期待出来るか、という問題であるが、わが国と朝鮮との地理的経済的な条件を考慮するときは、或程度これを期待して差支えないであろうといわれている。もとよりこの場合においても前記同様価格問題がその発注を大きく規定することとなるのは当然である。

(c) いわゆる新特需については、従来如き軍備の緊急性が落着き、計画のテンポが弛緩してくると、国内生産に俟つ部分が増加し、それが米国内経済にとつては、僅かなものであるにせよ、わが国経済にとつては相当大きく響き、これを期待することに樂觀は許されず、しかもこの場合マーケット声明に示されたような、コマースペースによる日米経済協力の線は、愈々その性格を強くするであろうと見られている。

(d) 結局において、一般の輸出の動向が大きな問題となつてくる。大勢としての世界的買付の一般状況、世界物価の漸落歩調に当面して、わが国の物価も低落傾向にあるため、輸出は必しも振わず、キャンセルの増加さえあつて、一時の輸出景気は逆転し、輸出滞貨を廻る金融問題にまで発展したが、これも漸次落付き最近では或程度回復する傾向にある。しかし過去一ケ年においてみられたような盛んな海外からの買付は先づ考えられず、特にグレイマーケットからの需要減により、既に直面していた価格問題は一層深刻なものとなるであろう。もとよりわが国としては、不安定なグレイマーケットの需要に頼ることなく、その正常な輸出の伸長が望ましいことはいうまでもないところであるが、この点に関連して、中国との間の貿易が政治的情勢から当分復活を望み得ないとなれば、これに代る意味も含ませて、特に東南アジア諸国からの需要を期待したいところである。今後國連側の東南アジア諸国に対する軍事、経済及び技術援助は、相当に力が入られることと予想されるか、これに伴う需要がどの程度わが国に期待出来るか、再軍備計画のテンポ緩和に伴い、米英に可成りの経済的余力が出てくるとすれば、この問題も仲々樂觀をゆるさないであろう。特に東南アジア諸国との経済的交流は、これら諸国の政治的な条件、就中民族意識の問題等が絡んでいるだけに、その今後の動向には、慎重な配慮を要するものである。

3. 物価の動向とコストの問題

(1) コスト上昇の要因

前述の如くわが国の物価情勢は、需給関係による価格の上昇が先行し、原料費、労務費等コスト面の上昇は一般的に左程甚しくなかつた。従つてこれが企業利潤の増大となつて現われ、「利潤インフレ」という言葉で説明されたわけであつたが、このように同じ物価の上昇でも、終戦後の三年間においてみられたような賃金と物価の悪循環を示した悪性インフ

レの形とは異つていことに注意しなければならない。コストの問題は大きく分けて、海外からの輸入原料の値上りの問題と、国内の循環高の問題とになるであろうが、特にわが国の如き海外依存度の高い国においては、前者が大きく問題となるのも亦已むを得ないところである。原料買付価格自身に上昇をみたものもあるが、特に海上運賃の上昇が輸入価格を上げたことが問題としては決定的であり、買付先の転換に伴う値上りと共に、わが国の輸入価格を上昇せしめた大きな原因であつた。国内的な循環高は、特に食料価格が安定していたせいもあり、消費者価格指数の上昇も緩慢で、賃金の上昇が物価の上昇ほどに甚しくなかつたことが、一般的にはこの問題をさほど決定的なものとしなかつた。しかし一部資材等の値上りがコストに響いて、多少なりともこの面から価格の改訂が必要となつた部門も少なくなく、今日その調整過程にあることは前述した通りである。

(2) 二つの場合

右のようなコストの上昇も価格が引合つている限りにおいてはさしあたり問題とはならないが、グレイマーケット価格が崩れて市価が大きく動いてくると、コストに弾力性のある部門が左程苦痛を感じないで済むのに対し、その逆の部門ではコスト面に弾力性のないことが、輸出価格の引下げに大きな困難を齎らす問題となつてくるのである。以下この代表的なものとして繊維関係で綿糸、鉄鋼関係を棒鋼を例にとつて検討してみよう。

(a) 綿糸

一時輸出価格では一捆当り16万5千円、国内市価では実に23万円を唱えた綿糸も最近では輸出価格で12万円合、国内市價は10万円合となつていながら、過去において米綿その他輸入綿花の価格が逐次上昇し、又賃金その他のコスト上昇があつたとはいえ、まづコスト割れの状態は考みられず、逆に新蓋の価格下落を見込むときは、一捆当り8万円合でもなお引合うであろうといわれている。これは一封度当り55セント余りであり、米国における綿糸価格一封度当り85セントに比べれば可成り下廻る価格である。

(b) 棒鋼

これに引かえて例を棒鋼にとつて鉄鋼価格のことを考えてみると、問題は深刻である。朝鮮動乱勃発当初はむしろ建値も市価も輸出価格に引摺られて上つてゆくという経過であつたが、本年に入つてからは3月頃からは輸出価格が頭打ちとなりやがて反落に転じたあとを追つて、国内市価も反落していつたにも拘らず、建値のみ却つて逐次上昇し、最近では建値が市価を上廻つていような状況である。

このような建値の上昇は、なほ相当の利潤を見込んではいるにせよ補給金撤廃の影響によるものの外は、輸入原料の価格上昇による部分が大きいのであつて、この点に今後の問題がある。即ち、8月現在の建値136弗は、

米の82弗、ベルギーの84弗、英の58弗、独の57弗等に比べて極端に割高である。現在、輸出はいまだに140弗程度でも多少の引合がある状況であるが、これが崩れた場合、仮に米国やベルギー程度迄建値を下げ得ないとしても少くとも輸出可能の価格にまで引下げられるのでなくてはならない。

前述の建値136弗は相当の利潤を見てあるとはいえず、現状のままでは110弗を割ることは困難であろうといわれている。しかし輸入原料の価格上昇は、原料及び鉄鉱石を中国に仰いでいた分が主として米国に振り替えたためと、その他からの輸入分も含めて、海上運賃が2倍乃至3倍に上つたことによるわけであるが、後者の影響がむしろ大きな問題であり、例えば海上運賃が朝鮮動乱勃発前の状況にまで引戻すならば、必しも中国からの原料輸入がなくとも、90弗を下廻る建値さえ可能であるといわれている。このようなことが望み得ない限り、わが国においては鉄鋼価格の問題は、常に何等かの形で解決を迫られる課題となるであろう。

(3) 米価改訂問題

朝鮮動乱以後比較的安定していたといわれる食糧価格も、農業パリティ指数の上昇とともに財政上の問題とも結んで、遂に3月から主食類の消費者価格の引上げが行われるに至つた。5月末の確定パリティ指数238と、9月末の想定パリティ指数250をもととし、従来の特別加算額15%を5%に切下げて26年産米の生産者価格1石当り7,030円と概定され、これを基礎として食糧管理特別会計の採算を考慮しつつ消費者価格は10キロ当り620円と決められたわけであるが、その後の物価情勢からは、9月末パリティ250はやゝ高きに過ぎるのではないかとの見方が強いようである。7,030円という生産者価格は消費者価格決定のための前提として一応概定されたものであり、9月末パリティ指数が確定するに及んで、正式に決定をみることとなるであろうが、9月末パリティ指数が250を相当下廻つた場合、生産者価格はいかに決められることとなるであろうか。米価の問題は生産者側の要求と、消費者側の要求とが最も鋭く対立する問題であるだけに、今後注目を集める問題である。しかも主食の統制撤廃の問題が色々の角度から考慮されている際でもあり、米価問題の帰趨は今後の大きな課題の一つであろう。

(4) 物価と賃銀の問題

日銀卸売物価指数についてみると、大幅に上つた生産財価格とは対照的に、消費財価格の値上りは比較的緩慢であり、それは繊維関係の著騰にも拘らず、食糧、特に主食の値上りが1割余であつたこと、或は交通通信、電気瓦斯等の料金が公定されているために比較的安定していること等の理由により消費者物価指数が、同様に比較的緩慢な上昇をみせていることと軌を一にするものである。本年4、5月を頂上として、繊維関係の値下りが大きく響いたため、両物価指数は共に反

落したが、主食、電力等の値上りがあり、更に又諸料金関係の値上げが予想される今日、今後のこれら両指数の動向が如何になるかは、賃金の動向を決定する上において大きな問題である。賃金情勢は5月迄は概ね消費者物価指数と同様の上昇経過を辿つてきたが、6月7月と賞与等の関係もあつて相当の上昇を示し、今後の物価の動向の如何によつては、公務員給与ペースの改訂等とも絡んで、賃上げ攻勢が盛んになると見る向もある。しかし以上のような消費財物価の値上り、又は賃上げの情勢も大局的にみれば一つの調整過程であり、必しもこれによる一般物価の循環高を危惧するには当たらないのであつて、消費者物価指数も、賃金指数も今後は概ね横ばい乃至微落であろうとの観測も行われている。いづれにせよ、今後における消費者物価指数及び賃金の動向は、今後の物価に影響する大きな問題であろう。

4 今後における物価水準と為替レートの問題

以上のようにして、過去における物価の動揺が、漸次調整されてゆくものと考えられる場合、問題となるのは如何なる水準にわが国の物価が落付くかということである。朝鮮動乱直前において360円という為替レートで、わが国の物価が世界物価と均衡していたか否か、当時なおわが国物価は割高であつたという人もあり、又逆にその頃は割安であつたと唱える向もあり、別掲の研究論文もこの点に関する解答を与えようとする一つの試みである。仮りに当時360円レートにおいて均衡がとれていたとすると、それ以後日銀卸売物価指数において平均50%の上昇を示したわが国物価水準は、平均20%に満たない米国の物価水準に対して、相当の割高な地位にあることとなる。従つて米国の物価上昇程度に迄今後物価水準を引下げようとするには、現在水準が更に20%以上引下げられねばならないわけである。もとより為替レートの問題は平均的な物価水準の問題としてよりも、個々の具体的な商品の輸出入価格の問題として考えられるものであるが、それにしてもわが国の一般物価水準は、更に下降した線において落付くのでなければ、360円レートにおいて経済の正常な循環を営むことには、相当の危惧を伴うであろうとの論がなされているのも頷けるところである。しかしこのことから直ちに巷間伝えられるように、為替レートの切下げが結論されるわけのものではない。レート変更の問題は、単に両国の卸売物価の情勢を形式的に比較して導き出されるものではなく、現実の情勢に従つて実質的にその必要性を検討しなければならないものである。即ちこのことから結論されるのは、レートの切下げの必要性ではなく、国際価格に照応した物価引下げの必要性ということである。卸売物価指数についてみると、動乱後の平均上昇率50%を上廻るものは、金属及び金属製品、建築材料、雑品、繊維品の順であるが、この四類別で44%余のウェイトを占めているので、物価水準の引下げはこれら商品の価格の引下げがどの程度に可能であるかに懸るわけである。鉄鋼関係については前述の如き情勢であるから、何等か

他の打開策が講ぜられない限り、たゞ財政金融面において操作するだけでは物価水準の引下げにも或程度で限界があるといわれる所以である。

5. 今後における物価政策の諸問題

(1) 物価水準

以上述べたような諸点を念頭に置きながら、当面の物価政策における問題を考えてみると、第一に今後の物価水準をどこにどういう風に目標をおいて考えるかということである。抽象的には、現在及び近い将来に予想しうる海外物価を前提として、この際国内物価水準のアンバランスを是正したところで一応の新しい物価水準が決まるように考えること、具体的には全体としてわが国物価を360円レートで引合線迄に国際物価に鞏寄せするということであろう。このような方針を採ることが、経済の実勢に対して果して妥当であるか否か。例えば輸入引取資金の金融や輸出滞貨金融の問題に絡んで、大いに争われたところであるが、やはり国際的水準にまで物価を引下げるといふことは、当面の基本的な方針となるであろう。

(2) 物価統制

第2には、物価統制の方法の問題である。国際価格との関連において、わが国物価の問題を考えるときに、物価統制は過去においてみられたような、個々の価格の統制という形で行われるよりはむしろ大きく経済全体のコントロールのうちに自ら価格の均衡を期待するという形で行われることが本筋となるであろう。現に過去一ケ年の価格の上昇を価格公定という形によつて全面的に抑えることは、わが国のような経済では到底望み得ないところであつた。今後においても己むを得ないものについては、価格、料金等の個々の統制を補足的・選択的に採るとしても、全体としては財政、金融、貿易の面における間接的な規制に依つという方針は、情勢に重大な変化がない限り引き続き継続されるであろう。

しかし政府が基準価格を示し、政府関係機関の買付など一つの標準を与えることにより、この面からする不当な価格吊上げを防止したり、或いは特定の物資について、政府の手によつて、一定の基準価格による売買操作を行うことにより、需給と価格とを調節するというような方法も採用されるであろう。このような方法があくまで補助的な意味のものであり、これに物価の大勢を規制する大きな効果を期待すべきではないと考えるべきか、或はこのような方法を或程度広汎に考えるべきか、今後の問題であろう。

(3) 価格差補給金

第3は価格調整補給金の問題である。従来のような形における価格補給金の復活は差当り考えられないであろう。しかし需給の変動、コストの変化などは必しも平均的に起るものではないから、外的条件の如何によつて或る業種はなお相当の高収益を挙げつづけ得るであろうし、逆に或る業種はコスト切下げの努力にも拘らずなおその赤字を如何ともなし得ないものも起つてくるわけである。この後者のような場合において、そこに特別に異常な原因が考えられ、しかもなおその業種の維持保護ということが国の政策として最少限度必要で

あるという判定が下される場合には、そこに何等かの形で財政による援助を考慮することが問題となるであろう。しかしそれは生産者価格と消費者価格という二重の統制価格を前提とし、その間を調整するという形の補給金形式ではなく、与えられた市場価格においては成り立ち得ない企業の経理を、別途補強するという意味の補助的な色彩のものとなると考えられよう。

(4) 企業利潤の調整

第4には企業利潤の問題である。物価統制は過去においてコストに適正利潤を加えたところで価格を統制するという、いわば利潤統制の役割をも担つていたのであるが、こういう形での統制が撤廃されて、しかも景気が強行的である場合に起る利潤の偏在を、何等かの形で調整しようとするのが問題となるであろう。過去一年の経過はまさにこの点において「利潤インフレ」といわれたように、企業の高収益が良い意味においても、悪い意味においても問題となつたのであつたが今後においても企業利潤を捕捉し、その濫費を防止し、その有効な使用を期待するという意味において、税務の適切な運営と投資の調整ということが問題となつてくるであろう。

(5) 物価安定の条件

最後に物価の安定を確保する条件の問題である。国内的な条件と、国外的な条件とに分けて考えるのであろうが、先づ国内的には資金面からのインフレ要因を絶対に起さないようにすることが物価安定の条件であろう。警戒しなければならないのは、赤字財政から起るインフレであるが、この点については今後財政は新たに予想される諸負担をいかに処理し、必要とされる財政投資をどの程度に賄ふこととするか、財政は果して収支の実質的な均衡を維持しうるか、財政において仮りに支払超過となつても金融面においてこれを調整し、総合的に資金の需給を均衡させようか等極めて困難な問題を包蔵しているのである。

次に国外的な問題と、国内的な問題の結びついたところで貿易の問題がある。輸出入バランスの確保、特に原料、食料等に対する輸入の確保ということが、過去一年の経過に徴しても物価安定の条件として物資面からみて重要な問題であるが、同時に又資金面からみても、輸入の伴わない輸出増加は外国為替資金特別会計の撒布超過という形でインフレ要因となるものであつて、この点、特にポンド地域に多く輸出し、ドル地域から多く輸入するという貿易構造の下において、しかもポンドとドルの交換性が絶たれているところに、今後の大きな問題があるといえよう。

最後に海外物価の波及の問題である。もとより今後は過去一年間にみられたような急激な物価上昇を起す市況の変化はまづ考えられないであろうが、しかし場合によつては可成りの大幅な動きがないとも限らないであろう。この場合わが国の物価がこの波をかぶつて大きく揺れることを最少限度に喰いとめるためには如何にすべきか、過去一年を顧みて、政府当局としても業界としても打つべき手、採るべき措置に過つた点があるならば、それを今後の戒めとして、物価安定の条件を確保するように努めなければならないであろう。

(昭和26.8.25記) (大蔵省調査部)

最近の賃金と物価と為替相場

1. 均衡において、賃金水準と物価水準とは均衡でなければならぬ。一般に、競争が完全ならば、両者はその平均と限界とにおいて相ひとしく、不完全ならば、両者限界において比例的でなければならない。

現実において、経済はかならずしも均衡ではなく、したがって、賃金水準と物価水準とはかならずしも一致しない。賃金水準が物価水準よりも高ければ、ケインズの意味において利潤デフレインの状態であり、前者が後者よりも低ければ、ケインズの意味における利潤インフレーションである。

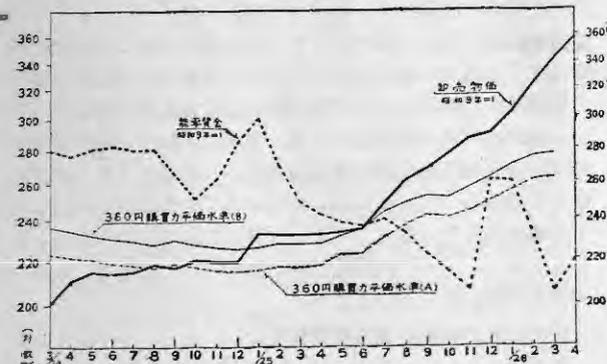
利潤インフレーションまたはデフレインという表現は、ケインズの「貨幣論」におけるものである。ケインズはその基本方程式を

$$\text{物価水準} = \frac{\text{賃金水準}}{\text{労働の能率係数}} + \frac{\text{投資-貯蓄}}{\text{産出量}} = \text{能率賃金率} + \text{利潤率}$$

というかたちであらわしているが、この方程式において、利潤がプラスならば利潤インフレーション、それがマイナスならば利潤デフレインであるという。この利潤が投資と貯蓄との差によつて決定されることをあきらかにした点が、この基本方程式の特徴であるが、「一般理論」において投資と貯蓄についてのこのような説明のしかたを修正したことが、多くの議論のたねとなつたことはよく知られているとおりである。

ここで賃金水準というとき、それは能率賃金水準、いかえれば、生産物一単位あたりの賃金率であることに留意しなければならない。物価は生産物一単位あたりについてのものであるから、これは当然であるが、しかしとかくわすれやすい点である。

第1図 賃金・物価・為替の関係



2. 第1図は昭和9年を基準とする能率賃金水準と卸売物価水準とを比較したものである。あきらかに、能率賃金水準と卸売物価水準とは昭和25年6月において、昭和9年当時と同一の均衡状態にあり、それ以前においては、利潤デフレイン、それ以後においては利潤インフレーションとなつている。

3. 昭和25年6月において、能率賃金水準と卸売物価水準とが、昭和9年と同一の均衡状態にあるということは、若干の説明を必要とするであろう。

昭和9年前後における能率賃金水準と卸売物価水準との関係は、つぎの表によつて示ることができる。

	能率賃金指数	卸売物価指数
昭和5年	157.4	88.5
6年	150.2	74.8
7年	136.7	83.0
8年	122.2	95.1
9年	108.5	97.0
10年	99.8	99.4
11年	93.0	103.6

備考 (1) 昭和9~11年=100

(2) 能率賃金指数は $\frac{\text{製造工業雇用指数(a)} \times \text{製造工業賃金指数(b)}}{\text{鉱工業生産指数(c)}}$

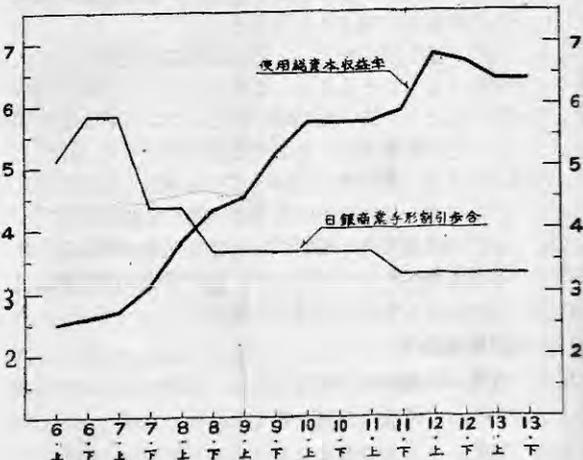
による。ただし(a)、(b)は内閣統計局調、(c)はG・H・Q調による。

(3) 卸売物価指数は日本銀行調。

すなわち、能率賃金水準は年々低下し、卸売物価水準は昭和6年以降年々上昇している。問題はどの年が均衡にもつとも近いことである。昭和9年が均衡にもつとも近いであろうという推定はつぎのような理由にもとづくものである。

会社企業の使用総資本収益率と、日銀商業手形割引歩合とを比較してみる。経済が均衡状態になるならば、前者は後者よりもある程度大きいのでなければならない。そして、その差は産業投資の危険をつくらう程度の大いさであつて、それ以上でも、それ以下でもあつてはならない。

第2図 使用総資本収益率と日本銀行手形割引歩合(%)



第2図からもあきらかなように、そのような条件にちかいは昭和9年にあたるようである。

このことは、使用総資本収益率のみでなく、外国為替相場も物価水準も、昭和9年中を通じほぼ安定であることによつて、さらにうらづけられている。

以上によつて、昭和9年が均衡に近い年であるというとき

それがとくに利潤デフレインでも、利潤インフレーションでもない年に近いという意味にはかならないことがわかる。したがつて、このことは、昭和25年6月が利潤デフレインから利潤インフレーションへの転換期にあたることをしめすものである。

4. 能率賃金水準と卸売物価水準とが均衡であるとすれば、それは国際経済面においても均衡状態にあるはずである。いかえれば、日本経済は360円レートにおいて、国際收支の均衡を実現しうる状態にあるはずである。

そして、この推論は、事実によつては確認される。

5. 第1図において、360円購買力平価水準(A)は、昭和9年基準のアメリカ卸売物価指数をしめすものであるが、ただ、これに、360円に相当する購買力平価水準をしめすためにつぎのような加工をほどこしてある。

$$\text{購買力平価は} \\ \text{為替相場} = \text{基準年の為替相場} \times \frac{\text{日本の物価指数}}{\text{アメリカの物価指数}}$$

によつて、算定されるから、360円レートを購買力平価とする指数は、昭和9年を基準とするならば、

$$360 \text{円レートの購買力平価指数} = \frac{360 \text{円}}{3.36 \text{円}}$$

×アメリカの物価指数(昭和9年基準)

によつてえられる。ただし、3円36銭は、昭和9年における日米為替相場の平均値である。

右の(A)曲線は、昭和25年6月においては卸売物価水準と一致していない。しかし翌7月の位置をみると、もし、朝鮮動乱がおこらなかつたならば、そのひらきはいちじるしくせばめられたであろうということが推測される。昭和25年6月ないしは7月(朝鮮動乱なかりし場合)がほぼ均衡状態であろうということは、かくて、購買力平価の面からも推測できるわけである。

6. 昭和25年6月の国際收支が均衡であつたかどうかということは、簡単に判定できる問題ではない。なぜなら、この月における輸入額(または経常支払額)は為替管理上の人為的な干渉によつて、いちじるしく影響されているからである。

これらの事情によつて影響されない国際收支状況を見るためには、何等かの理論的仮定をもちけるほかない。そのため、つぎのような想定をする。

昭和25年における国際收支上の問題の中心は、対日援助による輸入をまかなうにたる輸出(または経常収入)を実現するという点である。したがつて、すくなくとも、昭和24年中に対日援助物資をふくめて輸入した輸入の代価を支払うにたる輸出(または経常収入)の水準に到達したならば、国際收支の均衡は、第一次的には実現されたものといわなければならない。

右のような想定にもとづき、昭和25年1月以後の外国為替受取額を昭和24年中におけるアメリカの物価水準を基準としてデフレイトしてみるとつぎのようになる。

外国為替受取額(1) (貿易外をふくむ) 同上、昭和24年アメリカ物価水準換算

昭和25年1月	42,288千弗	43,266千弗
---------	----------	----------

2月	43,474	44,132
3月	57,704	58,577
4月	69,185	70,132
5月	77,369	76,923
6月	73,401	72,331
7月	68,030	64,729
8月	99,187	92,396
9月	94,629	86,538
10月	107,664	98,684
11月	115,043	103,858
12月	160,330	141,760
昭和26年1月	135,667	116,819
2月	146,489	123,670
3月	161,557	136,094
4月	208,205	175,864
5月	203,480	172,820

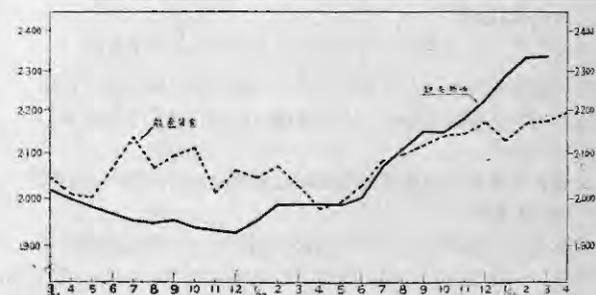
備考 (1) 外国為替管理委員会調による。

昭和24年中の輸入総額は対日援助物資輸入をふくめて、月平均75,476千弗であるから、昭和25年5月および6月においてこの水準に到達していたことがわかる。このことは、国際收支上の、第一次的な均衡点が、昭和25年6月前後にあらわれていたことを推定せしめるにたる事実というべきであろう。

7. 以上の推測にもとづき、昭和25年6月において、購買力平価および国際收支上の均衡があらわれたものとすれば、360円レート購買力平価水準は、第1図において、(B)曲線の位置にシフトしなければならない。すなわち、アメリカの物価水準を基準にして考える場合、360円レートと均衡する物価または能率賃金水準は、ほぼ、(A)、(B)両曲線によつてしめされるような位置になければならないことがわかる。

8. アメリカの能率賃金水準と物価水準とが均衡状態にあるかぎり、右の結論に特別な留保をつける必要はない。しかし、アメリカにおいても両者かならずしも均衡でない。第3図であきらかなとおり、朝鮮動乱以後、とくに、中共介入以後、やや利潤インフレーション的傾向がみられる。しかし、アメリカにおける能率賃金と物価との不均衡は、過去においてもそれほどはなはだしくはなかつたし、現在においてもそれほどいちじるしくはない。

第3図 アメリカの卸売物価と能率賃金



アメリカにおける財政支出の大きさや労働組合のつよさを考慮すれば、おそらく、物価の位置に能率賃金が適応するこ

とによつて均衡が回復されるものと予想していいであろう。したがつて、(A)、(B) 両曲線のみによつて 360 円レイト均衡水準を観測してもおそらくは大過ないであろうとおもわれる。

9. 昭和 25 年 6 月が賃金、物価、為替の均衡点であつたということが正しいならば、昭和 24 年 4 月に決定された 360 円レイトはつぎのような意味ないし効果をもつていたことがわかる。

(1) 360 円レイトはその設定当時、公定物価水準に対してはやや割安であつた。価格補給金ややみ物価との関連を考へても、おそらく、それほど割高でなかつたかもしれない。

(2) しかし、当時、能率賃金水準は物価水準よりもいちじるしく高位にあつたから、360 円レイトは、この利潤デフレーションを労働能率の大幅の上昇によつて解決すべきことを要請していた。

(3) その後約一年の経過は物価水準の若干の改訂による 360 円レイト水準への適応と、能率賃金水準の漸進的低下によつて、昭和 25 年 6 月頃ほど均衡への適応を完了した。

10. 朝鮮動乱によつてひきおこされた賃金、物価、為替不均衡の現状については、つぎのような診断を下すことができるであろう。

(1) 能率賃金水準と物価水準とはいちじるしく不均衡であり、それは利潤インフレーションのかたちをとつている。

(2) 360 円レイトに均衡する水準は、現実の能率賃金水準よりも高く(約 20%前後)、現実の物価水準よりも低く(約 20%前後)、ほぼ両者の中間にある。

(3) したがつて、物価水準の割高を訂正することと賃金水準の割安を訂正することは、現状においては、かならずしも矛盾しない。

(4) このことは、いいかえれば、日本の経済が現状において、国際競争力を減少しているかどうかということは一概には結論できないということになる。なぜなら、競争力を決定するものは、本質的には、能率賃金水準であるか

(116頁より続く)である。

経済復興計画審議会等の一部を改正する政令(26.4.30.政令第119号)

本年3月27日の閣議決定(審議会等の整理に関する件)に基き、経済安定本部の所管に属する経済復興計画審議会、資源調査令外三審議会等について委員の任期の規定等を改正したものである。

電気事業会社の再編成の承継に関する政令(26.4.30.政令第125号)

電気事業再編成令による新電気事業会社が企業再編成計画に基き、指定会社の社債の承継をした場合においては、直ちにその旨を公告すべきこととし、その場合は、新会社の設立登記にあつては、承継した社債についても登記すべきものとし、その社債の登記の手續を定めたものである。

らである。

(5) 割高な物価水準は、朝鮮動乱によつて外部からひきおこされた一時的攪乱の表現であり、停戦は、このような攪乱が日本経済に対する長期的な歪曲をくわえる結果となるのを防止する結果となることが期待される。

(6) 割高物価は訂正せらるべきであるが、それは外部的インフレーション要因の減衰によつて、不可避的にもたらされることが予想される。そして、それは過渡的な金融困難をひきおこすかもしれないが、経済の実体に対しては、本質的な問題を追加することにはならないであろう。むしろ、これによつて経済構造の健全化が期待できるであろう。

(備考) 為替相場の均衡水準を、物価指数の比較のみでおこなうのが普通であるが、これは、比較される両国において、賃金と物価とが均衡しているかぎりにおいてのみ、合理的である。現在の日本におけるように、能率賃金水準と物価水準とが不均衡な場合には、均衡水準は、賃金と物価とが均衡すべき水準についてのものでなければならぬが、それは、かならずしも、現実の物価水準のみによつてあたえられるべきものではない。均衡すべき水準はどこにあるかは、国際収支の均衡と国内経済の均衡(産業投資と純貯蓄との均衡、企業損益の均衡、家計収支の均衡)とが同時に成立するような条件が実現される位置でなければならぬ。

最近までのように、利潤インフレーションのかたちで不均衡があらわれ、それが国際収支の受取超過ともなつているならば、均衡水準が物価水準に近い位置で実現される可能性があることは否定できないであろう。しかし、もし、この物価水準が、休戦による情勢の緩和と結合して、輸出の減退をもたらすとすればそれは(A)、(B)曲線の位置での均衡をもたらす可能性が多いであろう。

附記 本文は調査部内における一つの研究である。従つて未だ大蔵省の公式の見解という程度に至つていないものであることを念のため附記しておく。

(大蔵省調査部)

食糧管理法施行令の一部を改正する政令(26.4.30.政令第126号)

食糧管理法施行規則の一部を改正する省令(26.4.30.農林省令第26号)

飲食営業臨時規程法(昭和24年法律第52号)が5月1日に失効するのに伴い、米飯を主要食糧の一種としてとり上げ、米飯の営業者を米の取扱をする者としてではなく、米飯の提供という業態の下に捉え、これを規整しようとする制度を実現するための改正である。命令で定める一定の資格要件を具え、且つ命令で定める一定の手續によつて都道府県知事の登録を受けた者(米飯提供者)でなければ、業として飲食設備を設けて米飯を提供することができないという規定が基本となつており、このための諸手續規定、監督規定等が設けられている。

米価の算定の基礎と電力料金の改正について

本稿は最近の物価問題として注目をひいた米価及び電力料金の決定に関し、特に物価庁に解説をわづらわしたものである。(大蔵省調査部)

1. 米価の算定について

(1) 米価決定の困難性

米価は、生産者価格・消費者価格共に今日公定価格として「作られた価格」であることは全く周知の事実である。

生産者価格は、農業パリティ指数に依つて計算し、全く機械的にきめられ、更に消費者価格はこれに中間経費を加えることによつてきめられることになつている。

しかるに毎年米価が機械的にきまらずに、問題になるのは何故であろうか。

それは、戦後の日本経済がなお根本的に不安定であつて、生産者に対して、消費者に対して、同時に適正な価格が米価について成立しがたいからである。即ち戦後における農業生産の社会的・経済的な構造的変化、都市勤労者の生活水準と構造の低位における不安定性に起因するものと言えよう。

総人口において、国民の略々半ばを占める農業人口が、国民所得において実現する所得は略々20%である。昭和21年において31.9%と未曾有の膨脹を示したのであるが、これは戦後の極度の食糧不足による食糧経済の混乱と、異常な価格及び関取引等による農業収入の増大と見るべきであつて、其の後食糧経済の正常化、鉱工業の生産回復に伴い、農業所得の国民所得総額に対する比率は低下の傾向を示して来た。しかしてこの農業所得の中、略々40%は供出食糧に依つて実現せられている。此のように供出食糧が農業所得において極めて重大な比重を持つが故に、其の価格決定にあつては其の方式と云い、其の水準と云い共に至大な関心が注がれ常に論議の焦点となつて来た。特に農家経済が窮乏化の方向をとる今日、一層此の傾向が強い。

他方消費者にとつてもその消費支出の中、配給主食の占める比率は極めて高く、一般都市生活者においては略々15%、炭坑労務者においては略々30%と云うような高率を示している。従つて配給主食の価格が戦前及び終戦直後の二重価格制の如き方策がとられていない今日、生産者の供出価格が上昇する場合、当然にはね返つてそれだけ家計を圧迫することとなる。生活水準が都市生活者において、戦前の略々70%、国民全体としても82%程度の低位に停滞している国民生活にとつてこれ又脅威と言わざるを得ない。このような利害相反する兩者を前提とする所に米価決定の困難性が胚胎する。

米価決定に當つての既往の数次の会合(米価審議会)をかえりみても、常に決定せられた米価は、生産・消費の兩者にとつて満足を与え得たことはなかつた。その一般的な原因については前述した所であるが、更に云うならばそれは食糧管理制度のもとにある米価の算定は、此の制度のもつ二つの職

能——即ち生産者に対しては独占的な購買者として、消費者に対しては独占的な販賣者として——のもとに、生産者米価の算定にあつては、農家の経営計算を行い、農家経営の立場からその生産費を償わないほどの安価であつてはならないし、又消費者米価の算定にあつては国民の家計計算を行い、国民家計から見てその生活水準の維持を不可能にする程高価であつてはならない。このような生産者と消費者との両面の要求の調整をはからなければならない所に米価決定の根本的な困難性がある。農業生産の飛躍的な増大が期待せられない限り、此のような困難性は、公定米価設定にあつて常につきまとう宿命とさえ言い得る。

(2) 従来の米価決定の経緯

それでは前述のような宿命的な困難性を背負いつつ、実現せられて来た計算価格としての公定米価は、戦後如何なる経緯を辿つて来たであろうか。

戦時中一貫して重要食糧価格政策の基本的な考え方は農業の再生産確保、農村インフレーションの防止及び国民生活における主食価格の負担の軽減であつた。即ち農家より政府が買入れる米麦の価格は生産費及び物価その他の経済事情を基準とし、政府が一般消費者用に賣り渡す価格は、家計費及び物価その他の経済事情を基礎として定めたのである。ここにおいて政府買入価格と政府賣渡し価格との乖離が生ずると必然的に二重価格が採られた。即ち政府の買入価格と賣渡し価格との差額は食糧管理特別会計において負担せられた。

(a) 昭和20年産米の価格決定

この考え方が戦後の昭和20年産米についてもとられた。即ち昭和19年産米の生産費1石当92円84銭より政府買入価格は92円50銭と決定され、更に販賣価格は前年即ち昭和19年産の石当46円がそのまま据置かれた。

しかるに昭和20年産米は39,178千石という未曾有の凶作を現出し、且つ国民経済は戦後インフレーションの大きな動きをはじめたため、19年産米の生産費を基準とした米価では米の再生産は勿論、農家の生活すら危険に陥るので米価の改訂を行わざるを得なくなつた。かくして20年11月に入つて92円50銭は150円と改訂された。これにともなつて政府の賣渡し価格も亦12月に至つて改訂せられた。即ち昭和18年11月以来1石当46円の据置のままであつたが、消費者の負担力と、国家財政の負担力との両面から見て、1石当29円の引上げを行つて75円と決定せられた。もつとも此の価格は21年に入つてから次に述べるような事情からして改訂せられてはいるが、米価決定の根本理念は全く従

来通りであった。

(b) 昭和21年産米の価格決定

即ち21年に入つては、此の年も又前年からの主要食糧の生産供出上の悪條件は引き続き、供出成績は不振を極め、他方国民経済全般を見ればインフレーションの動向は益々激しく物価政策として何等かの方法がとられねばならない情勢にあつた。

このような情勢の下に、21年3月物価安定の総合施策の一環としての低位安定を企図する物価体系が構想せられた。このような構想に基づいて20年産米の価格の第二次改訂が行われ150円から300円に政府の買入れ価格が引上げられ、既に供出された分についても適用された。これに伴つて政府の賣渡し価格も75円から250円に引上げられ、差額50円については国庫負担とされた。

さて21年産米の価格決定についてであるが、食糧管理法によれば、4月迄に前年産米の生産費及び経済事情を参酌して決定する事になつていのであるが、インフレーションの進行過程において、前年産米の生産費に基づいて出来秋の米価を予測することは極めて困難であつた。そこで当初に従来の方法に従つて20年産米の生産費を基礎として、現在迄の諸費目毎の値上り状況により、21年産米価を推定して標準買入価格を石当り600円、又標準賣渡価格を300円と推算した。

この推算は、昭和21年産米の推定生産費605円89銭と物価参酌値と標準価格との比率に依り算出した価格562円23銭とを勘案し、昭和21年産米の標準価格を600円とした。又賣渡価格は昭和21年7月の物価参酌値393円27銭と工場労働者の家計費より、家計負担に耐える程度の価格250円とを勘案し300円と推算した。

しかるにこの生産費よりの案は賛成せられず、結局21年産米の買入価格は、農家が生産及び農業経営上購入する物価との比率を基準として決定された。即ちパリティ計算に依る米価の決定であつた。基準年度として昭和9年乃至11年の3ヶ年平均をとり、基準米価は石当23円48銭(東京深川正米市場の内地玄米中米標準相場による)とした。農家購入品として生活用品21種類、農業経営上の購入品11種類を採用した。算定の結果550円を得、これをもつて21年産米の生産者価格とし、政府の標準買入価格とした。又同時に標準賣渡し価格を450円と決定し、両者の差額は国庫において負担されることとなつた。

(c) 昭和22年産米の価格決定

昭和21年産米の価格決定にあたりパリティ計算の濫用を見たのであるが、これは今日のパリティ計算とは趣を異にしてゐた。昭和22年産米の政府買入れ価格の決定にあつて、はじめて今日周知のパリティ計算方式が採用された。算定の結果石当り中米1,700円と決定せられ、これが政府の買入価格となつた。

従来米価決定に用いられて来た方法は生産費計算であつたが、これがパリティ計算にかつた理由として、生産費計算においては自家労賃や自給肥料等生産費の大きな部分を占めるものの評価には約束ごとが多く、私意が入り易いこと、また調査結果に現れた生産費にしても調査の対象農

家によつて非常に大きな開きがあつて、石当り生産費は最低と最高の間に何十倍という程の差があり、その何れをもつて決定の基礎とするか、その理論的な根拠を見出し得ないこと等がその主たる理由であつた。そしてパリティ計算は農家購入品価格と農産物価格との均衡を図ることを目的とするものであつて、その算出方法は客観的たり得るとして、パリティ計算を採用する積極的理由とした。この時に用いられたパリティ計算の主要な内容は次のようであつた。

(1) 基準年度と基準米価は昭和9年乃至11年をとり基準米価として東京深川市場の米価より5%の運賃諸掛を差引き、更に中米のみの価格を算出するため、包装代30銭を差引き石当り27円16銭とした。即ち基準米価は産地倉庫渡包装代を含まない価格である。

(2) 農家購入品として経営用品7項目21品目、家計用品9項目50品目、計16項目71品目を採用した。これ等の品目の選び方は、農林省の農家経済調査に材料をとり農家の支出している項目を分類整理し、その項目の価格の変動を最も適正に反映する品目を各項目内の代表品目として選定した。特に最近時の農家経済の実情を反映せしむる為に昭和21年3月乃至22年2月の農家経済調査を採用した。ウェイトについても同様に農家経済調査より決定し、指数算定の算式としてフィッシャー式の転換式を用いた。

昭和23年以降においてもデーターの更新、採用品目の若干の加除等は行われたが、22年の算定方式は現在迄継承されて来ている。

このようにして昭和22年産米は、パリティ指数62.55に基き石当り裸価格1,700円と算出され、更に包装代を入れ1,750円と決定された。これが生産者価格であり政府の買入れ価格である。

(d) 追加払の措置

なお22年産米・麦より追加払の措置がとられることとなつた。これは農産物価格が一年間を通じて変更することなく、すべてこの一本価格で供出することを建前としていたため、この儘の方式を維持すれば農家購入品の予想しない値上りにより農民が損失を受けるおそれがあるので、このような物価騰貴から農民を保護するために、年一回の収穫物である米及び麦の価格決定については一年間のパリティ指数の総平均によるのが最も適当であるという結論に達し、22年産米の価格からこの方法により最終価格を決定する事となつた。23年7月に行われた22年産米に対する追加払はこのような主旨の下に行はれた。

22年産の米価決定について適用したパリティ計算の基礎資料たる21年の農林省農家経済調査により農家支出の実態を見ると、支出金額の25%が主として収穫前に支払われる経営費であり、75%が主として価格決定後に生ずる生計費である。従つて12ヶ月の平均パリティ指数の決定については、価格決定前3ヶ月(1ヶ年の4分の1)と価格決定後9ヶ月(1ヶ年の4分の3)に分け、この12ヶ月の指数の平均をもつて最終価格の算出に使用する指数とする。以上の如き考え方を基礎として、収穫時に米価決定に用いられた

パリティ指数と9ヶ月後に1ヶ年平均により算出された平均パリティ指数が先の指数より高いときは、これとの差より算出された差額を農家に追加払することとした。

第一次米価は毎年10月1日設定するものとし、最終価格は翌年7月1日現在をもつて算出する。又麦類の第一次及び最終価格は毎年夫々6月1日及び翌年3月1日に設定することとした。

追加払の対象は米及び麦(米及び麦の代替である雑穀を含む)に限られた。

右に述べたような追加払方式に従つて22年産米に対する追加払が行われた。即ち第一次決定時のパリティ指数62.55と年間平均指数64.60との差2.05に相応する一石当56円が追加払として農民に支払われた。この追加払の方式は以後今日迄実施せられている。

なお22年産米及麦の政府賣渡し価格及び消費者価格はこれも政府の買入価格を基準として政府の諸費用を全部加算して賣渡し価格を算出し、それに販賣業者の費用を加えて消費者価格を決定した。このようにして従来とられてきた主要食糧の二重価格制による国庫負担は11月以降消費者に転嫁せられた。

(e) 昭和23年産米の価格決定

昭和23年産米の生産者価格は22年産米価格算定の場合と同様にパリティ計算により算定され、23年9月末パリティ指数132.29に基き石当裸価格3,595円、俵代平均37円50銭を加え3,682円50銭と決定された。第二次決定の最終価格にはバックペイ石当51円が更に加えられた。この際の年間平均パリティ指数は134.21であつた。

なお23年パリティ計算に採用された品目は前年より3品目多く、16項目74品目であつた。

消費者価格の決定については、米・麦・甘藷各々の政府買入価格に、保管料、運送費、加工賃等の政府諸経費、早期供出奨励金、配給諸経費を加算して、精米、精麦、小麦粉、甘藷等の価格を算出し、更に価格決定時迄当年産米及甘藷を旧価格で配給することによつて政府に生じた欠損額等を見込んで各品目間に適当な価格比を保つように11月以降明年6月末迄に配給される予定の各品目の数量によりボールして得られた。

(f) 昭和24年及び25年産米の価格決定

(1) 生産者価格 昭和24年産米の生産者価格は経済九原則を基盤とする経済政策によつて転換しつゝある経済事情に即応するため慎重な検討が進められ、特に米価審議会を設置し討議された。

結局従来米の米価算定方式たるパリティ計算によつて算定され、9月末指数156.43に基き、基本価格1石当4,250円、包装代109円、等級間格差44円を加え平均石当り4,403円と決定された。最終価格にはバックペイ98円が更に加えられた(年間平均パリティ指数160.09)。

なおパリティ計算の採用品目は前年よりは更に多く16項目90品目が採用され、かつ従来公定価格のないものは除外したのであるが、24年は統制撤廃の経済事情に即して自由価格品目をも採用した。

25年産米の生産者価格は、前年と全く同様な要領によ

つて算定されたのであるが、超過供出奨励金の倍率低下等による農家の収入減を補うため、一定額の特別加算額が加算された。

即ち特別加算額は過去三ヶ年間に於ける各種奨励金の米の基本価格に対する倍率が大体米の基本価格の15%に相当するので、早期供出奨励金と米・麦の超過供出奨励金を併せて、米のパリティ価格の15%の金額となるように計算された。

このようにして、生産者価格は9月末パリティ指数182.2を基として石当4,948円と決定され、これに特別加算額472円(外に早期供出奨励金石当198円、超過供出奨励金石当72円)包装代109円、合計5,529円が第一次生産者価格として決定された。更に本年7月になり最終価格としてバックペイ石当り627円が加えられた(年間平均パリティ指数205.29)。

(2) 消費者価格 従来政府は新米・新麦の出廻りに伴つてその生産者価格を決定し、消費者価格も又これに依つて毎年11月及び7月の二回に亘つて改訂する例であつた。しかしながら24年4月における主要食糧の消費者価格の改訂は、経済安定九原則中の最大要件である財政収支の均衡を一大眼目として行われた。

即ち食糧管理特別会計の収入、支出の均衡をはかることを目的として行われた。このために先づ年度内総支出金額が算出された。即ち4月1日以降買入する23年産主食の代金、24年産主食の代金、輸入食糧の買入代金、早期供出奨励金、米・麦等の超過供出特別買入代金、米・麦等の追加代金等の総計2,695億円が買入代金として計上された。更にこの期間に支出される中間の直接経費、即ち集荷業者手数料、産地保管料、政府運送費、麦類第一次加工賃等、計297億円及び間接経費としての食糧庁事務人件費51億円で中間経費計348億円となる。以上の支出金額は合計3,043億円となる。

収支均衡の立場から言えば、以上の総金額をこの期間に賣却する総数量に分担させることになるが、総合配給の価格を算出するためには、個有用途の負担分をこの総金額から控除する必要がある。そこで原材料用主要食糧を算出すると327億円となり、先の3,043億円との差2,716億円が総合配給用に分担せしむべき金額である。これに更に総合用配給経費即ち食糧配給公団のマージンが会計年度内総額250億円となる。

上記の総合配給に向けられるものの買入代金、中間経費の総額を消費者価格によつて回収することになるのであるが、価格改訂時が4月中旬に遅れたため4月1日から価格改訂時迄に既に食糧配給公団が賣却したものについてはこれから控除しなければならず、この額は119億円であつて、価格改訂以後公団の賣却すべきものの総金額は2,847億円となつた。これを価格改訂以後の消費見込数量玄米換算石50,333千石を用いて計算し、精米一石当5,829円、10キログラム当405円と決定した。麦類については、この精米価格との一定比率に従つて決定された。

このようにして24年度の主要食糧の消費者価格が決定せられ、この価格が24会計年度中維持されるであろうと

の希望の推測にもかかわらず、再び年度内において改訂せざるを得なくなつた。25年1月消費者価格の改訂が行われた。

その主たる理由は

第1に24年産米及代替雑穀の生産者価格が頭初予定したパリティ指数が遙かに上昇したため引上げられたこと。

第2に輸入食糧の輸入増加及び麦類等の供出増加

第3に輸送・加工費等の増加

右のような理由によつて予算は止むを得ず補正され、他会計への繰入れ及び予備費の減少を考慮に入れても約430億円の補正増が算出せられるに至つた。

この補填方法として、これを24年度内に全額回収するには、消費者に対する負担が余りに大であり、且つ食糧の買入数量、特に輸入食糧の増加及び価格引上げによる24年度末手持食糧の評価額の増加等よりして約1,709千円を一般会計より繰入れを行う事とした。その他は25年1月より25年度末迄の消費者価格の不変を原則として25会計年度の食糧管理特別会計の支出額を収入額ならしめるように形成された価格へ1月に消費者価格を引上げることによつて補填する事とした。

1月に主食の消費者価格を改訂する場合に普通に考えられる方法は、24会計年度の赤字を24年度内に償却する方法(3ヶ月償却)、25暦年内でその期間の予想支出を加味して24会計年度の赤字を償却する方法(12ヶ月償却)、25会計年度内でその期間の予想支出を加味して24会計年度の赤字を償却する方法(12ヶ月償却)等があるが、これ等の何れにもよらず25会計年度の予想価格をそのまま1月にもつて来て1月よりの価格とし、約170億円の一般会計よりの繰入れを行い、1月以降15ヶ月間に償却すると云う方法をとつた。このようにして24年4月と同じく25会計年度の食糧管理特別会計が支出する総額を推算し、これを収入ならしめる如く消費者価格を算出した。

即ち25会計年度の需給数量に基く買入代金、即ち24年産米にして25年4月以降買入れる数量、25年産内地食糧、25年度の輸入食糧、25年産米早場奨励金、昭和24年産米追加払金額等の総計が買入代金となる。この場合の買入価格は推定で麦類はパリティ指数、162、米は169、輸入食糧は4-6月は156.43、7-10月162、11-3月169と推定した。

右にともなつて政府が支払う経費、輸入諸掛、集荷手数料、特別倉庫加算額、産地保管料、運送費、消費地保管料、加工賃(第2次製品を除く)人件費、事務費及び価格調整予備費金利等が政府の賣却代価に含ましめられ総計347,349,740千円であつた。この中商品代は306,310,892千円、政府経費が41,038,848千円で、この総計を25年の需要表より作つた原材料用向の買入代価と総合用向の買入代価との比によつて各品目毎の経費を分割して原材料用に転嫁すべき金額を算出し、これを総金額から控除した残額が総合食糧として消費者に転嫁されるべき金額となる。

更にこれに食糧配給公団の経費(副産物収入を控除)

を加えた金額を食糧配給公団が政府から買入れた数量に運送・配給上のロス、米で0.9%、米以外の食糧で0.4%を考慮に入れた実配数量で除したものが精米の単価となるのである。即ち総合用向支出金額計352,152,721千円を総合用向配給数量58,488千玄米石(精米換算56,097千石)で除して精米1石当6,277円57銭、10キログラム当445円と算出されたわけである。このようにして25年度の消費者価格が決定されたのであるが、算定の基礎数字が推定の上に立つものが多く、従つて問題を再び後に残す事となつた。

果せるかな昭和26年1月に至り前回同様消費者価格を改訂せざるを得なくなつた。

昭和25年産米の生産者価格がパリティ指数182.2を基礎として決定されたが、昭和25年1月の消費者価格算定に際しては169と推定して織込んであつたため、消費者価格を据置いた場合には食糧管理特別会計に巨額の赤字を生ずる、と云うのが価格改訂の理由であつた。

改訂消費者価格算定の方法としては今後配給せられるべき昭和25年産米麦及び昭和26年産米・麦のコストを求めそのコストを配給数量によりブールし、更に小麦粉・精麦の価格を据置くとして再ブールして算定した。

精米10キログラム当り515円はこの時の改訂価格である。

主食消費者価格算出表

(昭和26年1月改訂)

1. 消費者価格改訂案(単位10kg)

	改訂価格	従来価格	値上率
精米	515円	445円	15.73%
外米	465	445	4.5
小麦粉	425	425	
精麦	400	400	
平均			8.5%

2. 算出基礎

(イ) コスト

	昭25年産	昭26年産
	円	円
精米	499.27	521.03
外米	449.34	468.93
小麦粉	436.04	429.23
精麦	421.65	412.26

(ロ) 小麦粉、精麦を据置とした場合のブール価格

	円
精米	515.81
外米	463.66
小麦粉	425.00
精麦	400.00

(註) ブール数量(26年1月より27年3月までの間の配給予定数量)

	25年産	26年産	計
	千屯	千屯	千屯
精米	3,099	1,914	5,013
外米	424	607	1,031
小麦粉	1,567	1,459	3,026
精麦	470	470	940
計	5,560	4,450	10,010

26年8月に至り更に現行の消費者価格が再改訂せられるに至つた。

現行消費者価格織込の26年産米麦の生産者価格がパリティ195の想定の下に計算されていた所、一般物価の上昇に伴つて、パリティ指数も著しく上昇し、現実の麦の生産者価格、又予想される本年産米の生産者価格及び昨年産米・麦に対する追加払金額が甚だしく現行消費者価格織込額を上廻るに至つたためである。

改訂の結果、現行内地精米10キログラム515円が620円に引上げられた。

一般物価の動向が不安定で将来の予測が困難な場合、食糧管理特別会計の収支均衡を眼目とする限り、上述のような価格改訂は、今後においても又予想せられる。

(g) 昭和26年産米の価格

昭和26年産米の価格が如何なる方式で如何なる水準に定められるかは全く今後の問題であつて、徒に予測し得ぬ所である。

しかしながら少くとも8月の主食消費者価格改訂の方針や、本年産米の生産者価格決定の経緯等よりして従来のパリティ方式が算定の基本方式として採用され、更に問題の特別加算額も5%程度に決定せられるのではないかと予想せられる。

たゞしかし一般物価の動向よりして、9月末250と推定せられたパリティ指数がこれを下廻る事はほとんど確定的であるので、多少この辺に問題を残す事と思われる。

米価問題はその算定方式が論議の対象となる以上に、価格の水準が問題となるからである。

(3) パリティ計算における若干の問題

以上前項において、米価のもつ二重的性格と、これに胚胎する米価決定の困難性を見、更に戦後の米価決定が現実如何に行われて来たか、その経緯を見て来た。そしてこれ等の問題の中において常に中心的な地位を占めているのが、米価

2. 電力料金の「改正」について

(1) はしがき

電力事業が再編成された直後において、新電力会社より公益事業委員会に申請された電力料金値上案に対する高率値上げ反対の輿論も、去る8月3日公益委員会の料金認可によつて漸く沈静したと同時に、その終幕を見たのである。従つて新料金は来る13日から感々実施されるのであるが、この改正

算定方式としてのパリティ方式である。

統制価格としての米価が計算価格として決定される限り、その決定方式が論議の対象となる事は当然である。

終戦後、米価がパリティ計算によつて決定されるようになってから、米価問題は「パリティ計算か生産費計算か」と云う形で議論されることが多かつた。

しかしパリティ方式が計算方式として採用されるにあつても生産費計算方式の不備なる点が指摘せられたが、パリティ方式が何故により好ましいかと云う肝心な点については觸れられるところがなかつた。

「パリティか生産費か」の問題を今此處で展開しようとは思わない。現行のパリティ方式に限つて考察する。

パリティ方式は言い迄もなく基準年次の農家購入品の価格の現在における上昇倍率を求めてそれに等しい倍率だけ米価を基準年次のそれに対して引上げると云う考え方によるものである。従つてパリティ方式はその根本において、は物価体系における米価の地位を不変に維持するという立場をとるものである。従つて基準年次における価格体系が均衡の性質のものであり、現在の体系を政策的にそれに近づけることが合理的かつ望ましい場合にパリティ方式はそのまゝ有効である。

しかしながら価格体系は需要・供給両者の変動によつて変化するものであるから、生産と消費の構造ならびに水準が基準年次に相対的に等しくなる可能性をもつ場合にパリティ方式は全幅的な意義をもつてあろうが、これ等の諸条件が著しく充足されない場合にはそれはそのまゝでは妥当性を欠くことになる。

基準年ならびに基準米価が戦前において、いかに妥当な性質のものであつたとしても、それが戦後に対する基準として同時にそであること云う保証はない。

戦争とこれにつぐわが国経済の諸変革は著しいものがありその間継続的な思考を許さない。加之農地改革によつて農業側においても基本的な変化を蒙つている。

更にデータについて云うならば、戦前における価格データの不備、農家経済調査の低信頼度等のため農村価格を十分に採用することが出来ず、項目ならびに品目、とくに品目のウェイトは戦前についてきわめて不十分である。従つて戦後とくに昭和24-25年以降整備されたデータの使用が、その十分な効果を現すことを拒否されている。

上述のような分析を押し進めて行く場合、むしろ新しい基準を戦後にこそ求むべきではないかとの結論に導かれるのであるが、此處ではパリティ方式における基本的な問題の一点として指摘するにとどめる。(1951.8.8) (物価庁調査課)

(2) 電力料金の原価計算

電力料金の原価計算即ち料金率の値上計算においては、電

力量と電力コストとが対象の中心となるのであるが、今回特に問題になったのは、電力量の計算におまては水力発電所における自然流入量の問題と電力コストにおける再評価とその消却についてであったが、こゝではその論評を避けて単に決定された計数について、当時反対論の中で最も関心を持たれていた物価庁案と会社案及び公益事業委員会の認可案とを比較して参考供し度い。

料金原価の比較 (単位億円)

	会社案	物価庁案	公益委案
人件費	298	238	264
修繕費	210	137	163
石炭費	302	248	292
銷却	252	104	109
固定資産税	56	46	59
支払利息	59	50	53
購入電力料	10	11	10
利潤	12	12	12
その他	147	96	121
建設振替	0	0	(←) 11
合計	1,345	946	1,071
控除額	33	15	29
差引原価	1,312	925	1,042
電力量	286億kWh	276	281
キロ当り単価	4.58円	3.35円	3.70円
値上率	1.61倍	1.20倍	1.30倍

会社は別として物価庁案と公益委案との相違は石炭費及び電力量の計算について物価庁が550万屯としたのに対し、公益委が650万屯としたこと、及び石炭費を除く原価において物価庁案に対し公益委が約80億円程度多額に見積っていることである。なお認可された料金は標準料金のみの上上げでは、即ち供給規程面の料金表においては平均0.37倍であり、追加使用料金を含めての実際支払料金としての値上げでは平均0.301倍となつてゐる。

(3) 用途別料金値上率

新しい電力原価の配分即ちレート・メイキングは既に世間批判されているように、電灯に多く電力に少く作案されている。

用途別料金の値上率 (全国平均)

	標準料金	総合(追加料金を含む)
定額電灯	1.443倍	1.443倍
従量電灯	1.458	1.295
大口電灯	1.427	1.330
業務用電力	1.313	1.251
小口電力	1.298	1.263
大口電力		
500K迄	1.330	1.265
3,000K	1.345	1.257
3,000K以上	1.334	1.288
特殊電力	1.517	1.517
平均	1.370	1.301

改訂料金の値上率は前表の通りであるが、これを日本経済の安定期であつたと称されている大正10年から12年時代の電気料金と比較して見ると、全体的には大凡70倍程度であり、定額電灯においては117倍、小口電力においては50倍(何れも東京電力の場合)となつていて、他の一般物価の値上り率に比して極めて低位である。

(4) 電力料金の地域差

次に電気料金で問題になる地域差はどうなつてゐるか。火力発電地帯の電力原価を水力発電地帯の低廉な電力原価でカバーすることによつて料金の地域差の拡大を極力防止することにしたが、改正前後の料金は次のようにその差を多くした。

	定額電灯		大口(最大1,500)電力(KW)	
	改訂前	改訂後	改訂前	改訂後
北海道	106	114	170	203
東北	100	100	122	113
東京	102	102	125	115
中部	102	102	139	137
北陸	100	100	100	100
関西	106	111	171	171
中国	106	114	220	221
四国	110	115	203	222
九州	107	116	233	240

新しい電気料金及びその地域差は前記の通りに決定されたが、これが国民生活及び産業に及ぶ影響は多大であるとは考えられない。特に今回の料金改訂が家庭用に負荷を大に、産業用に小にした結果、所謂各種物価や料金の便乗値上が殆んど望みなきに至つたことは、物価庁又は通産省などが数次に亘つて指摘した通りである。但し物資により、企業によつては地域的に料金値上げの打撃が相当深刻なものがあることは己むを得ない。この状況を主要産業について例示すれば次の通りである。

製品別	地域	生産価格に対する値上率
硫安	東京	2.5%
	中部	3.4
(ガス法)		
	北海道	1.8
	東北	0.5
	東京	0.7
	中国	2.0
	九州	2.1
石灰窒素	東北	2.2
	中部	3.6
	九州	11.2
電鉄	東京	1.2
	関西	2.4
	東	1.9
	西	4.3
水道		
生計費	全	0.5

(物価庁電力課)

米価算定に関する附表 基準年次以降の主食の生産者価格及び対米価比率の変遷表

(物価庁調) (単位150kg)

年次	番号	包装区分	価 格				対 米 価 比 率		
			支 米	大 麦	裸 麦	小 麦	大 麦	裸 麦	小 麦
昭和9年	1	包装込	25.91	13.00	17.40	14.63	52.1	69.8	58.7
10	2	〃	23.33	13.23	17.08	16.93	46.9	60.2	59.7
11	3	〃	29.16	11.93	18.20	20.88	40.9	62.4	71.6
3ヶ年平均	4	〃	27.46	13.33	17.55	17.48	48.5	63.9	63.6
〃	5	中包装	27.16	13.03	17.25	17.18	48.0	63.5	63.3
12	6	味込	30.89	16.75	21.80	22.65	54.2	70.5	73.3
13	7	〃	32.67	20.35	24.60	24.63	62.2	75.2	75.4
14	8	〃	35.55	23.05	30.25	30.10	64.8	85.1	84.6
15	9	〃	41.14	27.33	30.70	31.38	66.4	74.5	76.3
4ヶ年平均	10	〃	35.06	21.87	26.84	27.19	62.3	76.5	77.6
16	11	〃	49.00	25.00	29.60	31.38	51.0	60.4	64.0
17	12	〃	49.00	30.53	36.03	37.93	62.3	73.6	77.4
18	13	〃	62.50	42.00	48.75	50.00	67.2	78.0	80.0
19	14	〃	62.50	42.00	48.75	50.00	67.2	78.0	80.0
4ヶ年平均	15	〃	—	—	—	—	61.9	72.5	75.4
20	16	〃	300.00	222.85	255.00	255.00	74.3	85.0	85.0
21	17	〃	550.00	445.73	510.00	510.00	81.0	92.7	92.7
22	18	〃	1,387.68	985.73	1,137.50	1,137.50	71.0	82.0	82.0
23	19	中味	2,987.60	2,091.43	2,430.00	2,430.00	70.0	81.3	81.3
24	20	〃	3,884.423	2,720.00	3,157.50	3,157.50	70.0	81.3	81.3
4ヶ年平均	21	〃	—	—	—	—	73.3	84.4	84.4
25	22	〃	4,485.745	3,140.02	3,640.91	3,646.91	70.0	81.3	81.3
26	23	〃	6,696.98	3,874.28	4,689.92	4,350.07	57.0	69.0	64.0

附表2 基準年次以降の主食の消費者価格及び対米価比率の変遷表

(物価庁調) (単位10kg)

年次	番号	価 格				対 米 価 比 率		
		精 米	小麦粉	精 麦	外 米	小麦粉	精 麦	外 米
昭和9年	24	2.30	1.90	1.80	—	82.5	78.2	—
10	25	2.50	2.00	1.80	—	80.0	72.0	—
11	26	2.60	2.30	1.90	—	85.5	70.5	—
3ヶ年平均	27	2.47	2.07	1.83	—	83.8	74.1	—
12	28	2.76	2.57	2.16	—	93.1	93.1	—
13	29	2.87	2.66	2.45	—	78.2	85.4	—
14	30	2.94	3.07	2.98	—	104.4	101.3	—
3ヶ年平均	31	2.86	2.77	2.53	—	96.8	88.4	—
15.2月	32	3.32	2.80	2.60	—	84.3	78.3	—
16.9	33	3.32	2.80	2.60	—	84.3	78.3	—
17.7	34	3.32	3.20	2.60	—	96.3	78.3	—
18.9	35	3.32	3.70	3.10	—	111.4	93.3	—
19.7	36	3.57	3.90	3.30	—	109.2	92.3	—
20.8	37	3.57	4.15	3.42	—	116.2	95.7	—
6ヶ年平均	38	—	—	—	—	100.3	86.0	—
21.3	39	19.50	20.50	18.80	—	105.1	96.4	—
〃11	40	36.35	39.50	35.85	—	108.7	98.6	—
22.7	41	99.70	104.00	98.50	—	104.3	98.7	—
〃11	42	149.60	131.50	127.00	—	87.9	84.8	—
23.7	43	266.00	265.00	251.00	—	100.0	95.0	—
〃11	44	357.00	357.00	339.00	—	100.0	95.0	—
24.4	45	405.00	405.00	384.00	—	100.0	95.0	—
25.1	46	445.00	425.00	400.00	—	95.0	90.0	—
5ヶ年平均	47	—	—	—	—	100.1	94.2	—
26.1	48	515.00	425.00	400.00	465.00	82.0	78.0	90.0
26.8	49	620.00	485.00	485.00	555.00	78.0	78.0	90.0

物価統制とその撤廃の経緯

目次

- 1. 戦後物価統制の背景
 - (1) 戦後インフレーション
 - (2) ドッジプラン以後における経済の安定化
 - (3) 朝鮮事変以後のインフレ要因の発生
- 2. 戦後物価統制の方式と内容
 - (1) 物価統制の機構
 - (2) 物価体系の変遷
- 3. 物価統制撤廃の経緯
 - (1) 昭和23年
 - (2) 昭和24年
 - (3) 昭和25年
 - (4) 昭和26年
- 4. 結び

1. 戦後物価統制の背景

(1) 戦後インフレーション

終戦とともに、戦時中より累積しつつあつたインフレ要因は、急速に増大して行つた。即ち既に戦争の末期においては、資源は次第に荒廃し生産設備は戦災を被り、さらに生産意欲の減退と相俟つて、縮少再生産の過程が現われたのであつたが、終戦により正常な経済の循環を維持し得なくなつたことによる戦後の生産は不振を極めるに至つた。このような生産の面における事態に対して陸軍関係等の支出の急増等が、一時に集中して通貨の増発を結果すると共に、戦時中の強制貯蓄による潜在購買力が解放されたのであるから、結局インフレーションは避けられない。しかも、かかる状況下にあつて、軍の手持物資が、無秩序に放出せられたことは、部分的には、生産資源の不足を補う効果をもつたけれども、ネットワークの多かつた当時の経済にとつては、経済の正常な流通を紊す効果しかもたらさなかつた。終戦に伴う国民一般の自由経済への憧れも経済の実体に対応するものではなく、経済の無秩序化を促進せしめた。かかる悪性インフレーションの傾向に対して日本経済を管理する連合国最高司令部は、「指令第3号」を発して、「賃金及び必需品の価格につき確固たる統制」を命じ、政府もこれに応じて経済統制措置を講じたけれども、経済の実情は、ひきつづきかなり烈しいインフレーションの過程を辿つた。

(2) ドッジプラン以後における経済の安定化

このような日本経済の傾向に対して、23年下半期以降においては企業三原則や経済安定九原則が実施されることとなり他面生産の上昇、輸入の増大により日本経済は漸く安定のきざしを示してきたところであつたが、24年における所謂ドッジプランの実施及び単一為替レートの設定は劃期的安定的影響を与えることとなつた。これらの措置は所謂健全財政と貿易の促進を通じて、日本経済の自立を目途とするものであつた。すなわち、デイスインフレ政策を通じて財政、企業及び消費者等国内の購買力をおさえ、その余力を以て輸出の増進による経済の自立を企図するものであり、ために、昭和24年春頃から従来の悪性インフレーションの激化の傾向は漸く収束を見るに至つたが、他方輸出の面においては海外需要の停滞により輸出は必ずしも好転せず、むしろ一時的にはデフレ的な傾向さえ現われるに至つた。このような傾向は、後述するように物価統制の面では、統制の撤廃を促したものであ

る。

(3) 朝鮮事変以後のインフレ要因の発生

朝鮮事変を契機として、国際経済及国内経済の両者において、新しい要因が発生した。世界各国の再軍備化は、多額にのぼる軍事予算を通じて軍需需を中心とした商品に対する需要を増大せしめ、国際経済のインフレーション化傾向を発生せしめた。この傾向は、日本経済にも影響を与え、輸出の増進及び特別需要は、安定化しつつあつた経済界に対して、直接的に企業利潤の増大、内需の逼迫などのインフレ要因を提供し、世界的物価上昇の傾向と相俟つて、再びインフレーション化の可能性を発生せしめた。ここにおいて、政府は、施策の基本的方向を変えず、主として輸入の促進、生産の増強等の物資の需給調整によつて新事態に対処した。

2. 戦後物価統制の方式と内容

[1] 物価統制の機構

右のような経済情勢の表現として、物価は、終戦後激しい上昇傾向を示し、かかる傾向に対する強力な対策が要請された。凡そ物価行政は、物価が経済現象の集中的表現である点にかんがみ、総合的、連関的なものでなければならない。かかる物価行政の特殊性にかんがみ、政府は、戦後通貨対策委員会をして、「戦後物価対策基本要綱」を作成せしめ、総合的物価対策を策定せしめたものであるが、本要綱に則る諸政策運営の基本法規として、昭和21年3月物価統制令を制定公布し、更に本令に基づき、本令施行規則、価格差益処理規則、価格等表示規則、価格等取締規則等一連の関係法令を制定公布すると共に、同年8月経済の総合的安定を図るための総合的企画官庁として経済安定本部を設置し、物価行政の総合的施策を実施するため、総理府の外局として物価庁を設置し、次いでその補助機関として、価格調整公団その他の公団を設置した。かくして、物価政策特に物価統制は、物価庁長官が、物価統制令の規定する方式に基づいて、一元的に実施することになつたわけである。

物価統制令は、「終戦後の事態に対処し物価の安定を確保し以て社会経済秩序を維持し、国民生活の安定を図るを目的」(物価統制令第1条)とするものであつて、この目的のために、価格運賃料金等について、統制額を定めこの額を超えて取引することを禁止する建前をとつてゐる。これらの物価統制の補助的役割を果すべき価格調整公団その他の公団は、経済安定本部総務長官の定める基本的な政策及び計画に基づいて、物価庁長官の指導監督に従い、物価統制を合理的に実施し、物価体系を均衡あらしめるために、価格の平準化、運賃プール及び補給金の支給等を通じて、価格の調整を実施する役割をもつた。これらの公団の中、石炭、石油、肥料等配給公団が設立せられ物資については、それぞれの公団が価格調整の業務を併せ行い、それ以外の物資で物価政策上価格操作を必要とするものについては、価格調整公団が価格調整の業務を行つた。

[2] 物価体系の変遷

前述のような経済情勢に対して、物価面において政府は、所謂3・3物価体系、7月新物価体系、補正物価体系その他の施策を通じて、物価の安定を齎すべく努めた。

(1) 3・3物価体系 (昭和21年3月)

終戦直後における混乱した経済情勢に対して、連合軍総司令部は、指令第3号をもつて、経済統制の必要なる旨を命じたのであるが、政府は、これに対して、昭和21年3月3日金融緊急措置を実施し、同時に物価統制令を制定公布し、本令に基づいて、所謂3

・3物価体系を設定したのである。

この物価体系においては、価格水準をできる限り低位に安定せしめることを目途とし、価格体系の中心を米価及び炭価におき、両者を基準として、食糧、工業製品その他の価格を決定した。即ち米の政府買上価格を石当300円、政府売上価格を250円とし、この米価を基準として、雑穀、野菜、鮮魚介等食糧の価格を定め、他方石炭の消費者価格を石当150円、銑鉄消費者価格を石当1,800円と定め、これらに基づいて物価体系全体としての均衡ある系列を算出決定した。かくして、この物価体系下における標準的世帯の生計費は、500円と決定され所謂500円生活が始つた訳である。右のような価格水準は、国民所得、通貨量等よりして、昭和14年9月18日(所謂9・18物価体系)の水準に対して3倍であるべきを推算して、その限度に沿うよう定められたものである。

この物価体系の指向する価格の低位安定のために、この体系の設定の中心たるべき米及び石炭に対して、その生産者価格と消費者価格との差について、昭和21年度価格調整補給金予算及び支出実績によれば、昭和21年度価格調整補給金予算として10,075,631千円の価格調整補給金が計上せられ9,011,201千円が支出せられた。

(2) 7月新物価体系 (昭和22年7月)——しかるに、経済秩序は、容易に回復せず、インフレは昂進し、財政も企業も家計も共に赤字の度合いを強めるに至つた。こゝにおいて政府は、昭和22年6月経済緊急対策を決定発表した。この対策に基づき、実質賃金の充実、企業経営の健全化を図り物価賃金の悪循環を打ちきつてその安定を主眼として、3・3体系を全面的に改訂して所謂7月新物価体系を策定したがその骨子は、次の通りである。

(イ) 基礎的な価格の安定帯を昭和9—11年の価格の約65倍とし、基礎的な物資の供給者価格が、この安定帯を上廻るときは、原則として価格調整補給金によつて、その需要者価格を安定帯の限度にまで引き下げることとした。これらの所謂安定帯物資とは、コークス、銑鉄、普通鋼材、同半製品、電気銅、鉛地金、硫酸、過燐酸石灰、ソーダ灰及び苛性ソーダ等を指す。

(ロ) 右の指定のため、昭和22年度7月以降年度末までに必要な価格調整補給金として120億円を予定した。

(ハ) 鉱工業生産品の価格は、原則として原価主義によつた。この際賃金は、1,800円ベースをおりこんだ。

(ニ) 農産品価格は、原則としてパリティ方式によつた。この7月物価体系の実施に伴う価格調整補給金は、前述の如く120億円を見込まれたのであるが、昭和22年度予算においては、確定予算額は、支出額を追つて計上せられたので、所要見込額とは直接関連なく決定せられた。これがため、昭和22年度価格調整補給金は、昭和22年3月—7月分と7月物価体系分とを加えて、確定予算額1,814,996千円、支出額1,814,996千円に達した。

かくの如く、7月体系は、物価賃金の安定によつてわが国経済を拡大再生産の方向へ転移せしめ、経済復興の第一歩をふみ出さんとしたことに主眼をおき、そのためには巨額の財政支出をも辞さなかつた点、3・3体系が、金融緊急措置と共に、通貨量の増大を抑制することを主眼としたのと異つてゐる。

(3) 補正体系 (昭和23年6月)——7月体系は、インフレーションの破局化を防止するのに力があつたけれども、その進行を止めるまでには至らず、昭和23年末頃より引続く支払賃金の増加、生産の不振による公私企業の赤字、財政の赤字等のため、7月体系の維持は困難となつた。政府は、かかる事態に対して、財政及び企業の健全性の維持、回復をけかり

又実質賃金水準維持の見地から、公正価格に所要の補正を行つた。その骨子は、(イ) 国鉄運賃は旅客貨物共に3倍半、海上運賃は3倍に、通信料金は4倍に引き上げ (ロ) 消費財及び料金の公定価格は、平均7割程度の引上げに止め、(ハ) 賃金は3,700円ベースとし、(ニ) 安定帯物資の消費者価格は、基準年次の110倍とし、これに必要な安定帯物資価格調整費として430億円を計上したことである。

昭和23年度価格調整補給金の予算額は、右の430億円、及び7月物価体系による石炭、鉄鋼、非鉄金属、肥料及びソーダに対する6,705百万円、生鮮食品等に対する特殊補給金1,795百万円を合して51,500百万円が計上せられたが、第四国会において合計11,000百万円が追加補正せられ、総計62,500百万円となつた(第14表参照)

(4) 企業三原則 (昭和23年11月6日)——昭和23年後半期より、輸入物資の増加等の諸要因に基づいて、インフレーションの収束に対する有望な見通しが立つに至つたが、労働姿勢の激化に伴い、企業は、その健全な支払能力を超えて賃金の支払を行うものが現われ、これが、物価つり上げの要因となる情勢が看取された。この時に当り、所謂企業三原則が指示せられ、企業の高賃金による赤字負担を財政、金融、物価面へ転嫁することが否定せられた。これは、来るべき経済九原則の論理的な前提となつた。

(5) 経済九原則——次いで昭和23年12月17日所謂経済九原則が指令せられた。この指令は、財政、物価及び賃金を安定して、輸出や生産を最大限に引き上げ、速に単一為替レートを決定できる諸条件を確保するために、9項目の措置を強化することを要望するものであつた。その9項目の中には価格統制の強化の項目を含むのであるが、これらの原則の志向する単一為替レートの設定(昭和24年4月)は、その後の物価政策に大きな影響を与えた。

(6) 単一為替レート設定——昭和24年4月単一為替レートが設定せられた。この単一為替レート設定に伴う物価政策としては、輸入品については、(イ) 食糧、石炭、鉄鉱石、肥料その他物価の基礎をなす品目については、レート設定に伴う急激な価格上昇を抑制するため輸入補給金を支給し、(ロ) その他のものについては、原油、棉花、羊毛の如く、その供給を主として輸入に仰ぐものについては、輸入CIF費価格に360円の率を乗じた価格による公定価格を設け、国内製品価格もこれに準ずることとし、(ハ) その供給を国産に仰ぐ率の大なるものについては、貿易庁の払下価格は360円ストレートとするが、あるものについては製品の段階で国内価格とプールし(例原皮と靴)、又あるものについては価格調整公団でプールし(例アセトン、カーボン、ブラック、カリ塩)、又更に他のものについては国産品と輸入品と二本建の公定価格を採用する(例染料)等の方式により国内物価との調整をした。

これに対して、輸出価格については、問題は困難であつた。即ち、当時輸入品の360円ストレート換算価格と国内による払下価格とを比較してみると、この払下価格は、平均1弗約120円となつたに対して、輸出品の②による貿易庁買上価格と輸出価格とを比較して見ると、平均1弗約450円となつた。したがつて、360円レートではコスト割れとなる輸出品が、6、7割も生じて、それらの輸出品の生産業者に対して、合理化によるコストの切下げを迫つた。

(7) ドッジプラン——右の360円レート設定とならんで、物価体系の修正を迫つたのは、ドッジプランに基づく予算である。即ち「竹馬経済の二本の足」たる米国の援助と国内補給金を速に除去すべしとの趣旨に基づいて、国鉄、通信会計、船舶運賃会の、主として官公吏ベース改訂による赤字を

料金値上によつて完全に解消するという国家財政健全化の立場からの要求があつた。これに対して、国鉄貨物運賃の値上げは、物価水準の安定に有害であるとの考慮から国鉄の赤字は、全部旅客運賃の値上げによつてカバーし、同様に船舶運賃関係の海上運賃の値上げも行わず、その赤字は、財政支出でカバーし、さらに郵便料金は物価に対する影響が軽微であるとの見地から、値上げを実施した。

他方安定帯物資については、物価水準はそのままとし、操業度上昇等の実情を考慮して補給金単価は、極力圧縮したが生産量の増大によつて、安定帯物資に対する価格調整補給金の所要総額は、1,002億円となつた。これに昭和23年後半期における生産上昇による補給金所要額の翌年度繰越額150億円、輸入補給金833億円、ソーダ用塩補給金37億円を加えると、価格調整費は2,022億円となり、昭和24年度一般会計歳出7,047億円の29%に達した。しかし、この補給金予算は、補正予算において、補給金単価の切下げ（したがつて鋼材、肥料、ソーダの消費者価格の引上げ）、及び銅、ゴム、油脂等に対する補給金の廃止等の措置を講じ、総額1,792億円に圧縮された。

昭和25年度価格調整補給金は、前述のようなドツジラインによる補給金削減の要請、物価の安定及び租税負担の軽減等の見地から、大巾な削減が行われ、当初予算額は、鉄鋼、肥料、ソーダ及び食糧に対して900億円が計上された。これらの価格調整費は、年度内に全廃することを旨として計上せられたものである。

これらは、昭和25年度補正予算において、下記のように補給金打切等を実施することとし、予算額は、260億円に削減せられた。

(イ) 鐵鋼——鉄鉄（国内産）は年度間支給、7月1日及び11月1日に価格改訂を実施する。その他は、全部4月から6月までで打切りとする。

(ロ) 肥料——国内産及び輸入肥料は、全部1月31日で価格統制を廃止し、補給金も打切る。但し、過燐酸石灰及び加里塩については、停止価格を設定し、前者に対しては、燐鉍石輸入補給金を8〜3月まで支給する。

(ハ) ソーダ——期間は、当初予算通りであるが、補給金単価を圧縮する。

(ニ) 食糧——期間は、当初予算通りであるが、補給金単価削減のため、国内価格を引上げる。

かくして、昭和25年度価格調整費において、年度末まで残るものは、鉄鉄、燐鉍石及び食糧のみとなつた。

(8) 朝鮮事変以後の物価政策——朝鮮事変は、前述のとおり、日本経済にもインフレ要因を齎らし、物価は、附表2のように強調を示した。このような値上りの理由は、

(イ) 国連軍の調弁（例、セメント、木材、鉄鋼及び同二次製品）。

(ロ) 朝鮮事変を材料とする思惑（例、ヤミ米及び雑穀）。

(ハ) 国際価格の上昇による輸入価格の上昇（例、生ゴム）。

(ニ) 国際価格の上昇と輸出増進による、国内向供給の品がすれ（例、非鉄金属）、等である。

かかる物価の趨勢に対処して、政府は、輸入の促進、船腹の拡充、生産の増強等の物資の需給面の調整措置を主眼として、㊦による物価の直接統制は、詭う限り避け、物価政策上重要な品目についてのみ、㊦による統制を存続し、その他については、㊦による統制を廃止するという政策を堅持した物価政策上重要な品目とは、統制廃止の結果、予想される値上りが、国民生活及び経済安定に及ぼす影響の大きいもの、及び公益的独占的なものを指し、その他のものとは、廃止によ

る値上りが国民生活及び経済安定に及ぼす影響の少ないもの、値上りが次の段階の業態によつて吸収可能なもの及び若干の値上りよりも増産の方が重要なものなどを指す。

政府は、以上のような基本の方針に基いて、積極的に統制縮小政策をとつた。しかしながら、統制を廃止した物資の中には、その価格の動向が、必ずしも察観できないものもあつたので、これらに対しては、物価行政の担当機関である物価庁が行政指導によつて、不当な値上り、思惑等を抑止する措置をとつた。昭和25年7月15日そ毛糸の暴騰を抑制するために、物価庁長官が、そ毛糸業者に対して、適正な価格で販売すべきことを勧告した所謂勧告価格、10月5日値上りの著しい人絹、スフなどに対して暴利不当高値の取締の基準として輸出価格を基礎として、所謂基準価格を設定した等は、その著しい例であつた。

3. 物価統制撤廃の経緯

右の如く、諸体系等の設定を通じて物価の安定を企図して来たのであるが、所謂ドツジプランは昭和24年4月単一為替レートの設定を機として、日本経済を安定せしめる契機を作つた。かかる傾向は、物資の需給を漸次緩和せしめ、終戦後方をもつて数えた価格統制品目数も、漸次整理縮小されてい

つた。これらの廃止について、各年別に検討すれば、次の通りである。

(1) 昭和23年——昭和23年前半は、昭和22年の3・3体系、7月体系などと継続して、物価体系の整備を行うと共に、統制の範囲も漸次拡大して行つた時期であつた。したがつて、昭和23年前半までには軽微なものを除いて物価統制を廃止せられたものはほとんどない。昭和23年6月の補正体系は公私企業の赤字を発生せしめた価格体系を補正する意図を有したのであつて、この措置は、昭和23年後半期よりの輸入物資の増加、電力事情の予想外の好転、人心の安定等と相俟つて、国内生産は、増加して経済情勢は、好転しはじめた。

凡そ終戦後の物価統制は、終戦後の緊急事態の下において、国民経済安定のために、物価統制が不可欠であるとの認識の上に立つたものであつた。かかる緊急事態の好転に伴つて、重要物資の生産上又は日常生活上重要性が低いもの、統制継続の実益が低いもの、統制が技術的に困難であるもの、需給関係の好転により統制継続の意義が低いもの、又は原価計算上よりして適正な公定価格を算定しても、相当高値となり、国民の購買力から見て統制の必要がないもの等については、統制の廃止が考慮せられた。かかる考慮よりして、10月にはこれらの廃止品目中主要なものは、ニッケル地金、コバルト地金、電球、タンクスステン鉄石、自動車部品の一部、硫酸亜鉛、万年筆等86品目と大巾な統制の廃止を見た。

(2) 昭和24年——3・3体系、新物価体系、補正体系、企業3原則、経済安定9原則等を通じて構成せられた価格体系は、昭和24年4月単一為替レート設定により、封鎖経済から開放的体制に移行し、自由経済における経済原則の色濃く浸透して来るに伴つて、漸次価格統制廃止の基盤が醸成されるに至つた。すなわち次のような物資の中、価格統制の廃止によつて、重要物資の生産及び日常生活に重大な影響を及ぼさないものについては、価格統制の廃止が考慮せられた。即ち、(1) 需給関係より見て、価格統制継続の実益が乏しくなつたもの（例えば、供給過剰のもの、需給関係が略々安定の状態に達したもの、取引件数又は取引金額の僅少のもの等）、(2) 物資の性質より見て、価格を統制する実益の乏しいもの（例えば、特別の注文によつて生産されるもの、需要者が特定少数の者であるもの、製作に高級の技術を要するもの等）(3) 価格統制が技術的に著しく困難なもの、(例え

ば、規格が極めて雑多なもの、取締が極度に困難なもの等) (4) 輸出振興のために価格統制を廃止することを可とするもの、(5) 資材の配給統制が解除されたために、価格統制の実益が乏しくなり、又は技術的に困難となるもの、(6) 以上のような特別の事由はなくとも、生産費又は生計費に著しい影響を与えないものなどである。

以上のような考慮に基いて、昭和24年5月53品目、8月21品目、12月151品目などと大巾に統制を廃止した。昭和24年5月の廃止品目中主要なものは、生糸、真綿、その加工品の多数、などであり、8月廃止のものの中主要なものは、鉄道車輛、蒸汽機関車、客車電車及び貨車並びにその部分品、通信用真空管、さく岩機、度器及び量器、食肉、ゴム、雑品などであり、12月廃止のものの中主要なものは、小型三輪車、自動車、モーター、スクーター、絹及び人絹織機、輸出向ミシン及び同部分品、輸出向メリヤス織機、輸出向時計、輸出向自動織機、鋼線、磨削鋼、木材、人造絹糸、絹織物、絹糸糸輪出品である。

(3) 昭和25年——以上のような統制廃止の傾向は、直接的には、単一為替レート設定に基く物価体系の調整をめざすものであつたけれども、基礎的には、終戦後の緊急事態が、漸次解消し、経済が正常化しつつあることの証左であつた。この傾向は、所謂ドツジプランに依つて、急速に促進せられた。昭和24年後半と昭和25年前半朝鮮事変勃発迄は、このような傾向が推進せられた時期であるといつてよい。したがつて、昭和25年前半期は、前年に引きつづき、さらに前年と同様の原則に基いて、価格統制の縮小過程が継続した。時恰も昭和24年12月1日より実施せられた貿易の民間移管の措置は、価格統制にも新しい問題を提起した。即ち民間貿易再開を契機として、新貿易方式による輸入量の増加が期待される商品については、国内の需給の緩和が見込まれるとともに、価格統制の技術的な困難性が新しい問題として発生し、勢いフィコントロールの方向が積極的に表面化するに至つた。ここにおいて、供給がなお相当期間不足すると予想される一部の物資についてのみ統制を存続することとし、かつ統制方式の再検討を加えると共に、右以外の物資については、原則として価格統制を積極的に廃止又は停止することとした。

このような原則に基いて昭和25年中に廃止せられた物品は、200品目に上るが、中でも朝鮮事変が、その影響を及ぼす迄の8月迄に、152品目が廃止せられた。

昭和25年中に廃止せられた主要物品につき検討すれば次の通りである。

(A) ス・フ及び人絹——人絹については24年12月末、スフについては4月価格統制廃止。廃止の理由は、国内外の有効需要が衰退すると共に、生産も漸次上昇し、ために市場価格が著しく下落したこと、及び昭和24年11月よりの貿易の民間移管に伴い、主要原材料たるパルプ材の輸入が増加し、スフ、及び人絹の生産をさらに増加すると見込まれたこと。

(B) 鋼材——7月価格統制廃止。廃止の理由は、ドツジプランの進行に伴い、鋼材に対する補給金が、撤廃されたが鋼材の生産も上昇しつつあり、将来における需給関係の緩和が見込まれたこと。

(C) 硫安及び石灰窒素——7月価格統制廃止。廃止の理由は、窒素質肥料たる硫安及び石灰窒素の生産が共に上昇の傾向にあり、7月当時の生産量は、200万トンに昇り公団の手持量7万トンと合して、総供給量247万トンをもつてすれば、農家の購買力の減退しつつあつた当時においては、一応昭和25肥料年度の需要を満たすに足り、価格の面でも過当の上昇はない、と考えられたこと。

6月末朝鮮に勃発した事変は、右のような傾向にある日本

経済に大きな影響を与えた。即ち、輸出インフレ、海外価格の高騰の国内価格への波及、思惑行為の発生、特需による大量物資の調達などの諸現象が発生して、これらは、今後の物価政策を規定する要因となつた。かかる事態に際して、前述のような価格統制の縮小の傾向は、一応スローダウンして、9月以降における統制の廃止品目数も減少した。即ち、朝鮮事変の影響が表われた9月以降12月に至る4ヶ月の廃止品目は、48品目で、昭和25年中の廃止品目の総数200品目に比較すれば、5分の1に過ぎない。しかしながら、日本経済が一応安定して、朝鮮事変による諸種の攪乱要因にも拘らず、これらは、安定化の傾向を根本的にチェックするものではないとの当局の見解に基き、統制廃止の政策は、依然として維持せられた。

(4) 昭和26年——昭和26年も、このような統制廃止の政策が維持促進され、1月より8月末日までの廃止品目数は、163(告示数)に達した。しかしながら、前述のような朝鮮事変の影響によつて、日本経済がインフレ化の可能性を含んでいる点に鑑み、価格統制の停止の措置が実施せられた。物価統制の停止とは、統制額を定めた告示の効力を一定期間停止する措置であつて、統制額を廃止すれば、著しい価額の上昇を来し、一般物価に悪影響を齎すと考えられる場合、廃止に迄は至らないが、一定期間廃止と同様の効力を有する措置を講じ、価額の動向を監視することを目的としたものである。1月より1月10日迄に停止せられた品目数は、81品目に達した。

(A) 廃止せられたものの中主重な物資につき検討すれば、次の通りである。

(イ) 板硝子——3月価格統制を廃止。廃止の理由は、次のとおりである。(i) ㊦卸売価格及び市場価格は、共に1箱当り2,388円であつて、㊦を廃止しても市場価格の上昇の可能性はないと考えられたこと。(ii) 需給状況が緩和されたこと。即ち、1951年の生産計画4,600千箱に対して、需要見込も4,600千箱(内訳、内地4,150千箱輸出300千箱特需150千箱)と見積られた。

(ロ) パルプ及紙——パルプは3月価格統制廃止。紙は4月廃止。

パルプの価格統制廃止の理由は次の通りである。(i)、主要原材料中原木、石炭等殆どすべてのものの統制が廃されており、且つパルプを原料とする製品も繊維、セロファン等の全部が廃止されているから、中間のパルプのみ統制することは、意義が少いと考えられたこと。(ii)、輸出向人絹用パルプの価格統制がないから、これらのパルプの生産のみ上昇し、統制中の他種パルプの減産が避けられないと考えられたこと。(iii)、原木等原料の価格が浮動している点よりして、固定的な㊦による統制が技術的に困難であつたこと。(iv)、価格統制を廃止することにより、ある程度の値上りは予想されることであるが、現在のよう収益条件の不均衡が除去され、パルプ増産が実現する方が望ましいと考えられたこと。

紙の中最も重要な地位を占める新聞用巻取紙の価格統制が廃止せられた理由は、次の通りである。(i)、新聞用巻取紙は主としてパルプから一貫的に抄造されているから、パルプの場合と同様の原材料による影響があつたこと。(ii)、他種紙の多くが統制を廃止されているので、これらの紙との間に価格の不均衡が生じ、新聞用巻取紙の生産を忌避する傾向があつたこと。(iii)、価格統制を廃止することによつて現在の価格よりある程度の値上りが予想され、新聞購読料に多少の影響はあるが、統制の廃止による生産の増進の方が望ましいと考えられたこと。

紙の中、右の新聞用巻取紙のほか洋紙、重包装紙袋、教育用ノートなどが同時に廃止せられたのであるが、これらの価格統制廃止の理由も、新聞用巻取紙の場合と凡そ同様である。

(B) 停止せられたものの中、主要な物資につき検討すれば、次の通りである。

(イ) 苛性ソーダ及びソーダ灰——3月物価統制の適用を停止。停止の理由は、次の通りである。(i) 需給関係が緩和される見通しがついたこと。即ち、4月よりソーダ工業塩価を引上げ、塩輸入見込量140万トン中ソーダ工業塩100万トンを確保することができれば、この塩によるソーダの生産は、国内需要を完全に賄うことができる。かくの如く需給関係が好転すれば、ソーダ工業塩価の値上りによつて、ソーダ灰42%苛性ソーダ35%の値上りの可能性があるに拘らず、将来不当の値上りはないと考えられた。(ii)、3月当時の市場価格は、塩の入着ずれによる生産減と、それに基づく製品の値上りを控えて買漁りがあり、ために一部小口需要についてはヤミ価格があつたけれども、4-6月における生産の増大によつて妥当な価格に落ち着くものと考えられたこと。(iii) ソーダ類の値上りによる関連製品コスト増は、板硝子3%、人絹1%であつて、その影響は極めて軽微であると考えられたこと。

(ロ) 硫化鉍——3月物価統制の適用を停止。硫化鉍は、その品位により、これを3種に区分し、その価格も3本建てであつたのであるが、昭和25年12月1本建価格に改訂した。この改訂の際、生産量の増加及び各需要者間の手持量の調整等によつて、統制の撤廃は、すでに予想されていたのであるが、昭和26年3月に至つて、統制停止の措置がとられた。

物価統制が停止せられた理由は、次の通りである。(i)、生産は、順調に増加し、常に計画を上廻っている状態であつたこと。即ち、昭和25年度の生産計画は、第1四半期449,480吨、第2四半期462,610吨、第3四半期478,620吨、第4四半期495,350吨であるに対して、生産実績は、第1四半期470,608吨、第2四半期504,622吨であつた。(ii)、山元及び消費工場の在庫は、増加の傾向を辿り、需給は、先行不安がないと考えられたこと。(iii)、硫化鉍の約74%を消費する化学肥料の物価統制が廃止されているのに対して、硫化鉍の統制を継続するのは合理性に乏しいと考えられたこと。(iv)、化学肥料の価格が行政的に抑えられているので、硫化鉍の統制を停止してもその価格が昂騰するとは考えられなかつたこと。

(ハ) 鉄鋼及び屑鉄——3月物価統制を停止。停止の理由は次の通りである。(i)、鉄鋼製品の価格統制が廃止されているのであるから、鉄鋼の価格統制が廃止されても、鉄鋼製品に対して直接的影響を与えないと考えられたこと。例えば、入幅製鉄の算定によれば、価格統制が停止されても、4

—5月の建値で25,200円程度(当時の@16,600円)に上ると考えられた。(ii)、その主原料たる鉄鉱石及びマンガン鉱石を海外に仰ぐため、それらの国際価格が、変動し易い点よりして、ある期間固定して@を置くことは、困難かつ不適当であると考えられたこと。(iii)、鉄鋼製造業者が、かれらの利益にかけても、不当な値上げはしない旨の保証を与えたこと。

屑鉄も鉄鋼と同時にその価格統制を停止せられたのであるが、その理由は、鉄鋼の価格統制が停止せられたのに、屑鉄の価格統制だけを残存せしめる理由はなく、かつ屑鉄の価格統制には技術的困難さが伴うと考えられたことである。

(ニ) 綿糸及び綿布——7月価格統制を停止。停止の理由は、綿糸及び綿布の市場価格が安定したことである。綿糸及び綿布の国内価格は、昭和25年初頭において、朝鮮事変勃発当時と同様の高騰を示し、2月には20番単糸1捆当り23万円、3月初旬には24万5千円となつた(卸売業者販売価格64,776円)。このような価格の上昇を防止するために、綿糸布の国内向け供給月37,500捆を月50,000捆に増加し、さらに@を改訂して、14万円とし、輸出価格への転寄せを図つた。これらの措置は、今年度米綿の豊作による綿花相場の先安見込、金融難・輸出の減少等と相俟つて、3月下旬以降価格は、急速に下向し、7月下旬11万円となり、@を割る現象を生ぜしむるに至つた。

(ホ) 電気及びガス料金——電気及びガス料金は、公益事業委員会が担当することとなつたので、(8月2日物価統制令第7條に基く公益事業令の指定を解除したので、両者の統制は、物価統制令に基く統制の範囲から除外された。

以上のように昭和26年においても、価格統制の縮少の過程が継続し、多くの重要物資に対する価格統制が廃止又は停止せられた。かかる廃止又は停止の事情は、個々の見れば、その物資特有の事情をもつているに拘らず、基礎的には、物資の需給関係の緩和や市場価格の安定に示されているとほり、日本経済が安定したとの判断に基くものである。

4. 結 び

以上において概観したように、終戦後は、価格等の全分野に亘つていた統制が、経済の安定と共に著しい整理縮少を受け、8月末日現在における統制品目は、161(大分類)となつた。

このように縮少せられた現行統制品目161中主要なものは、主食の生産者価格及び消費者価格、塩の収納価格及び売渡価格、国鉄運賃、水道料金、石油の精製業者価格・元売業者価格及び販売業者価格等である。

これらの156品目を昭和24年4月ドッジプランの実施当時の2,129品目に比較すれば13分の1以下となつている。

(物 価 庁)

統 制 品 目 推 移 表

附表 1.

(A) 統制品目現在数

(物 價 庁 調)

年 月 日	區 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 號	年 月 日	區 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
昭和23年 6月初...		69	270	4,131	1	昭和26年 1月初...		355	575	—
7.....		526	1,785	17,945	2	2.....		355	579	—
8.....		904	3,929	28,153	3	3.....		327	514	—
9.....		1,226	6,166	37,943	4	4.....		—	—	—
10.....		1,622	7,428	48,356	5	5.....		255	362	—
11.....		1,771	8,624	56,772	6	6.....		250	358	—
12.....		1,942	9,911	62,370	7	7.....		230	343	—
24. 1月末...		1,994	10,131	62,871	8	8末.....		161	239	—
2.....		2,062	10,526	64,054	9	(B) 統制廢止品目數				
3.....		2,129	10,716	64,506	10	年 月 日	廢 止 數	年 月 日	廢 止 數	
4.....		2,128	10,715	64,505	11	昭和22年10月.....	84	25. 12.....	151	
5.....		2,076	10,380	62,041	12	23. 3.....	2	2.....	20	
6.....		2,030	10,279	61,632	13	5.....	5	3.....	77	
7.....		1,978	9,814	57,624	14	6.....	2	4.....	97	
8.....		1,772	8,759	48,700	15	7.....	1	5.....	22	
9.....		1,447	7,088	38,483	16	8.....	6	6.....	32	
10.....		1,400	6,837	37,563	17	9.....	4	7.....	43	
11.....		1,386	6,771	37,450	18	10.....	86	8.....	143	
12.....		1,299	5,683	30,167	19	11.....	1	9.....	9	
25. 1.....		807	1,320	(調査未了)	20	12.....	7	10.....	5	
2.....		769	1,174	—	21	24. 2.....	2	11.....	18	
3.....		688	1,094	—	22	3.....	1	12.....	16	
4.....		531	941	—	23	4.....	1	26. 1.....	1	
5.....		516	868	—	24	5.....	53	2.....	19	
6.....		478	831	—	25	6.....	17	3.....	65	
7.....		456	780	—	26	7.....	52	4.....	11	
8.....		390	671	—	27	8.....	214	5.....	4	
9.....		372	655	—	28	9.....	49	6.....	23	
10.....		377	646	—	29	10.....	66	7.....	33	
11月初...		366	633	—	30	11.....	11	8.....	7	
12.....		364	618	—	31					

(備考) 廢止品目數は廢止した告示數による。

附表 2.

主 要 物 資 公 定 價 格 推 移 表

(物 價 庁 調) (單位 圓)

區 分	單 位	番 號	(A) 基準 年次平均 價格(昭和 9-11)								摘 要	
			(B) 3.3體系	(C) 7月體系	(D) 補正體系	(E)	(F)	(G)	(H)			
米	{ 生産者價格 消費者價格	60kg 10kg	32	10.864 2.47	120.00 36.00	701.60 99.00	1,475.00 266.00	1,747.00 405.00	1,747.00 445.00	2,215.00 515.00	2,215.00 620.00	
醬 油	{ 卸 賣 價 格 小 賣 價 格	1 斗 1 合	33	3.67 0.042	84.00 1.02	151.90 1.93	330.39 4.15	330.39 4.15	487.00 5.60	25.7.6 25.9.30廢	—	
綿 糸	生産者價格	400 ポンド	34	213.00	2,300.00	9,920.00	20,897.00	66,239.00	62,586.00	83,460.00	140,000.00	昭和22.8~ 23.6損失補 償補給金支 給
石 炭	生産者價格	1 屯	35	7.50	346.00	956.08	2,388.53	24.9.16 廢止	(25.6)	(25.12)	(26.4)	石油製品 全品目平 均
石 油	{ 元 賣 業 者 販 賣 價 格 販 賣 業 者 販 賣 價 格	1 kl 〃	36	115.00 120.00	2,692.34 2,791.34	6,379.64 6,539.64	12,432.91 13,029.69	13,626.00 15,226.00	13,626.00 15,226.00	15,629.00 17,369.00	17,764.00 19,504.00	
薄 板	{ 生産者價格 消費者價格	1 屯 〃	37	112.75 118.12	3,530.00 3,760.00	15,270.00 8,690.00	30,160.00 14,690.00	32,790.00 20,260.00	33,540.00 25,940.00	25.7.1 廢止	—	昭和25.4 ~6 補給 金廢止
鉛 地 金	{ 生産者價格 消費者價格	〃 〃	38	253.66 253.66	16,000.00 12,000.00	33,600.00 23,000.00	80,810.00 59,103.00	24.9.2 廢止	—	—	—	昭和26.8 礦 石に対する 輸入補給 金廢止
過 燐 酸 石 灰	{ 生産者價格 消費者價格	〃 〃	39	34.40 34.40	128.00 1,271.18	3,380.00 2,236.00	6,230.00 3,784.00	7,196.00 5,452.00	9,625.00 7,360.00	25.7.9 停止	(25.12)	(26.4)
分 密 白 糖	{ 卸 賣 價 格 小 賣 價 格	100斤 1 斤	40	20.61 0.23	2,227.00 22.90	2,264.00 24.70	1,715.00 19.25	3,546.00 38.00	3,992.00 42.50	4,829.00 51.00	6,433.00 68.00	
生 糸	生産者價格	1 俵	41	676.00	24,275.00	64,135.00	120,000.00	24.5.27 廢止	—	—	—	

☆

☆

☆

1. 昭和9~11年平均基準各種物価指数

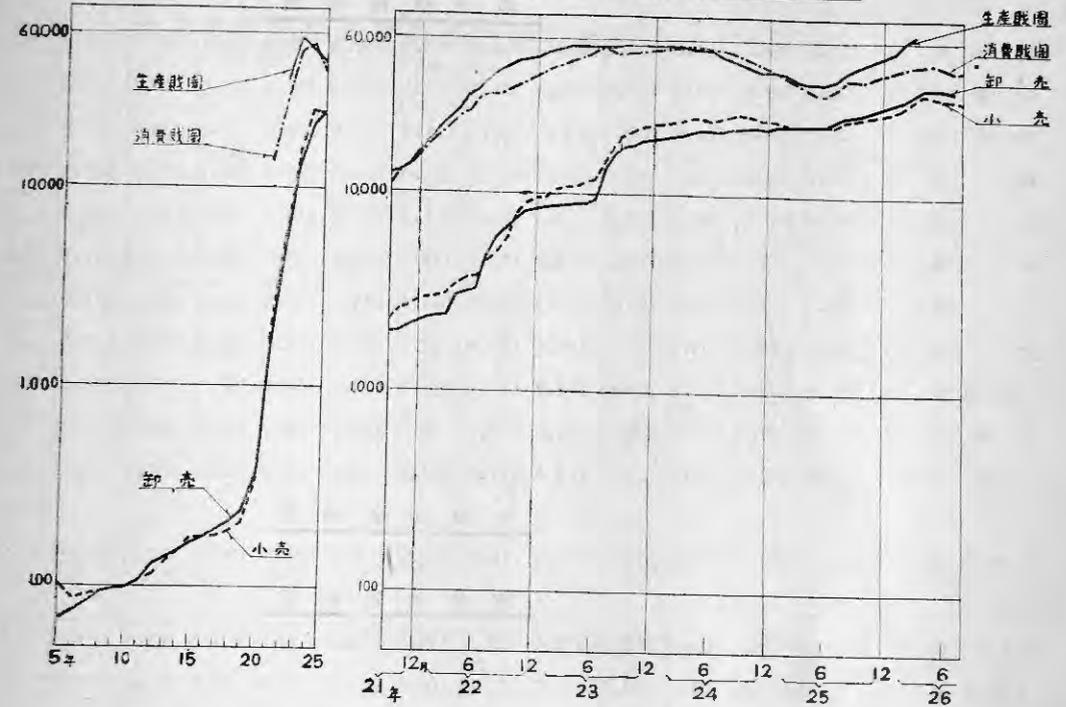
(昭和9~11年=100)

年 月	番 号	東京卸売 物価指数	東京小売 物価指数	生 産 財			消 費 財			賃金指数 (労働省)	家計費 指数 (労働省)	公定料 金指数 (昭14年 9月=100)
				東京卸売 物価指数	東京開 及び自由 物価指数	生産財 実効物 価指 数	東京卸売 物価指数	東京開及 び自由 物価指数	消費者 物価指数 (G H Q)			
昭和5年...	1	88.5	101.2	—	—	—	—	—	—	—	—	
6.....	2	74.8	88.4	—	—	—	—	—	—	—	—	
7.....	3	83.0	89.3	—	—	—	—	—	—	—	—	
8.....	4	95.1	95.0	—	—	—	—	—	—	—	—	
9.....	5	97.0	97.1	—	—	—	—	—	—	—	—	
10.....	6	99.4	99.0	—	—	—	—	—	—	—	—	
11.....	7	103.6	103.9	—	—	—	—	—	—	—	—	
12.....	8	125.8	113.8	—	—	—	—	—	—	—	—	
13.....	9	132.7	130.4	—	—	—	—	—	—	—	—	
14.....	10	146.6	146.0	—	—	—	—	—	—	—	100	
15.....	11	164.1	169.5	—	—	—	—	—	—	—	100	
16.....	12	175.8	171.6	—	—	—	—	—	—	—	101	
17.....	13	191.2	176.6	—	—	—	—	—	—	—	101	
18.....	14	204.6	187.3	—	—	—	—	—	—	—	101	
19.....	15	231.9	209.8	—	—	—	—	—	—	—	101	
20.....	16	350.3	308.4	—	—	—	—	—	—	—	131	
21.....	17	1,627.1	1,893.1	1,627.7	—	—	1,537.5	13,358	—	970	—	
22.....	18	4,815.2	5,098.9	4,475.9	34,956	5,952.5	5,019.3	28,709	9,738	3,124	5,710	
23.....	19	12,792.6	14,956.0	11,079.8	55,032	12,500.5	14,448.8	49,574	16,864	8,654	10,880	
24. 1月...	20	18,994.3	22,853.7	15,530.3	57,185	17,575.3	22,734.4	54,036	20,610	14,215	13,204	
2.....	21	19,615.3	23,029.3	15,977.2	57,759	17,626.3	23,541.6	54,315	20,830	13,935	13,270	
3.....	22	19,700.4	23,078.6	16,074.1	56,726	17,999.7	23,608.1	55,152	21,370	14,206	14,650	
4.....	23	20,602.0	24,725.0	16,722.1	55,463	18,194.8	24,823.6	57,174	21,680	14,411	14,151	
5.....	24	21,010.3	24,404.0	17,034.9	54,544	18,941.6	25,317.4	56,267	22,180	13,947	14,431	
6.....	25	20,933.8	23,522.6	17,057.3	53,511	19,306.6	25,127.5	55,849	21,640	14,767	14,278	
7.....	26	20,959.3	24,518.1	17,049.8	50,870	18,661.6	25,193.9	54,803	20,680	14,578	15,851	
8.....	27	21,308.0	25,380.5	17,429.7	48,573	19,289.6	25,469.3	53,339	20,330	14,808	13,331	
9.....	28	21,690.8	25,903.0	17,891.5	46,506	19,756.3	25,735.2	51,108	20,590	14,872	14,564	
10.....	29	21,903.5	25,290.9	18,226.7	44,210	20,537.1	25,763.7	49,086	20,260	14,848	14,260	
11.....	30	21,912.0	24,967.1	18,301.2	43,406	20,554.1	25,687.8	47,761	19,910	15,360	14,352	
12.....	31	21,886.5	24,360.7	18,345.9	43,176	20,715.3	25,564.3	45,669	20,390	18,308	19,348	
年平均	32	20,876.4	24,336.1	17,136.7	50,994	19,096.5	24,880.6	52,880	21,148	14,854	14,580	
25. 1.....	33	22,771.1	24,228.0	19,805.8	43,061	21,190.5	25,602.3	43,578	20,830	17,743	13,340	
2.....	34	22,618.0	23,325.0	19,783.5	41,798	21,216.0	25,279.4	39,952	20,050	16,374	14,040	
3.....	35	22,677.5	22,662.9	19,977.1	38,813	21,148.1	25,146.5	37,163	19,470	15,980	14,570	
4.....	36	22,660.5	22,657.2	19,694.1	37,549	21,190.5	25,507.3	34,304	18,970	16,526	15,080	
5.....	37	22,762.6	22,435.6	19,837.8	36,975	20,961.4	25,478.8	33,537	19,210	16,378	14,280	
6.....	38	22,890.2	22,445.8	19,895.2	37,205	20,969.9	25,763.7	33,467	18,410	17,247	13,850	
7.....	39	24,200.1	22,627.0	20,818.8	38,698	21,699.7	27,539.6	34,862	19,020	17,761	14,470	
8.....	40	25,408.0	24,487.8	22,643.7	42,257	22,913.3	27,824.5	39,673	19,020	17,597	13,530	
9.....	41	25,994.9	24,947.5	23,746.1	45,243	23,735.5	27,663.0	38,348	19,420	17,846	13,870	
10.....	42	26,871.1	25,080.4	24,937.9	47,769	25,043.4	28,061.9	38,836	18,890	18,717	13,390	
11.....	43	27,670.7	25,967.6	26,107.3	49,377	26,452.1	28,318.3	40,300	19,240	19,194	14,820	
12.....	44	28,104.5	26,169.5	26,695.8	50,870	27,190.4	28,498.7	40,440	19,830	25,225	18,700	
年平均	45	24,552.4	23,919.5	21,999.4	42,468	22,809.3	26,723.7	37,872	19,377	18,049	14,490	
26. 1.....	46	29,593.1	26,973.1	23,662.2	53,970	28,531.3	30,449.9	42,644	20,970	21,679	13,010	
2.....	47	31,617.5	28,413.1	31,313.9	60,975	30,024.9	30,312.5	44,902	21,530	20,059	14,880	
3.....	48	33,403.8	31,327.3	33,012.2	66,142	31,807.0	32,126.3	46,715	21,790	19,337	15,370	
4.....	49	34,960.5	32,930.5	35,187.2	—	34,802.7	32,743.6	47,621	22,352	20,389	15,890	
5.....	50	34,909.4	32,096.7	35,127.6	—	36,983.7	32,705.6	47,273	22,803	20,357	15,610	
6.....	51	34,465.0	31,499.8	34,576.4	—	36,983.7	32,192.8	44,484	21,884	24,223	15,350	
7.....	52	34,016.3	31,169.6	34,360.4	—	—	31,689.5	43,433	21,697	24,711	16,340	
8.....	53	...	30,588.6	...	—	—	...	43,926	

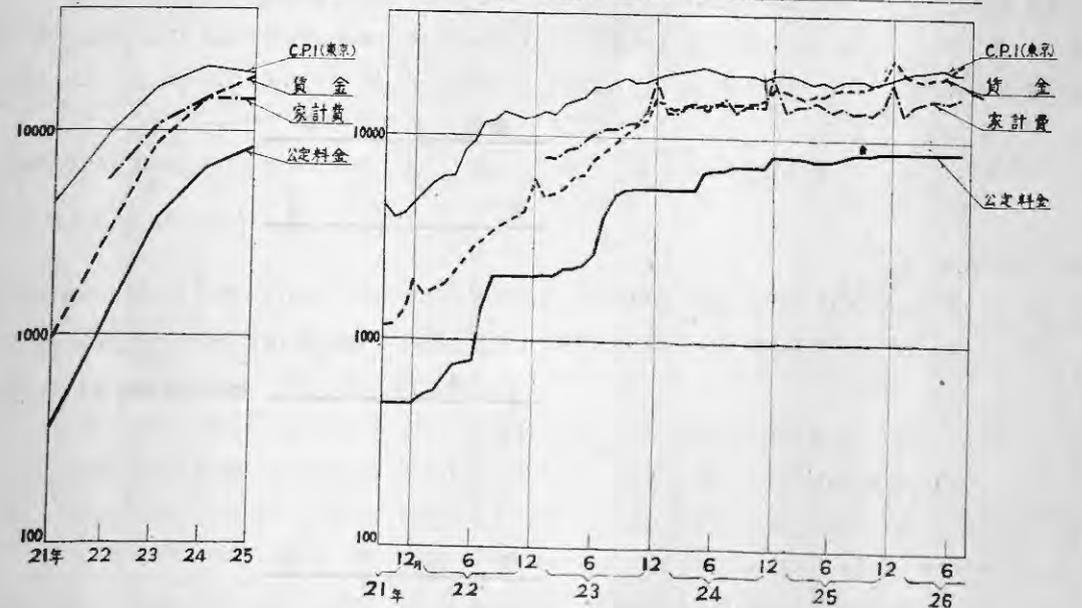
(備考) 特に明記したもの以外は日銀調。

昭和9~11年平均各種物價指数 (昭和9~11年=100)

卸売・小売・生産財・消費財



賃金・家計費・C.P.I・公定料金 (公定料金は昭和14年9月=100)

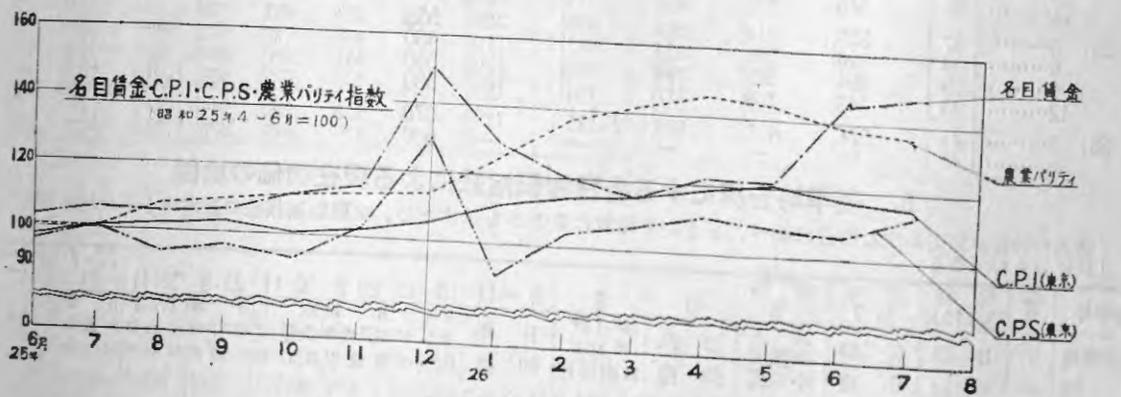
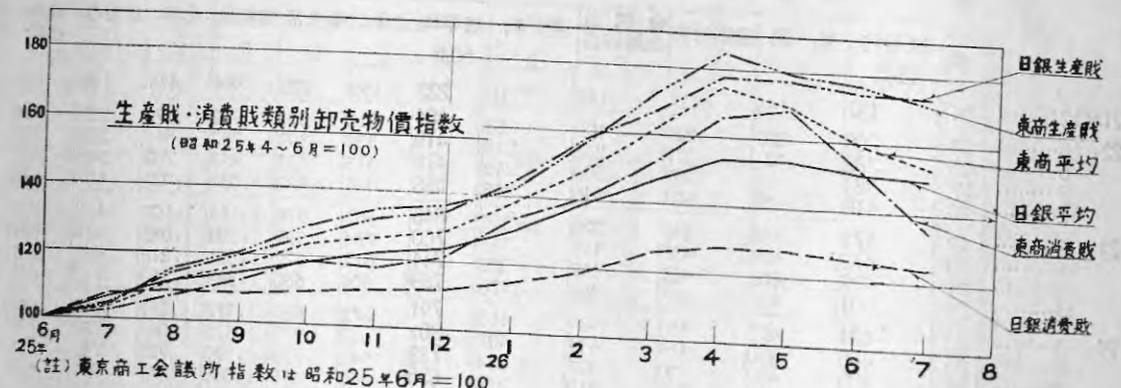
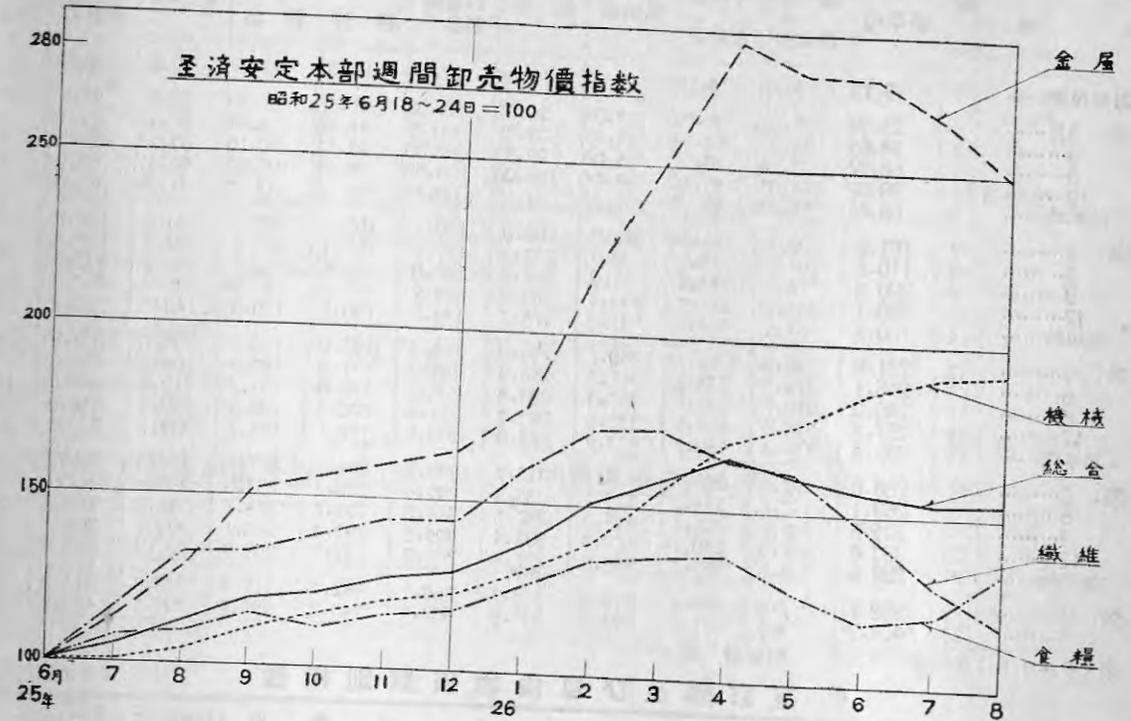


2. 朝鮮動乱勃発前基準(4~6月)に換算した各種物価指数

区分	番号	昭和25年 6月	7	8	9	10	11	12	26.1	2	3	4	5	6	7	
卸売物価指数																
日銀 総平均	1	100.5	106.2	111.6	114.2	118.0	121.5	123.4	130.0	133.8	146.7	153.5	153.2	150.9	149.4	
生産財	2	100.3	105.0	114.2	119.8	125.8	131.7	134.6	144.6	157.9	166.5	177.5	177.0	174.4	173.3	
消費財	3	100.7	107.6	108.8	108.1	109.4	110.7	111.4	114.4	118.4	125.6	128.0	127.8	125.8	123.9	
経本 総合	4	100.0	105.4	112.5	119.1	121.7	126.7	128.4	137.9	150.8	158.3	165.3	160.5	156.5	153.7	
食糧	5	100.0	107.9	109.2	115.3	111.2	115.3	117.8	125.4	133.2	135.4	136.6	126.4	118.7	120.7	
繊維	6	100.0	116.1	132.6	133.2	138.6	143.7	143.9	159.9	172.0	172.3	165.0	161.2	146.1	130.1	
金属	7	100.0	113.9	128.8	151.6	155.3	160.0	164.1	178.1	220.5	252.6	286.6	277.9	277.4	255.6	
機械	8	100.0	100.8	103.5	110.3	115.6	119.9	122.3	129.6	139.0	155.4	169.3	175.9	185.6	190.2	
東京商工会議所 生産財	9	100.0	103.5	111.5	116.5	123.7	126.1	128.9	138.0	148.5	161.9	175.0	169.2	159.4	153.4	
消費財	10	100.0	104.1	115.6	120.7	128.9	134.7	136.3	142.2	156.5	172.0	184.3	179.1	176.5	171.7	
消費財	11	100.0	102.9	107.2	112.1	118.4	117.2	121.2	133.6	140.2	151.5	165.4	158.9	141.8	134.5	
小売物価指数																
日銀 小売物価	12	99.7	100.5	103.8	110.8	111.4	115.3	116.2	119.8	126.2	139.1	146.3	142.6	140.0	133.5	
実効物価指数																
日銀 生産財	13	99.7	103.1	108.9	112.8	119.0	125.7	129.3	135.6	142.7	151.2	165.4	173.7	175.8	-	
消費者物価 (C.P.I.)	全都市	14	99.2	101.8	104.1	104.5	101.5	102.3	106.6	111.4	113.9	117.8	119.9	123.8	119.3	119.4
	東京都	15	97.6	100.3	101.9	103.0	100.1	102.0	105.1	111.1	114.1	115.5	118.5	120.9	116.0	115.0
自由及び闇物価指数																
日銀 生産財	16	100.0	104.0	113.6	121.6	128.4	132.7	136.7	145.1	163.9	177.8	-	-	-	-	
物価庁非配給物価	17	99.4	105.5	116.9	131.3	139.8	149.2	157.1	162.7	174.0	211.3	218.1	207.2	-	-	
日銀 消費財	18	99.1	103.3	117.6	113.6	115.1	119.4	119.8	124.8	133.1	138.4	141.1	140.3	132.0	123.7	
物価庁非配給物価	19	96.2	99.1	97.5	101.7	100.7	101.7	100.7	103.7	107.9	112.9	114.6	112.3	109.8	105.7	
農業パリティ指数																
農業パリティ	20	100.4	100.3	106.6	110.0	111.7	112.8	113.7	125.0	136.8	141.3	146.0	143.9	133.2	135.0	
賃金指数																
全国製造工業平均賃金	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
名目	22	103.2	106.5	105.3	106.7	112.0	114.8	150.9	129.7	120.0	115.7	122.0	121.8	144.9	147.8	
実質	23	103.7	104.0	100.6	101.9	109.0	110.5	135.3	115.8	105.7	98.7	101.5	98.3	118.6	120.7	
家計費指数 (物価庁換算世帯人員5人-ヶ月30.4日)																
C.P.S 全都市	24	97.7	100.3	99.3	100.0	103.2	106.9	143.8	98.6	112.1	112.4	114.9	115.9	116.3	119.2	
C.P.S 東京	25	96.3	100.5	93.9	96.1	92.8	102.6	129.7	90.4	103.4	106.8	110.3	108.5	106.6	112.7	
実質(全都市)	26	98.4	98.5	95.4	95.8	101.6	104.5	135.0	88.6	98.4	95.5	95.8	93.6	97.5	99.9	
株価指数																
東証平均株価	27	96.8	115.0	131.3	127.5	121.5	123.6	115.9	122.3	136.3	142.6	130.0	130.8	137.0	131.9	

(備考) 経済安定本部及び東京商工会議所の分は昭和25年6月基準である。

朝鮮動乱勃発前を基準とする各種物価指数



3. 戦後基準卸売物価類別指数 (昭和23年1月=100) (日本銀行調)

年 月	番号	総平均	食用	その他	繊維品	燃料	金属及び金属製品	建築材料	化学製品	雑品	※特殊類別	
			農産物	食料品							生産財	消費財
昭和21年平均	1	19.13	14.91	16.14	15.83	16.35	27.74	18.30	32.09	19.08	21.85	16.19
22. 3月	2	28.49	27.82	32.04	24.06	26.07	33.32	21.67	37.00	27.35	27.93	29.09
6月	3	38.64	28.01	52.63	25.49	38.22	41.15	47.76	38.96	37.63	39.24	37.98
9月	4	78.27	63.56	70.03	65.09	99.83	89.00	93.17	90.10	63.93	89.31	66.48
10月	5	98.01	101.03	83.70	98.74	100.00	100.00	99.96	100.00	99.31	99.94	95.93
年平均	6	56.61	50.87	55.98	43.28	64.12	60.77	61.82	63.13	51.89	60.09	52.86
23. 3月	7	101.9	109.2	101.6	99.9	100.0	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0	103.9
6月	8	110.3	109.5	116.5	102.0	132.3	105.6	106.4	102.9	100.2	109.6	111.0
9月	9	200.3	178.6	223.3	191.0	255.4	191.0	181.6	190.5	183.8	202.3	193.2
12月	10	220.1	244.1	241.8	204.4	256.0	194.9	192.1	191.9	205.2	207.2	234.0
年平均	11	150.4	151.2	159.0	141.0	178.7	143.7	140.2	140.6	140.4	148.9	152.2
24. 3月	12	231.6	246.8	255.7	260.7	256.0	195.3	197.0	191.4	206.1	215.8	248.6
6月	13	246.1	278.4	258.6	311.6	256.9	201.0	197.8	195.9	206.2	229.0	264.6
9月	14	255.0	279.7	265.7	337.9	284.8	206.2	198.0	191.7	210.0	240.2	271.0
12月	15	257.3	278.4	259.5	332.4	293.2	221.0	200.3	199.4	220.8	246.3	269.2
年平均	16	245.4	269.0	260.9	303.0	268.0	204.5	198.1	194.2	209.1	230.1	262.0
25. 3月	17	266.6	297.2	248.2	306.1	313.2	249.5	214.5	237.7	233.3	268.2	264.8
6月	18	269.1	317.6	244.1	325.1	286.8	259.4	200.9	238.0	239.4	267.1	271.3
9月	19	305.6	315.4	256.2	419.3	287.3	354.6	235.7	274.7	281.0	318.8	291.3
12月	20	330.4	317.6	250.1	471.3	302.5	396.3	293.4	292.1	322.7	358.4	300.1
年平均	21	288.6	312.8	252.2	369.8	297.5	301.5	232.1	253.9	261.0	295.4	281.4
26. 3月	22	392.7	372.6	269.4	573.8	318.7	568.1	352.2	319.5	378.8	443.2	338.3
6月	23	403.9	374.6	277.5	524.4	345.5	650.4	340.8	339.8	403.7	464.2	339.0

※ ウェイトは生産財 518.7 消費財 481.3

4. 東京闇及び自由物価類別指数 (日本銀行調)

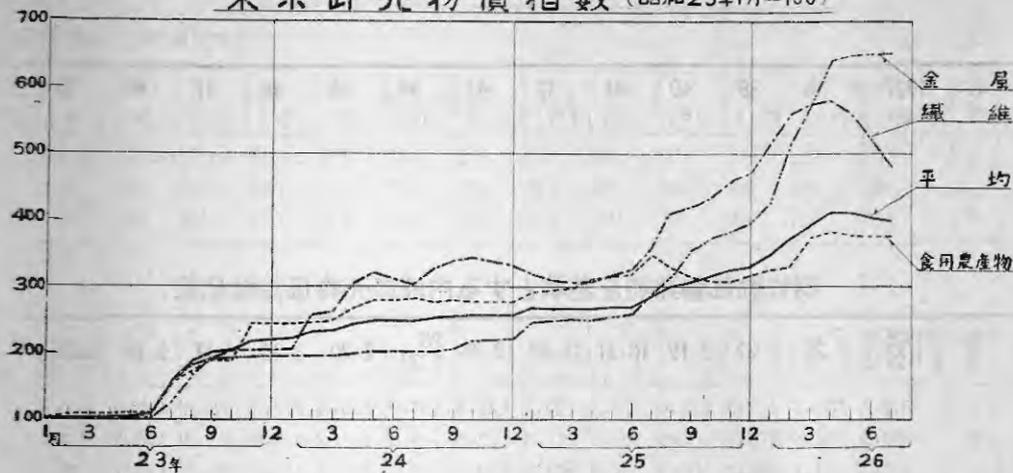
年 月	番号	生産財 (昭和21年8月=100)					消費財 (昭和20年9月=100)							
		総平均 25品	燃料 3	建築材料 5	金属及び 金属製品 5	肥料 2	総平均 50品	主食品 5	副食品 15	繊維品 5	燃料 2	日用品 11	食料 指数	非食料 指数
昭和21年12月	24	137	146	127	149	110	222	155	220	354	435	165	198	295
22. 3月	25	208	239	225	199	158	304	213	301	512	596	225	268	414
6月	26	292	321	277	248	214	419	339	399	752	616	288	379	539
9月	27	383	395	367	306	253	478	415	433	863	762	345	431	606
12月	28	418	459	404	346	263	558	445	480	1,036	1,028	402	479	763
23. 3月	29	473	430	442	399	316	646	561	576	1,165	1,107	479	574	843
6月	30	479	405	436	415	346	760	784	599	1,303	1,055	580	691	945
9月	31	492	406	435	459	372	744	617	622	1,361	1,216	661	645	1,013
12月	32	501	407	447	438	378	769	604	660	1,398	1,340	710	643	1,087
24. 3月	33	494	453	450	484	410	791	672	689	1,377	1,259	744	685	1,062
6月	34	466	450	414	434	407	801	650	779	1,316	1,053	789	707	1,031
9月	35	405	429	330	407	334	733	542	755	1,190	903	743	657	925
12月	36	376	431	280	413	278	655	460	615	1,036	917	697	572	902
25. 3月	37	338	414	245	419	228	533	363	480	706	835	662	455	710
6月	38	324	362	238	457	116	480	352	435	480	804	619	431	589
9月	39	394	365	280	658	119	550	361	544	689	859	672	486	707
12月	40	443	368	317	761	143	580	406	575	689	1,016	758	493	773
26. 3月	41	576	412	408	1,123	189	670	518	635	944	992	855	569	919
6月	42	—	—	—	—	—	638	479	645	678	1,010	872	564	815

5. 基準時を異にする各種物価指数による現在物価の地位

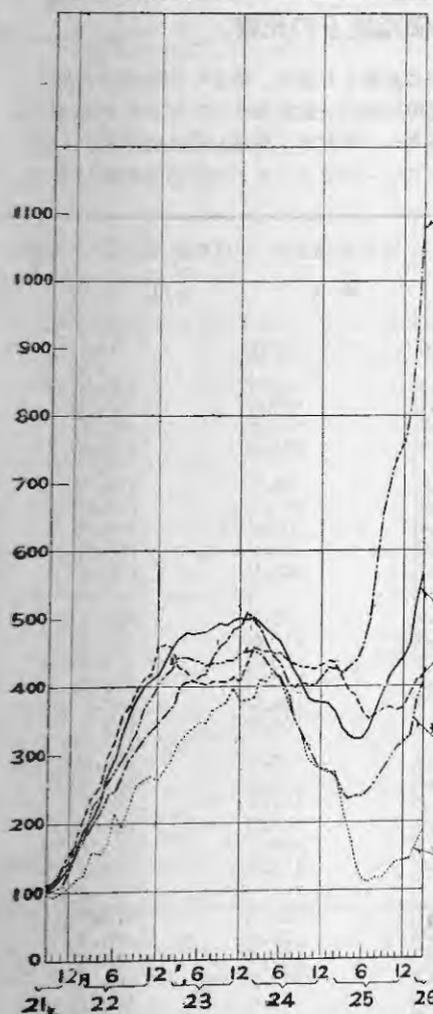
[現在の物価が過去の主な時点に比べ、どういう地位にあるかを示すため、主要物価指数の基準時とその現在指数を掲げたものである]

基準年	番号	明治 33年10月	大正 3.7	昭和 5	8	8	9~11	10~12	20.9	20.11	21.8	22.11	22.7 23.1~ 23.6	23.1~ 23.12	25.6
調査機関	43	日銀	日銀	商工 会議所	日銀	ダイヤ モンド	日銀	ダイヤ モンド	日銀	日銀	日銀	日銀	日銀	日銀	日銀
種別	44	卸売	小売	小売	卸売	自由卸売	卸売	自由卸売	自由卸売	自由卸売	自由卸売	自由卸売	自由卸売	自由卸売	自由卸売
現在指数	45	64,384.5	46,861.7	30,864.5	23,850.6	54,614.0	34,016.3	48,193	630	520.1	576	333.3	435.8	139.3	155.2
同上年月	46	昭26.7	昭26.8	昭26.8	昭24.5	昭26.7	昭26.7	昭26.7	昭26.7	昭26.8	昭26.8	昭26.3	昭26.3	昭26.6	昭26.7

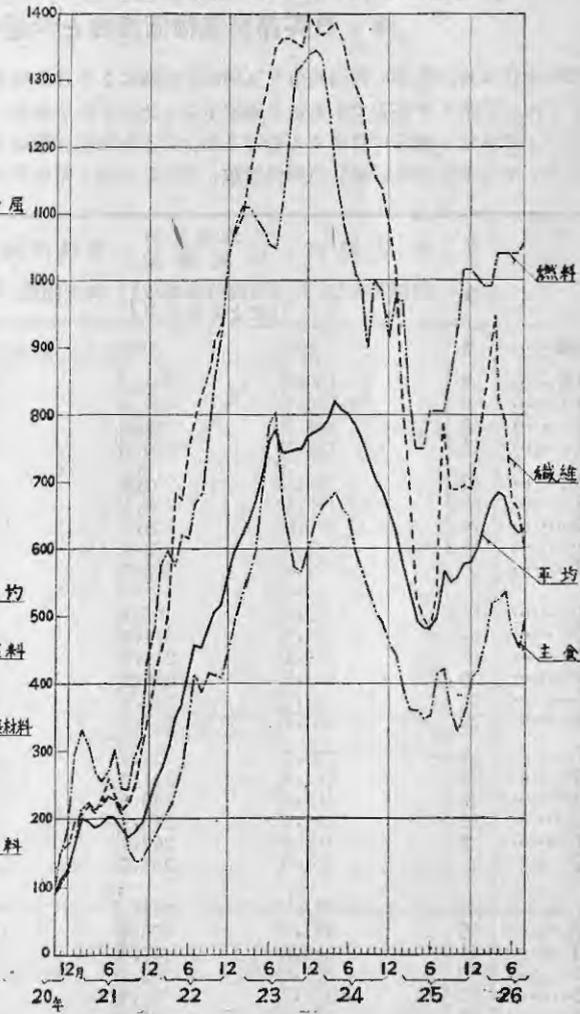
東京卸売物価指数 (昭和23年1月=100)



生産財物価指数 (昭和21年8月=100)



消費財物価指数 (昭和20年9月=100)



6. 内外卸売物価指数累年比較

(1937=100) (国連統計月報)

年次	番号	1937 (昭和12)	38 (13)	39 (14)	40 (15)	41 (16)	42 (17)	43 (18)	44 (19)	45 (20)	46 (21)	47 (22)	48 (23)	49 (24)	50 (25)	51 (26)
日	1	100	105	117	130	140	152	162	184	278	1,290	3,837	10,190	16,530	19,490	25,892
英	2	100	93	95	126	140	147	150	153	155	161	176	202	212	242	288
米	3	100	91	89	91	101	114	119	121	123	140	176	191	180	187	212

7. 朝鮮動乱勃発前を基準とする内外卸売物価指数比較

掲載年月日	番号	昭和25年 6月27日	7.25	8.22	9.19	10.31	11.28	12.26	26 1.23	2.20	3.20	4.17	5.29	6.26	7.24	8.21
日 a	4	100.0	105.4	112.5	117.4	121.7	126.7	128.4	137.9	150.8	157.0	164.6	159.4	156.4	153.7	154.0
英 b	5	100.0	101.5	102.9	106.9	109.4	111.4	112.6	115.6	117.6	118.9	119.7	120.3	119.2	118.7	118.6
米 c	6	100.0	104.2	105.7	108.1	108.0	108.8	110.4	114.5	117.0	117.1	116.6	116.1	115.3	113.3	112.5

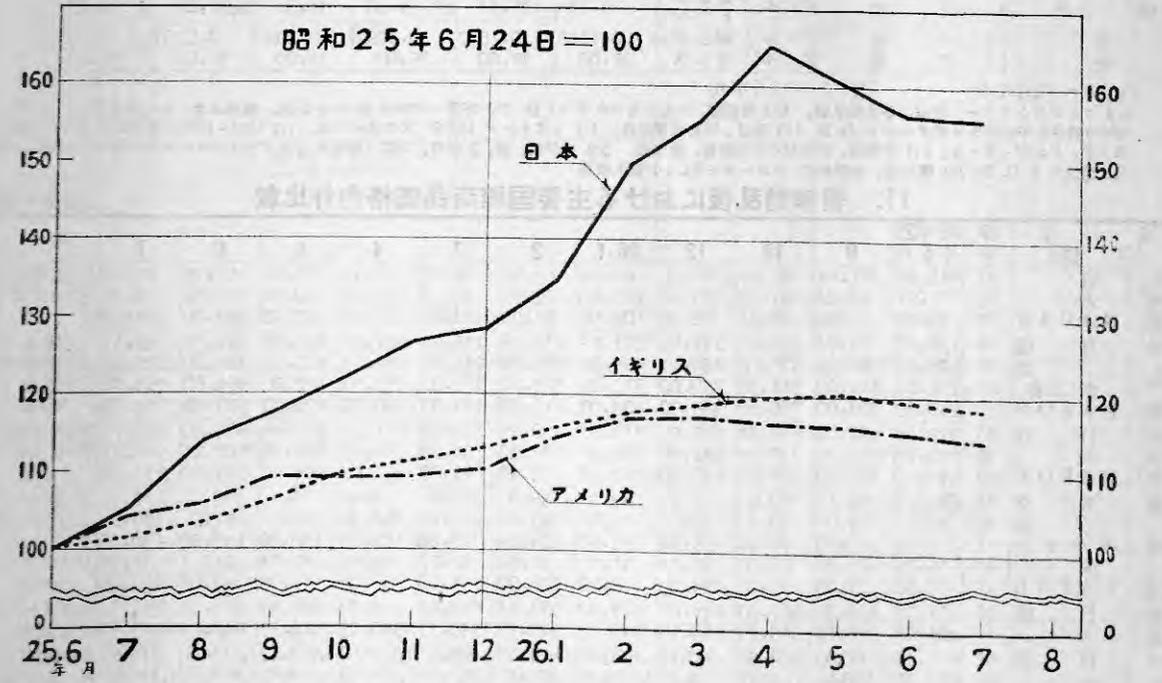
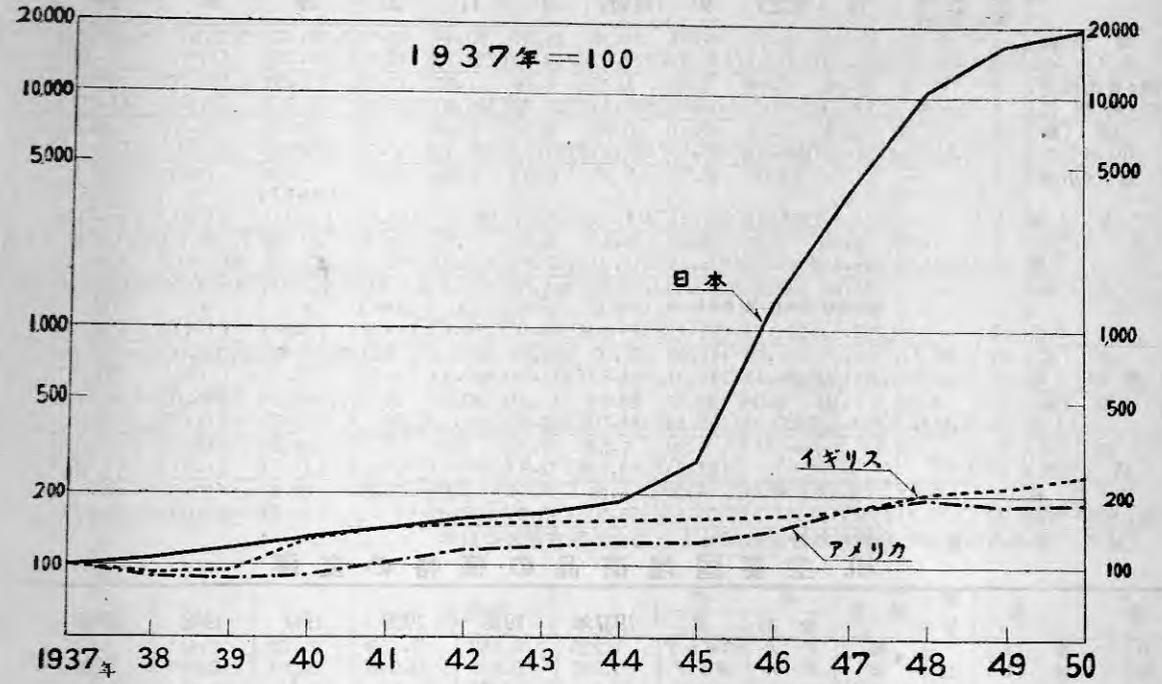
a. 経済安定本部調 (掲載日付の前週の土曜日に終る一週間の卸売物価指数)
 b. イギリス・エコノミスト誌調 (掲載日付当日の物価) c. アメリカ労働省調 (掲載日に終る一週間の物価)

8. 日英弗換算物価指数と米国物価指数との比較

本表は日本及び英国の物価指数を為替相場指数により弗物価指数に換算した場合、米国の物価指数に比し、いずれが割高又は割安であるかを観察するためのものである。基準年次は一応昭和9~11年平均を採つたがもとより単なる試算に止まるものである。日本の物価指数は昭和9~11年基準、日銀卸売物価指数、米国は昭和1年基準労働統計局卸売物価指数、英国は大正2年基準ロンドン・エコノミスト卸売物価指数による。

年月	番号	米 国 卸 売 物 価 指 数 (A)	日 本 弗 換 算 物 価 指 数 (卸 売 物 価 指 数 に よ る も の B)	英 国 弗 換 算 物 価 指 数 (C)	日 米 物 価 比 較 B/A	日 英 物 価 比 較 B/C	英 米 物 価 比 較 C/A
昭和 9~11年.....	7	100	100	100	100	100	100
24. 4月.....	8	199.6	195.7	180.1	98.0	108.6	90.2
5.....	9	198.1	199.6	183.2	100.8	109.9	92.5
6.....	10	196.5	198.8	181.7	101.2	109.4	92.5
7.....	11	195.3	199.1	179.5	101.9	110.9	91.9
8.....	12	194.5	202.4	179.6	104.1	112.7	92.3
9.....	13	195.4	206.1	170.6	105.5	157.8	66.8
10.....	14	193.6	208.1	132.4	107.5	157.2	68.4
11.....	15	192.9	208.1	133.0	107.9	156.5	68.9
12.....	16	192.4	208.0	133.4	103.1	155.9	69.3
25. 1.....	17	192.7	216.3	134.6	112.3	160.7	69.8
2.....	18	194.3	214.9	136.6	110.6	157.3	70.3
3.....	19	194.3	215.5	133.8	110.9	161.1	68.4
4.....	20	195.5	215.3	137.8	110.1	156.2	70.5
5.....	21	198.3	216.2	132.3	109.0	163.4	66.7
6.....	22	200.1	217.5	142.9	108.7	152.2	71.4
7.....	23	207.3	229.9	144.9	110.9	158.6	69.9
8.....	24	211.7	241.3	147.1	114.0	164.0	69.5
9.....	25	215.6	246.9	152.7	114.5	161.7	70.8
10.....	26	215.1	255.3	156.4	118.7	167.2	72.7
11.....	27	218.4	262.9	159.2	120.3	165.1	72.9
12.....	28	223.0	267.0	160.9	119.7	165.9	72.2
26. 1.....	29	229.1	281.1	165.1	122.7	170.3	72.1
2.....	30	233.6	300.4	168.0	128.6	178.8	71.9
3.....	31	234.0	317.3	170.0	135.6	186.6	72.6
4.....	32	233.5	332.1	171.1	142.2	194.1	73.3
5.....	33	232.7	331.4	172.0	142.4	192.7	73.9
6.....	34	231.2	326.4	170.3	141.2	191.7	73.7
7.....	35	227.6	325.9	169.9	143.1	191.8	74.6

内外卸賣物價指數比較



9. 主要商品の時代別価格の変遷 (大蔵省調査部調)

[主要物資の価格が過去の主な時点に比べてどう変つてきているかを示すため、主な時点の下に同時点を1.00とした場合の現在価格の倍率を掲げたものである。古い時点の物品の品質は必ずしも現在と同一でないものがある。(単位 円)]

Table with 13 columns (Year: 明治25年, 33, 大正3, 9, 昭和3, 5, 11, 20, 22, 24, 25, 26.7) and 20 rows (Commodity: 内地米, 清酒, 醤油, 煙草, etc.)

(備考) 括弧内の数字は当該年価格を1.00とした場合の現在価格の倍率

10. 主要国際商品の価格の変遷 (国連調)

Table with 13 columns (Year: 1937, 1938, 1939, 1947, 1948, 1949, 1950) and 10 rows (Commodity: 小麦, 砂糖, 羊毛, etc.)

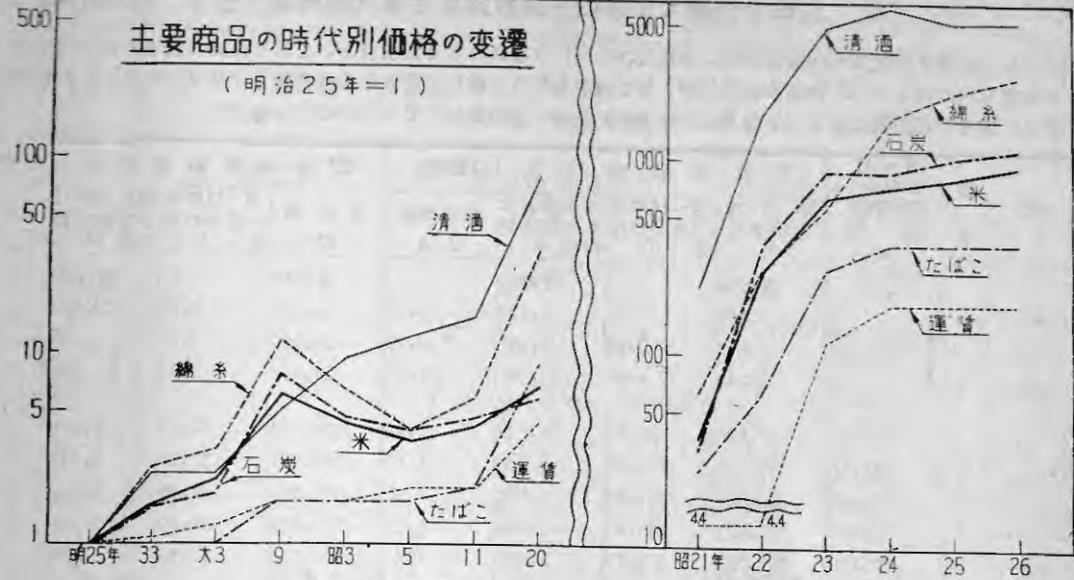
☆ 9~12月平均 ※ 7~12月平均

(a) カンサスシティー、硬質、冬小麦2號。(b) 精製糖、ニューヨークF.O.B. (c) 1937-38年はR.S.S.I號、現場バラ、その後はR.S.S.I號、種物の買手正午直取シンガポールF.O.B. (d) 脂肪、平均硬質價格。(e) ミドリリング15/16"10市場の平均。(f) 1937-47年は燃米32番手、その後は36番手、リング・ビーム。(g) 有煙炭、20会社の平均價格、貨車渡。(h) 平野鋼、條、圧延用、1937-48年6月はピッツマークF.O.B.、その後は工場又は引渡地F.O.B. (i) 電氣鋼、精鋼所渡、ニューヨーク。(j) 買入價格

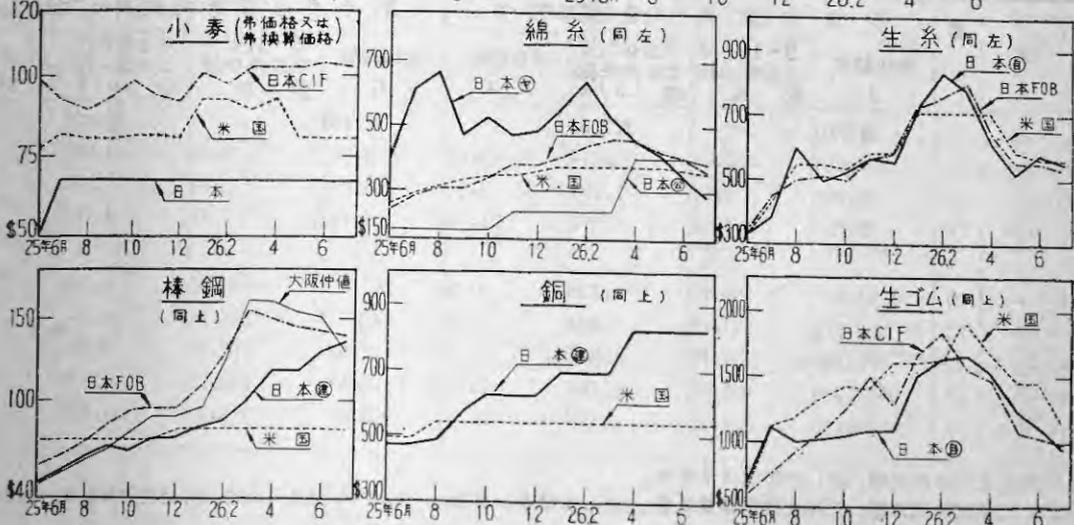
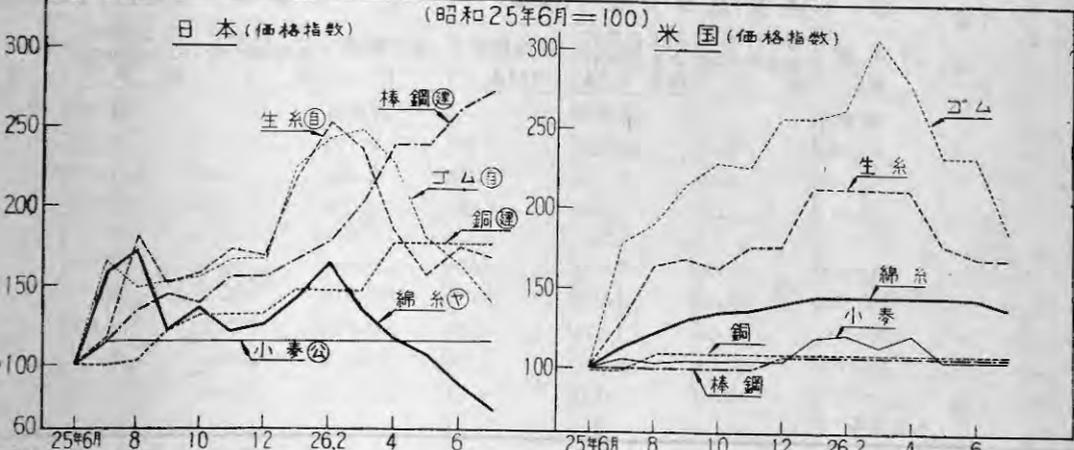
11. 朝鮮動乱後における主要国際商品価格内外比較 (単位 円)

Table with 11 columns (Year: 昭和25年6月, 8, 10, 12, 26.1, 2, 3, 4, 5, 6, 7) and 15 rows (Commodity: 小麦, 綿糸, 生糸, 棒鋼, etc.)

(備考) ⊕=公定價格 ⊙=開價格 ⊕=自由價格 ⊙=建値を現す



朝鮮動乱後における主要国際商品内外比較



12. 財政金融経済諸標の名目額指数と実質額指数

(大蔵省調査部調)

本表は財政・金融・経済関係の重要指標の金額及び9~11年基準の名目額指数と、これを物価指数で除した実質額及びその指数を示したもので、物価指数は原則として戦前基準の日銀生産財実効物価指数とGHIQのCPIとを単純算術平均した実効物価指数によるが、貿易は卸売指数、賃金・家計費はCPIによっている。

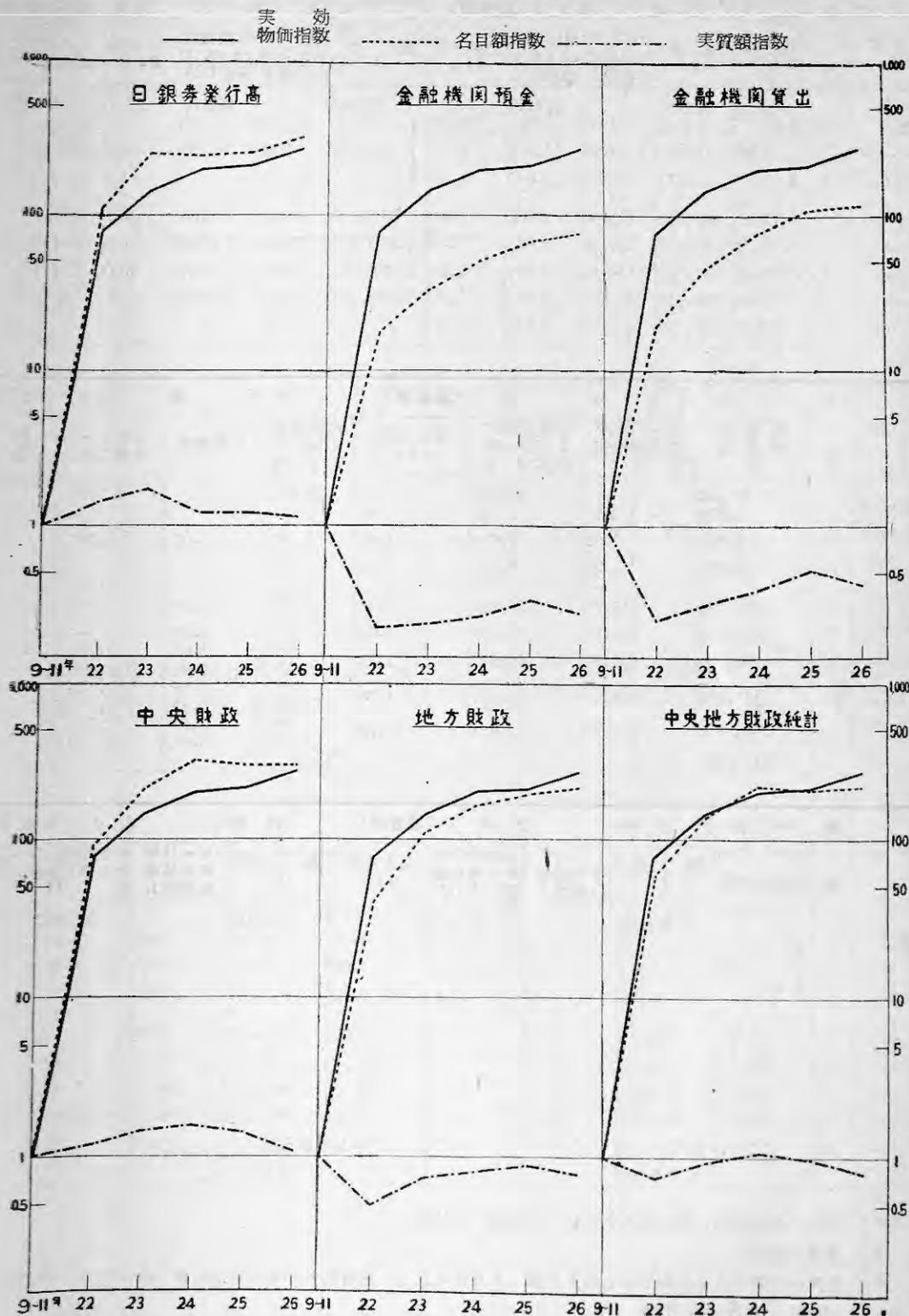
年次	番号	① 日銀券発行高 (日銀調)				② 全金融機関預金 (日銀調)				
		9~11年平均=1 実効物価指数 A	発行高 年中平均 B	9~11年平均 均基準の指 数 C	同左指数に よる修正発 行高 B/A C/A	預金高 D	9~11年平均 均基準の指 数 E	同左指数に よる修正預 金高 D/A E/A	同左指数 E/A	
昭和9年	1		百万円 1,178	0.94	1,178	0.94	百万円 20,927	0.92	20,927	0.92
10	2	1.00	1,247	0.99	1,247	0.99	22,455	0.99	22,455	0.99
11	3		1,340	1.07	1,340	1.07	24,555	1.08	24,555	1.08
22	4	77.81	137,560	109.61	1,768	1.41	394,744	17.43	5,073	0.22
23	5	145.70	315,112	251.08	2,163	1.72	750,817	33.15	5,153	0.23
24	6	199.83	306,012	243.83	1,531	1.22	1,156,251	51.05	5,786	0.25
25	7	210.94	321,873	256.47	1,558	1.22	1,557,929	68.79	7,386	0.33
26	8	275.10	393,288 (7月まで)	313.73	1,429	1.13	1,734,256 (6月まで)	76.58	6,304	0.27

年次	番号	③ 全金融機関貸出 (日銀調)			④ 中央財政 (一般会計) a (大蔵省調)				
		貸出高 F	9~11年平均 均基準の指 数 G	同上指数に よる修正貸 出高 F/A G/A	歳出総額 H	9~11年平均 均基準の指 数 I	同上指数に よる修正総 額 H/I I/A	同上指数 I/A	
昭和9年	9	百万円 12,186	0.95	12,186	0.95	百万円 2,163	0.98	2,163	0.98
10	10	12,715	0.99	12,715	0.99	2,206	0.99	2,206	0.99
11	11	13,517	1.06	13,519	1.06	2,282	1.03	2,282	1.03
22	12	244,516	19.09	3,142	0.25	205,841	92.85	2,645	1.19
23	13	587,958	45.90	4,035	0.32	461,974	208.38	3,171	1.43
24	14	993,312	77.56	4,971	0.39	699,448	315.49	3,500	1.57
25	15	1,408,145	109.95	6,676	0.52	664,576	299.76	3,151	1.42
26	16	1,535,676 (6月まで)	119.90	5,582	0.43	657,420	296.53	2,339	1.07

年次	番号	⑤ 地方財政 (公営企業以外) b				⑥ 中央地方財政純計 c (大蔵省調)			
		歳出総額 J	9~11年平均 均基準の指 数 K	同上指数に よる修正総 額 J/A K/A	同左指数 K/A	歳出総額 L	9~11年平均 均基準の指 数 M	同上指数に よる修正総 額 L/A M/A	同左指数 M/A
昭和9年	17	百万円 2,214	0.93	2,214	0.93	百万円 4,013	0.94	4,013	0.94
10	18	2,164	0.91	2,164	0.91	4,055	0.95	4,055	0.95
11	19	2,757	1.16	2,757	1.16	4,743	1.11	4,743	1.11
22	20	93,971	39.51	1,208	0.50	247,698	58.00	3,183	0.74
23	21	262,574	110.42	1,802	0.75	548,915	136.98	4,015	0.94
24	22	392,825	165.18	1,966	0.82	927,605	217.24	4,642	1.08
25	23	462,546	194.49	2,193	0.92	890,446	208.53	4,221	0.98
26	24	509,432	214.22	1,851	0.77	932,481	218.32	3,389	0.79

a. 24年度までは決算額、25、26年度は予算額。
 b. 22、23年度は決算額、24年度は決算見込額 (以上地財委の推計)。25、26年度は大蔵省主計局推計による一般会計予算額。
 c. 国庫支出金、市町村に対する県支出金及び地方分担金を控除した純計。

財政金融経済諸標の名目額指数と実質額指数 (昭和9~11年=1)



12. 財政金融経済諸標の名目額指数と実質額指数 (続)

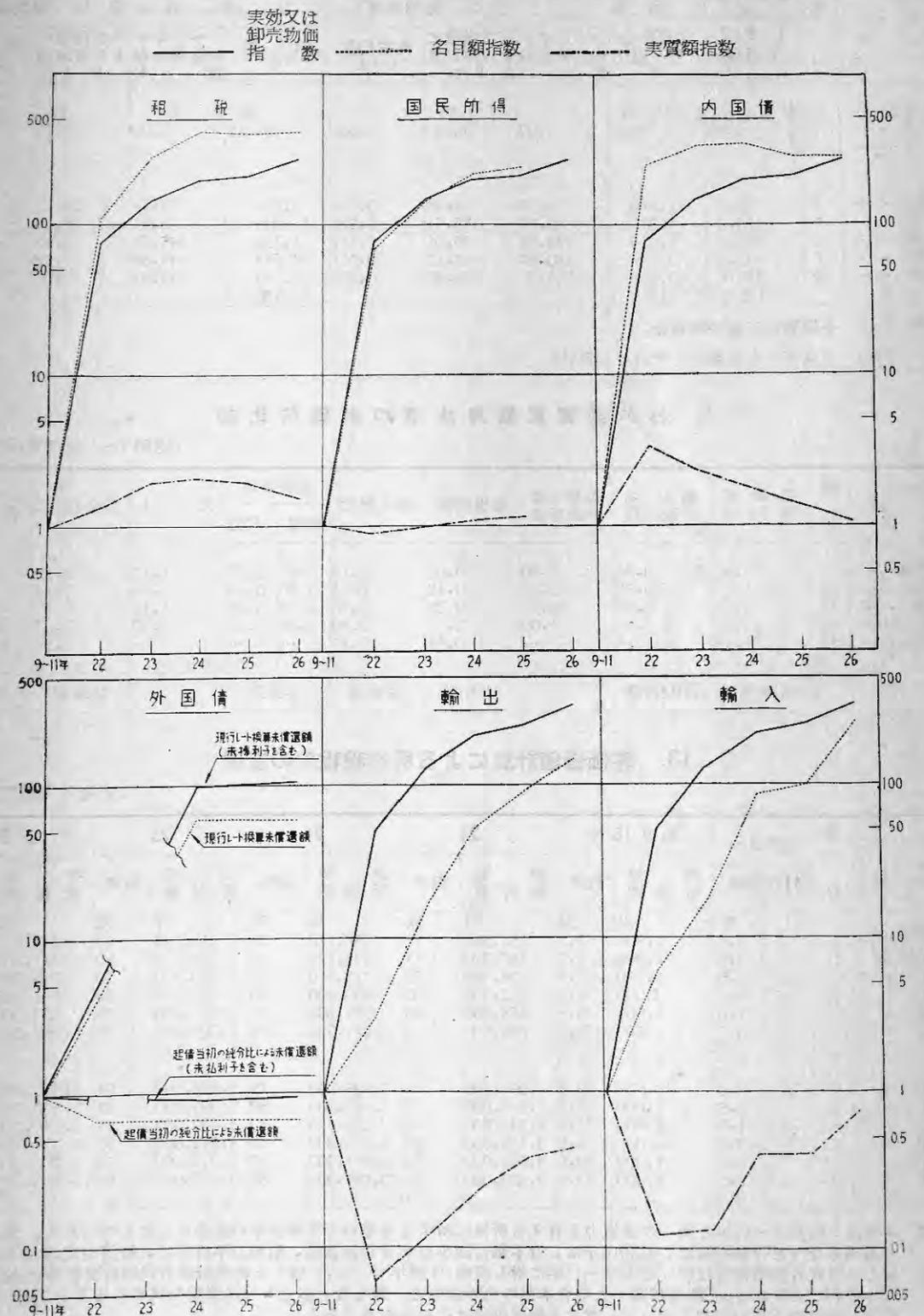
年次	番号	⑦ 租 税 a (大蔵省調)					⑧ 国 民 所 得 b (経安本調)				
		9~11年平均=1 実効物価 指数 A	総 額 B	9~11年 平均基準 の指数 C	同左指数 による修正 総額 B/A	同左指数 B/A	総 額 D	9~11年 平均基準 の指数 E	同左指数 による修正 総額 D/A	同左指数 E/A	1人当 り実額
昭和 9年.....	1		百万円 1,708	0.92	百万円 1,708	0.92		百万円	百万円		円
10.....	2	} 1.00	1,837	0.99	1,837	0.99	} 14,500	1.00	14,500	1.00	209.00
11.....	3		2,033	1.09	2,033	1.09	
22.....	3	77.81	209,873	112.90	2,700	1.45	917,000	63.24	11,785	0.81	149.83
23.....	5	145.70	524,832	282.36	3,602	1.93	1,920,900	132.47	13,184	0.90	164.35
24.....	6	199.83	777,407	418.19	3,890	2.09	2,898,834	199.91	14,507	1.00	176.18
25.....	7	210.94	748,964	402.89	3,551	1.91	3,289,644	226.86	15,595	1.07	187.64
26.....	8	275.10	767,039	412.64	2,788	1.47

年次	番号	⑨ 内 国 債 (大蔵省調)				⑩ 外 国 債 c (大蔵省調)			
		年 度 末 現 在 高 F	9~11年平 均基準の指 数 G	同左指数に よる修正現 在 高 F/A	同左指数 G/A	起債当初 の純分比 による額	同左指数	現行レ ー ト換算額	同 左 指 数
昭和 9年.....	9	百万円 7,678	0.91	百万円 7,687	0.91	百万円		百万円	
10.....	10	8,522	1.00	8,522	1.00	1,331	1.00	1,331	1.00
11.....	11	9,257	1.09	9,257	1.09				
22.....	12	208,580	245.75	26,806	3.15	881	0.66	—	—
23.....	13	279,592	330.71	19,189	2.26	880	0.66	—	—
24.....	14	290,741	342.57	14,549	1.71	(1,207)	(0.90)	(132,805)	(99.77)
25.....	15	241,256	284.24	11,437	1.34	880	0.66	92,726	69.68
26.....	16	239,172 (8月末)	281.77	8,691	1.02	(1,236)	(0.92)	(137,791)	(103.52)
						880	0.66	92,726	69.68
						(1,266)	(0.95)	(140,235)	(105.36)

年次	番号	⑪ 輸 出 d (大蔵省調)				⑫ 輸 入 d (大蔵省調)				
		9~11年平 均=1 卸売 物価指数 H	総 額 I	9~11年 平均基準 の指数 J	同左指数に よる修正総 額 I/H	同左指数 J/H	総 額 K	9~11年 平均基準 の指数 L	同左指数に よる修正総 額 K/L	同左指数 L/H
昭和 9年.....	17		百万円 2,811	0.86	百万円 2,811	0.86	百万円 3,052	0.90	百万円 3,052	0.90
10.....	18	} 1.00	3,297	1.02	3,297	1.02	3,348	0.99	3,348	0.99
11.....	19		3,620	1.12	3,620	1.12	3,742	1.11	3,742	1.11
22.....	20	48.15	10,148	3.12	210	0.06	20,264	5.99	420	0.12
23.....	21	127.92	52,049	16.05	406	0.12	60,287	17.83	471	0.13
24.....	22	208.76	169,841	52.37	813	0.25	284,455	84.13	1,362	0.40
25.....	23	245.52	298,032	91.97	1,213	0.37	333,191	98.54	1,357	0.40
26.....	24	332.66	p 239,398 (6月まで)	147.63	1,439	0.44	p 224,524 (6月まで)	251.15	2,552	0.75

- 備考 (a) 国税(専売益金、印紙収入を含む)地方税の合計額。
 (b) 暦年の推計。
 (c) 括弧内の数字は未払利息額を加えた額(6月末現在)。起債当初の純分比は英貨1磅9円763、米貨1弗2円006、佛貨1法0円387
 (d) 昭和9~11年は、戦後の領土基準に調整した数字である。

財政金融経済諸標の名目額指数と実質額指数 (続) (昭和9~11年=1)



12. 財政金融経済諸標の名目額指数と実質額指数 (続)

Table with columns for year, index type (nominal vs real), and various economic indicators like money supply, family expenses, and price indices.

備考 (a) 全国製造工業平均賃金。

(b) 東京都5人家族、1ヶ月=30日416

⑮ わが国実質経済水準の対戦前比較

(昭和9~11年平均=1)

Table comparing pre-war and post-war economic indicators such as banknotes, industrial production, and family expenses.

13. 等価値計算による所得税税率の変遷

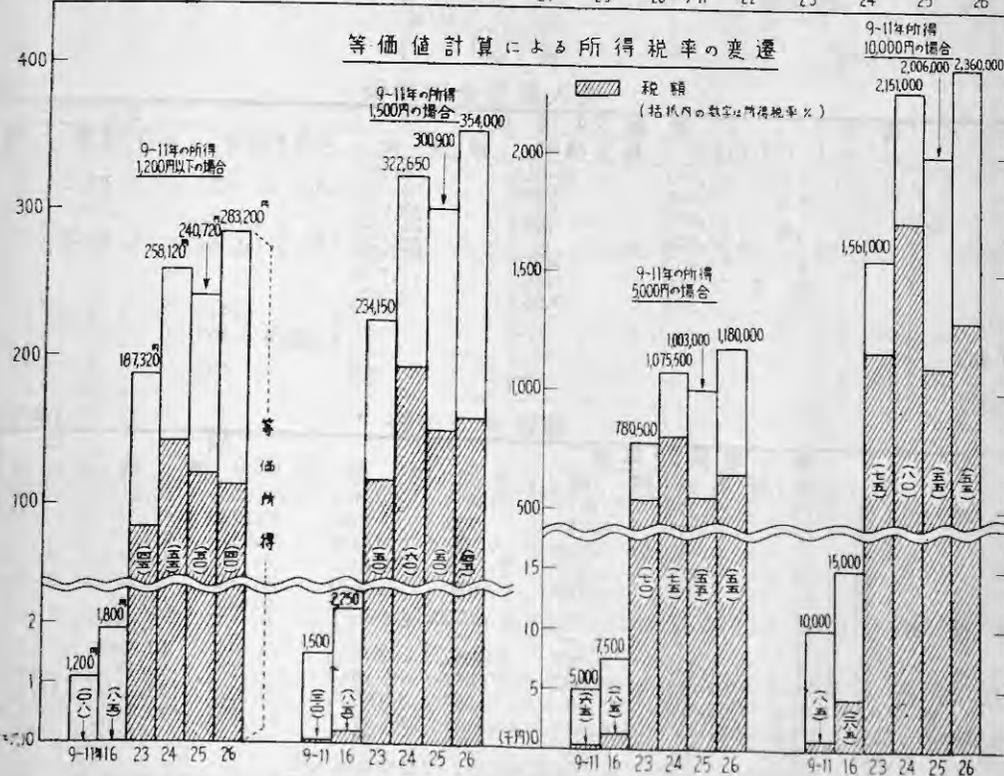
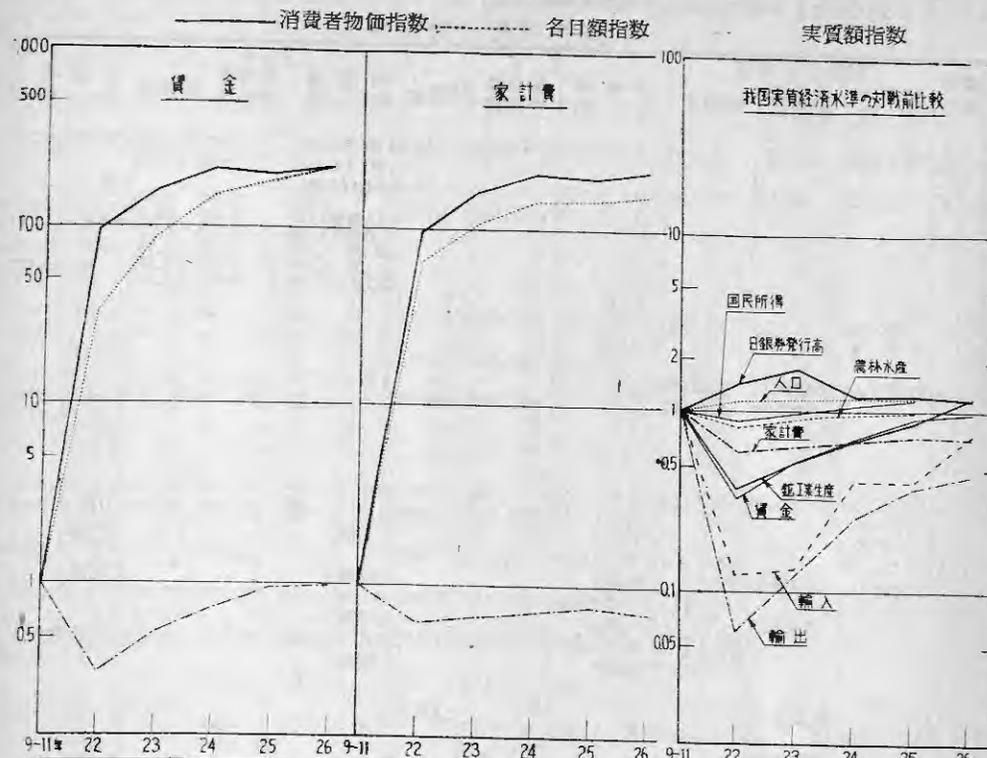
(大蔵省主税局調)

Table showing the evolution of income tax rates based on equal value calculations from 1911 to 1926.

備考 本表は、昭和9~11年と同一の購買力を有する所得に対する各年の所得税税率の推移を示すものである。

昭和23年以降各年の昭和9~11年に対する物価倍率は次のとおりである。

財政金融経済諸標の名目額指数と実質額指数 (続) (昭和9~11年=1)



14. 価格補給金附重要物資の裸消費者価格と消費者価格との比較

本表は価格補給金を交付せられた主要物資の裸消費者価格と消費者価格(何れも公定)とを比較してその推移を示し、補給金が物価調整に及ぼした効果を明らかにすると同時に、他面これがため毎年度巨額の歳出予算を必要とし、戦後財政膨脹の大なる要因をなした事実(参考)を示すものである。

国内補給金附物資 (単位円)

Table with columns for commodity type (e.g., iron, steel, fertilizer), unit, and price categories (bare consumer price, consumer price, subsidy). It includes data for various materials like iron rods, steel, and fertilizers across different years.

輸入補給金附物資 (単位円)

Table showing imported commodity subsidies with columns for commodity type, unit, and price categories (CIF price, domestic price, subsidy). Includes items like rice, salt, and phosphate.

補給金の推移 (単位百万円)

Table showing the trend of subsidies with columns for region, year, and budget/actual performance. Includes a summary of total subsidies and their components.

(備考) 1. その他補給金は船舶運賃補助、政府事業再建費、貿易資金繰入等。 2. 一般会計歳出総額は予算(補正予算あるときは補正後予算)額、実績の欄は決算額である。

15. 東京卸売物価指数類別 (戦前基準) (昭和9~11年平均) (日本銀行調)

戦後の物価を戦前の物価水準と比較するため作成されたもの。昭和21年以降は248品目につき戦前基準時(昭和8年)と戦後改正指数基準時(昭和23年1月)をフィッシャー理想算式によつてリンクし、これに戦後改正指数を乗じて作成。昭和20年以前は、昭和14年までは昭和8年基準の旧指数の基準変更により算出し、同年以後は戦後改正指数に接続しうるよう旧指数のトレンドを補正したものの。

Large table of Tokyo Wholesale Price Index by category. Columns include category (e.g., food, clothing, construction), index number, and average values for various years from 1936 to 1951.

16. 東京卸賣物價指數月別平均 (戦前基準)

(昭和9~11年平均=100)

(日本銀行調)

Table with columns for Year (年), Month (月), and Index values (1月 to 12月, 年平均). Rows include years from Meiji 33 to昭和26.

(備考) 昭和6年以降一[前頁]戦前基準改正指数に同じ。

昭和5年以前一明治33年10月基準舊指数と戦前基準改正指数との昭和6年年平均指数の比率を以て、明治

33年10月基準旧指数を戦前基準改正指数にリンクすることにより作成。

17. 東京卸売物価指数類別 (戦後基準) (昭和23年1月=100) (日本銀行調)

昭和24年5月戦後経済構造の急激な変化に及び、従来行われていた昭和8年基準の指数を全面的に改正、昭和21年1月に適及して実施したもの。基準時は昭和23年1月。基準類別8。小類別42。特殊類別2。品目数327(旧指数は110品目)で主要卸売品中昭和22年6月~23年5月の間における取引量が大で且つ物価水準決定上重要なものを選定。算式は各品目別指数の加重算術平均。ウェイトは昭和22年6月~23年5月の取引金額から算出。統制品目については公定価格を採用、指数発表後2ヶ月は概算。

Table with columns for Category (類別), Item Number (品目数), Index (指数), and various sub-categories (食料品, その他, 繊維品, etc.). Rows include years from昭和21 to昭和26.

(備考) 「建築材料」の指数には27品目の他、他類別(「金属類」及び「化学製品」)中の9品目を重複計上している。25年8月分概算を本表の順により次に掲ぐ 410.0 434.4 284.2 439.6 380.1 647.4 338.2 374.2 390.3

18. 東京卸売物価指数

(昭和23年1月=100)

Table of Tokyo Wholesale Price Index (18). Columns include categories like '食料品' (Foodstuffs) and 'その他' (Others), with sub-categories like '米穀' (Grains), '雑穀' (Miscellaneous Grains), etc. Rows show monthly and annual averages from 1948 to 1950.

小類別 (戦後基準) (続)

(日本銀行調)

Table of Detailed Wholesale Price Index (Small Categories). Columns include '織物' (Textiles), '燃料' (Fuels), and '嗜好品' (Tobacco). Rows show monthly and annual averages from 1948 to 1950.

18. 東京卸売物価指数

(昭和23年1月=100)

Table of Tokyo Wholesale Price Index (1923 Jan = 100). Columns include categories like Fuel, Metals, Building Materials, and sub-categories like Gas, Electricity, Iron, Steel, etc. Rows show monthly and annual averages from 1923 to 1946.

小類別 (戦後基準) (続)

(日本銀行調)

Table of Sub-categories (Post-war Standard) (Continued). Columns include Chemical Products, Miscellaneous, and Special Categories. Rows show monthly and annual averages for various sub-items like Fertilizers, Pharmaceuticals, Oils, etc. from 1923 to 1946.

19. 東京卸売物価指数

(昭和23年1月=100)

主要商品別(戦後基準)

(日本銀行調)

類別	番号	織 維 品										
		絹	棉花	スフ	羊毛	生糸	綿糸	人絹糸	スフ糸	毛糸	絹織物	綿織物
昭和 21年平均	1	16.60	10.50	11.54	26.96	15.58	20.24	12.23	6.99	27.03	11.97	19.21
22年 1月	2	26.20	21.30	11.54	32.08	38.46	22.80	12.23	7.88	33.63	20.63	23.25
2	3	26.20	21.30	11.54	32.08	38.46	22.80	12.23	7.88	33.63	20.63	23.25
3	4	26.20	21.30	11.54	32.08	38.46	22.80	12.23	7.88	33.63	20.63	23.25
4	5	32.22	21.30	11.54	32.08	38.46	22.80	12.23	7.88	33.63	20.63	23.25
5	6	34.06	21.30	11.54	32.08	38.46	22.80	12.23	7.88	33.63	20.63	23.25
6	7	34.06	21.30	29.30	32.08	38.46	22.80	31.26	30.91	33.63	20.63	23.25
7	8	34.06	21.30	47.06	32.08	38.46	22.80	50.28	30.91	33.63	20.63	23.25
8	9	53.20	21.30	100.00	32.08	100.00	100.00	100.00	100.00	33.63	20.63	98.50
9	10	100.00	63.26	100.00	68.30	100.00	100.00	100.00	100.00	69.02	31.96	68.50
10	11	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	87.21	98.50	
11	12	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	98.50
12	13	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	99.18
年平均	14	55.52	44.47	52.84	52.08	64.10	54.97	53.56	50.10	53.17	40.35	54.66
23. 1	15	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2	16	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3	17	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
4	18	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5	19	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6	20	137.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
7	21	190.1	154.8	158.8	241.9	100.4	160.6	162.8	141.0	174.4	100.0	142.2
8	22	219.2	200.0	182.8	300.0	177.2	210.6	188.5	190.9	264.8	100.0	193.2
9	23	219.3	201.9	186.4	303.0	195.1	214.8	192.3	194.7	270.0	141.9	197.9
10	24	219.3	201.9	186.4	303.0	195.1	214.8	192.3	194.7	270.0	192.4	193.5
11	25	219.3	201.9	186.4	303.0	195.1	214.8	192.3	194.7	270.0	192.4	193.5
12	26	219.3	201.9	186.4	303.0	200.0	214.8	192.3	194.7	270.0	192.4	193.5
年平均	27	160.3	146.9	140.6	196.2	138.6	152.5	143.4	142.6	176.6	126.6	144.1
24. 1	28	219.3	201.9	186.4	303.0	204.1	214.8	192.3	194.7	270.0	192.4	193.5
2	29	219.3	387.2	139.2	303.0	208.1	374.5	189.0	194.7	422.1	205.7	325.9
3	30	219.3	386.6	139.2	551.2	219.9	381.4	189.0	192.9	423.6	205.7	321.7
4	31	219.3	693.8	172.9	610.4	219.9	473.3	199.7	255.7	453.7	207.0	405.9
5	32	219.3	832.8	183.0	632.0	219.9	562.1	221.2	255.7	442.1	208.9	419.1
6	33	153.1	834.7	186.4	625.5	162.7	657.4	221.2	235.8	442.1	205.1	385.5
7	34	163.7	799.8	184.8	721.2	151.3	623.4	221.2	235.8	425.0	203.7	356.5
8	35	163.7	786.9	183.4	1,094.1	181.9	586.2	225.4	235.8	479.3	207.2	425.3
9	36	252.6	786.9	183.4	1,087.8	210.4	579.3	227.2	235.8	524.8	208.2	422.7
10	37	381.0	776.5	183.4	979.9	231.5	555.8	227.2	232.8	494.8	199.6	421.6
11	38	385.4	776.5	183.4	1,013.5	215.8	546.8	198.0	213.4	499.1	199.0	424.9
12	39	291.5	776.5	179.9	1,023.4	215.3	547.9	195.6	203.4	496.3	197.8	426.4
年平均	40	240.6	670.0	175.5	745.4	203.4	508.6	208.9	223.9	447.7	203.4	377.8
25. 1	41	285.1	776.5	174.9	1,034.9	211.8	560.7	211.5	200.2	491.0	153.3	409.5
2	42	216.0	776.5	169.3	1,041.7	183.9	564.4	204.8	200.9	491.0	138.8	410.3
3	43	197.9	776.5	174.9	1,041.7	175.2	569.0	195.7	201.8	491.0	131.0	404.4
4	44	197.9	776.5	166.1	1,041.7	180.1	566.2	199.1	185.6	496.7	134.7	401.5
5	45	197.9	779.8	173.8	1,402.8	187.0	567.0	205.4	216.2	681.5	141.0	402.4
6	46	170.2	789.1	169.6	1,462.2	178.0	576.4	208.1	238.2	855.9	140.5	413.4
7	47	199.9	792.9	249.4	1,608.4	225.3	629.2	281.9	343.1	841.8	156.7	466.6
8	48	352.2	812.5	328.9	1,524.7	294.0	646.9	355.8	393.6	971.6	184.6	528.5
9	49	328.9	812.5	350.2	2,024.5	269.8	657.6	355.0	383.0	1,079.9	178.9	547.7
10	50	332.0	843.2	367.1	2,044.3	273.3	705.8	363.7	378.1	1,147.9	178.0	582.5
11	51	348.2	914.7	382.8	2,140.7	301.8	799.4	358.3	399.6	1,187.2	185.3	603.1
12	52	387.8	922.7	383.9	2,227.4	306.1	832.0	354.8	379.1	1,102.4	187.8	642.6
年平均	53	267.8	817.0	257.6	1,557.9	232.2	639.6	274.5	294.5	819.8	159.2	484.4
26. 1	54	529.4	922.7	383.9	2,906.8	375.0	864.5	381.3	399.2	1,221.1	220.6	656.6
2	55	643.7	922.7	409.7	2,975.3	431.2	919.7	534.5	453.8	1,358.7	253.7	697.0
3	56	605.4	922.7	404.0	3,220.5	436.6	978.6	547.8	471.7	1,342.0	252.0	738.2
4	57	472.7	1,284.6	382.8	2,751.6	348.3	1,186.6	514.2	447.2	1,181.7	227.3	800.4
5	58	373.0	1,187.3	455.2	2,444.5	310.3	1,165.9	465.8	435.1	1,146.2	207.9	830.9
6	59	363.4	1,165.6	366.5	1,535.7	303.9	1,103.7	397.0	373.2	1,061.8	191.8	777.1
7	60	350.8	1,163.1	261.4	1,455.0	293.3	996.3	305.2	258.8	872.0	186.1	689.0

番号	金 属 及 金 属 製 品										建 築 材 料		番号
	人絹織物	スフ織物	毛織物	銑鉄	丸鋼	鋼中板	亜鉛板	銅地金	アルミニウム地金	亜鉛地金	セメント	板ガラス	
1	15.31	10.70	18.50	39.37	40.75	38.19	38.42	24.42	26.79	25.29	16.12	21.97	1
2	19.74	11.82	25.86	41.98	43.40	40.67	46.03	26.53	26.79	27.78	18.19	27.53	2
3	19.74	11.82	25.86	41.98	43.40	40.67	46.03	26.53	26.79	27.78	18.19	27.53	3
4	19.74	11.82	25.86	41.98	43.40	40.67	46.03	26.53	26.79	27.78	18.19	27.53	4
5	19.74	11.82	25.86	41.98	43.40	40.67	46.03	26.53	26.79	27.78	22.13	27.53	5
6	19.74	11.82	25.86	41.98	43.40	40.67	46.03	57.14	26.79	55.56	30.01	27.53	6
7	19.74	11.82	25.86	41.98	43.40	40.67	46.03	57.14	26.79	55.56	30.01	27.53	7
8	19.74	11.82	25.86	79.41	79.91	78.95	46.03	57.14	26.79	55.56	30.01	27.53	8
9	19.74	11.82	25.86	100.00	100.00	100.00	100.00	83.43	26.79	82.80	100.00	90.65	9
10	29.65	29.45	25.86	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	75.60	100.00	100.00	100.00	10
11	69.34	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	11
12	69.34	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	12
13	69.34	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	13
14	32.97	35.34	44.40	69.27	70.03	68.58	68.52	63.41	49.16	63.38	55.56	56.95	14
15	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	15
16	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	16
17	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	17
18	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	18
19	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	19
20	100.0	100.0	100.0										

19. 東京卸売物価指数主要商品別(戦後基準)(続)

(昭和23年1月=100)

(日本銀行調)

Table with columns for categories (Chemical products, Miscellaneous) and items (Sulfur, Phosphoric acid, etc.). Rows include monthly averages from 1922 to 1926 and annual averages.

20. 東京小売物価指数 (大正3年7月=100) (日本銀行調)

大正3年7月を基準とし、品目は小賣価格の存する消費生活上の主要商品4類別、100品目(原材料等は含まない)、価格は小賣店頭価格、昭和14年価格統制実施以前は各品目毎に主要業者を指定し、毎月15日現在の東京における価格による。戦中は公定価格、戦後は価格統制が漸次撤廃されるに従い、自由価格品目については統制前と同様の調査方法による価格。算式は単純算術平均。

Table with columns for categories (Food, Fuel, Clothing, Other) and items (Total average, Food, Fuel, etc.). Rows include monthly averages from 1923 to 1926 and annual averages.

(備考) 指数発表後3ヶ月間は概算とし必要を生じた際は訂正することがある。

21. 東京消費財非配給物価指数

172品目の店頭価額を調査し週平均価格を単純算術平均により作成したもので、各月の指数は月央に当る週指数を示す。本指数は25年8月以降は作成を中止し、消費財市場価格指数がこれに代つた。(第24表参照)

(昭和21年2月8日=100)

(物価庁調)

Table with columns for year/month/day, category (Food, Clothing, Furniture, etc.), and price index values. Includes sub-headers for '食料品' and '日用品'.

22. 東京闇及び自由物価指数類別 (消費財戦後基準) (昭和20年9月=100) (日本銀行調)

昭和20年9月開始。消費財50品目につき毎月15日前後の一週間の店頭小賣価格と日銀本店行員の家計費を地域別に調査し、調査開始の時期を基準として指数を作成。総平均指数は加重算術平均、類別指数は単純算術平均であるが、類別ウェイトは各月毎に算定され、家計における闇購入金額により各類別の比率を毎月算出し、基準時の類別比率と比較時の類別比率との平均をウェイトとした。

Table with columns for category, item number, index, and various sub-categories (Main food, Side food, etc.). Includes monthly and annual average data.

23. 東京 闇 及 び 自 由

物 価 指 数 品 目 別 (消費財戦後基準)

類 別	番 号	主 食					副 食						
		米	大 麦	小麦粉	甘 藷	馬鈴薯	大 根	人 蔘	南 瓜	鱒	鯖	鮭	牛 肉
昭和21年10月...	1	118	128	140	98	219	162	175	145	129	175	195	187
11.....	2	112	126	145	80	225	121	154	131	157	179	246	191
12.....	3	121	137	166	112	241	111	164	153	154	221	300	244
年平均.....	4	135	147	160	205	315	187	196	223	170	156	182	174
22. 1.....	5	125	146	183	163	278	164	178	245	146	228	369	335
2.....	6	137	150	186	191	303	178	192	300	184	235	353	368
3.....	7	149	163	213	215	326	156	198	306	267	365	376	442
4.....	8	177	191	229	242	353	163	193	327	358	362	418	475
5.....	9	220	233	255	280	381	186	213	353	371	325	390	511
6.....	10	286	277	310	345	474	255	255	443	419	332	384	586
7.....	11	382	350	374	422	535	372	291	435	437	335	384	628
8.....	12	299	299	359	460	522	366	351	475	330	380	376	615
9.....	13	335	317	370	501	550	410	371	455	310	325	343	617
10.....	14	365	337	367	418	570	540	572	410	402	407	387	618
11.....	15	343	338	369	397	580	385	515	373	445	441	391	608
12.....	16	361	364	394	463	642	320	479	433	455	481	420	612
年平均.....	17	265	264	301	341	460	291	317	380	344	321	383	534
23. 1.....	18	377	392	434	543	735	478	563	518	504	436	579	618
2.....	19	381	403	446	583	802	564	554	592	509	497	585	682
3.....	20	390	430	461	631	890	504	553	544	553	580	700	727
4.....	21	405	469	482	712	973	508	560	536	582	634	712	751
5.....	22	443	518	528	803	1,095	548	606	540	587	556	814	800
6.....	23	524	624	641	943	1,188	476	535	460	623	471	694	840
7.....	24	558	654	708	998	1,099	445	475	401	601	422	650	853
8.....	25	499	563	641	832	848	460	451	344	635	519	499	859
9.....	26	489	523	599	719	757	439	485	340	663	575	559	865
10.....	27	484	502	583	525	780	514	569	363	727	646	567	871
11.....	28	465	475	584	475	829	359	578	389	702	668	547	844
12.....	29	473	484	587	553	923	367	496	434	731	680	582	842
年平均.....	30	457	503	558	693	910	472	540	456	618	557	632	797
24. 1.....	31	473	489	603	645	985	427	463	494	690	699	682	823
2.....	32	477	492	606	726	999	442	454	500	733	706	697	788
3.....	33	485	516	610	742	1,009	455	492	555	743	680	712	734
4.....	34	496	540	617	740	1,021	* 945	* 588	* 746	802	699	695	729
5.....	35	485	519	594	711	989	918	640	673	830	661	655	729
6.....	36	476	505	574	716	979	924	653	643	860	696	750	729
7.....	37	474	487	558	689	999	1,021	676	678	883	697	700	728
8.....	38	451	460	505	700	731	1,389	1,070	414	925	720	537	* 728
9.....	39	422	407	461	677	744	1,042	966	389	780	592	505	724
10.....	40	406	380	427	566	752	694	827	380	471	448	526	724
11.....	41	397	364	410	523	767	405	694	461	553	469	504	729
12.....	42	387	351	411	476	673	447	578	515	649	540	568	729
年平均.....	43	453	459	531	659	871	751	675	533	743	634	628	742
25. 1.....	44	361	346	403	469	629	324	619	516	655	552	588	642
2.....	45	295	283	383	416	583	231	520	464	627	468	564	642
3.....	46	259	276	337	399	543	208	462	413	553	413	546	642
4.....	47	259	276	333	399	543	347	462	221	* 306	* 218	* 718	642
5.....	48	259	241	288	399	543	231	578	242	218	218	441	642
6.....	49	259	241	275	476	511	208	405	448	218	218	431	642
7.....	50	299	269	283	744	478	231	405	376	218	218	431	642
8.....	51	319	272	276	744	494	579	867	252	437	469	862	642
9.....	52	299	269	275	476	486	579	578	316	437	401	690	642
10.....	53	279	241	275	357	486	811	480	316	364	344	690	642
11.....	54	279	241	255	453	549	579	520	316	408	344	690	642
12.....	55	279	241	255	475	782	764	520	269	408	344	690	642
年平均.....	56	287	266	303	484	552	424	535	346	404	350	611	742
26. 1.....	57	269	241	222	556	812	1,042	578	269	437	459	690	642
2.....	58	279	248	244	582	938	1,042	694	363	437	459	747	728
3.....	59	319	248	244	582	1,196	908	694	262	437	516	747	728
4.....	60	313	241	244	582	1,239	1,563	809	164	437	516	747	728
5.....	61	309	241	233	539	1,307	1,424	1,237	85	364	287	575	728
6.....	62	309	234	233	778	841	996	988	284	437	344	431	728
7.....	63	319	241	222	778	705	712	538	253	582	401	460	728
8.....	64	329	241	222	953	705	1,245	659	218	509	401	460	728
9.....	65												728
10.....	66												728
11.....	67												728
12.....	68												728

*當該月以降自由価格

番 号	食 品										調 味 料					番 号
	鶏 肉	豚 肉	鶏 卵	沢 庵	乾海苔	昆 布	煮 干	鱈 節	砂 糖	味 噌	醬 油	パ ー	塩	食用 油		
1	139	186	210	297	230	148	203	161	122	337	162	176	201	102		
2	152	205	247	219	332	137	179	205	144	378	181	188	223	109		
3	183	254	234	213	412	182	216	209	164	420	192	195	269	113		
4	140	168	189	184	215	140	155	145	109	296	160	171	296	101		
5	234	305	317	250	342	190	228	238	198	493	225	216	313	139		
6	256	346	324	202	352	229	230	276	210	558	234	222	360	150		
7	315	407	332	182	374	270	236	283	234	629	248	261	371	159		
8	356	438	344	202	412	283	277	338	247	747	283	334	385	134		
9	369	476	376	206	461	295	304	372	277	826	295	434	389	200		
10	415	533	421	220	501	311	341	576	238	891	291	494	379	222		
11	437	518	453	244	540	305	369	552	307	915	307	511	351	240		
12	431	563	465	283	566	306	375	532	292	948	395	500	333	250		
13	424	567	493	338	660	336	366	536	339	973	322	583	334	258		
14	425	585	560	416	623	349	392	539	347	986	334	634	341	269		
15	409	566	619	334	* 650	329	408	547	339	988	335	645	352	230		
16	413	566	634	400	625	361	434	569	321	1,082	328	643	374	294		
17	374	489	445	277	504	297	330	447	283	836	292	456	357	220		
18	439	584	672	455	629	414	468	606	271	1,100	346	654	383	309		
19	475	634	644	413	646	422	485	632	256	1,148	368	655	387	328		
20	493	657	588	420	652	513	515	632	222	1,197	371	683	385	350		
21																

23. 東京 及 び 自 由

類 別	番 号	嗜好品					雑品					
		茶	日本酒	麦酒	煙草	飴玉	果物	絹糸	足袋	手拭	銘仙	キヤコ
昭和21年10月	1	133	159	323	131	179	252	213	256	194	265	329
11	2	142	177	467	146	181	243	234	353	249	325	350
12	3	158	198	509	218	179	239	244	499	313	327	388
年平均	4	140	162	307	146	182	252	193	277	186	280	270
22. 1	5	176	224	522	266	176	292	245	622	342	394	498
2	6	174	235	553	273	170	303	261	633	407	463	508
3	7	189	256	594	291	174	337	271	687	518	540	545
4	8	224	323	709	325	170	440	345	831	638	632	942
5	9	236	305	756	338	184	558	258	871	639	602	991
6	10	284	262	728	336	210	655	252	870	803	696	1,138
7	11	321	262	753	344	220	638	222	937	905	712	1,237
8	12	340	267	773	380	249	615	227	925	1,006	728	1,252
9	13	363	292	820	407	297	537	257	982	1,023	723	1,332
10	14	366	313	846	445	321	630	277	1,033	1,120	766	1,372
11	15	420	341	894	481	360	* 636	266	1,119	1,111	749	1,440
12	16	469	366	954	506	347	586	279	1,349	1,227	821	1,503
年平均	17	297	287	742	366	240	519	263	905	812	652	1,064
23. 1	18	517	390	1,008	511	359	710	305	1,404	1,247	821	1,597
2	19	520	400	975	521	336	846	321	1,403	1,328	882	1,550
3	20	522	383	990	550	374	903	303	1,401	1,362	989	1,769
4	21	549	397	991	528	394	944	318	1,527	1,406	988	1,850
5	22	* 568	430	992	515	393	860	333	1,584	1,424	976	2,017
6	23	587	520	1,175	510	390	873	345	1,531	1,479	970	1,188
7	24	653	583	1,487	515	377	908	374	1,583	1,490	1,005	2,280
8	25	692	601	1,496	479	335	976	400	1,624	1,528	1,038	2,216
9	26	704	587	1,512	479	350	1,045	386	1,634	1,456	1,019	2,308
10	27	718	597	1,448	467	320	906	392	1,692	1,340	1,059	2,292
11	28	727	582	1,464	467	330	663	394	1,645	1,356	1,135	2,220
12	29	735	579	1,481	453	301	612	402	1,734	1,412	1,181	2,258
年平均	30	624	504	1,252	500	359	854	356	1,564	1,402	1,005	2,045
24. 1	31	735	575	1,413	469	323	646	402	1,719	1,343	1,229	2,189
2	32	730	586	1,363	453	316	751	414	1,683	1,362	1,207	2,179
3	33	770	585	1,331	456	317	890	439	1,663	1,339	1,215	2,230
4	34	770	600	1,338	451	325	898	416	1,645	1,360	1,243	2,273
5	35	770	593	1,203	458	316	735	386	1,640	1,386	1,230	2,173
6	36	770	540	1,162	422	311	840	* 390	1,613	1,246	* 1,056	2,275
7	37	680	544	1,070	412	329	980	374	1,622	1,175	966	2,316
8	38	604	554	1,074	391	336	976	351	1,619	1,218	818	2,317
9	39	604	527	1,057	376	326	961	355	1,507	1,174	892	2,021
10	40	632	514	1,070	402	324	766	343	1,577	1,092	949	1,823
11	41	632	510	1,045	391	319	524	347	1,442	1,067	970	1,862
12	42	632	517	1,052	386	323	524	335	1,418	1,014	967	1,695
年平均	43	694	554	1,182	422	322	791	379	1,596	1,232	1,062	2,113
25. 1	44	632	488	1,027	376	307	593	331	1,341	953	851	1,624
2	45	632	478	985	335	307	524	327	1,095	846	616	1,234
3	46	632	478	985	335	307	538	323	901	788	552	967
4	47	632	500	1,040	335	307	530	323	539	504	552	729
5	48	632	500	1,040	335	307	471	323	526	350	552	739
6	49	632	500	1,040	335	307	572	323	526	360	552	640
7	50	632	500	1,040	335	307	572	323	526	360	624	837
8	51	632	500	1,040	335	* 307	572	404	789	560	944	1,232
9	52	632	500	1,040	335	307	643	404	789	480	690	1,084
10	53	632	500	1,040	335	307	607	404	789	480	690	1,084
11	54	632	500	1,040	335	307	422	404	789	480	712	1,084
12	55	632	414	906	335	307	439	404	789	480	690	1,084
年平均	56	632	488	1,019	338	307	540	358	783	554	669	1,028
26. 1	57	632	414	906	335	307	404	404	789	600	734	1,182
2	58	632	414	906	335	307	514	485	789	680	966	1,379
3	59	632	414	906	335	307	600	485	789	728	1,242	1,478
4	60	632	431	969	335	307	673	517	789	544	923	1,330
5	61	632	431	969	335	307	712	485	789	480	922	1,281
6	62	632	431	969	335	307	712	404	789	440	872	887
7	63	632	431	969	335	307	676	404	789	440	828	714
8	64	632	431	969	335	307	662	371	789	360	784	714
9	65											
10	66											
11	67											
12	68											

物 価 指 数 品 目 別 (消費財戦後基準) (続)

類 別	番 号	日 用 品												
		木炭	薪	下駄	石鹼	燐寸	電球	真空管	フライン	湯呑	庖丁	ポマード	塵紙	革靴
	1	211	376	169	65	120	133	102	107	184	133	115	310	111
	2	236	404	196	62	113	147	113	102	238	160	116	253	136
	3	306	563	263	64	126	158	124	120	244	167	117	294	143
	4	204	391	151	56	120	138	103	97	183	145	121	205	117
	5	347	620	323	71	127	178	127	139	249	188	134	301	163
	6	443	712	342	79	134	185	138	145	258	209	173	300	184
	7	471	721	386	84	155	197	160	181	289	223	205	392	202
	8	445	702	496	116	151	210	171	244	377	237	214	411	242
	9	460	780	449	122	160	224	165	223	357	268	209	397	255
	10	460	771	498	157	157	231	198	256	419	295	239	427	286
	11	503	826	538	173	150	218	217	246	437	332	264	456	310
	12	530	833	526	201	151	226	220	254	476	341	284	456	329
	13	606	917	564	236	164	225	249	270	533	351	365	503	340
	14	709	1,001	616	245	163	232	246	328	544	364	396	506	349
	15	838	1,010	620	254	152	228	247	* 352	548	* 374	400	528	364
	16	925	1,130	718	274	164	226	251	395	651	366	420	542	419
	17	561	835	506	168	152	215	199	253	428	296	275	435	288
	18	986	1,178	804	293	158	229	255	422	619	399	439	559	448
	19	1,026	1,192	820	291	168	222	252	454	656	408	447	678	457
	20	992	1,221	910	335	175	229	247	515	752	442	487	668	508
	21	963	1,220	887	352	173	226	223	729	788	479	523	586	533
	22	944	1,207	919	378	165	212	213	779	811	542	562	706	596
	23	929	1,180	955	407									

24. 消費財市場価格指数 (物価庁調) (昭和25年9月6日東京価格=100)

156品目について店頭価格を調査し昭和25年5月の生計費々目をウェイトとし加重算術平均により作成せるもので、東京消費財非配給物価指数に続くもの。(第21表参照)

Table with columns for month/year, category, and index values. Includes sub-sections like '食料品' (Foodstuffs), '被服' (Clothing), '光熱用品' (Lighting/Utilities), '住居用品' (Housing), and '雑品' (Miscellaneous).

25. 東京生産財非配給物価指数 (物価庁調) (昭和22年11月=100)

118品目について指定商社の取引価格の聞き取り調査をし単純算術平均により作成したもので、現今の物価状態においては、その実情を反映するに適切でない感があつたので26年4月以降は本指数の作成を中止した。

Table with columns for month/year, category, and index values. Includes categories like '石炭石油製品' (Coal/Petroleum), '鉄鋼及二次製品' (Iron/Steel), '非鉄金属及製品' (Non-ferrous metals), '機械' (Machinery), '化学薬品' (Chemicals), '油脂及油脂製品' (Fats/Oils), '肥料' (Fertilizers), '繊維' (Textiles), and '建築材料' (Building materials).

26. 東京闇及び自由物価指数 (生産財類別) (昭和21年8月=100) (日本銀行調)

(昭和21年9月調査開始。生産財25品目につき毎月15日前後一週間の業種別の製造業者の卸賣価格)の報告に基き調査開始時期を基準として単純算術平均により作成。昭和26年3月以降調査中止。)

Table with columns for category, month/year, index, and comparison rates. Includes categories like '燃料' (Fuel), '建築材料' (Building materials), '金属及金属製品' (Metals), '肥料' (Fertilizers), '薬剤' (Drugs), and 'その他' (Others).

27. 東京 閣 及 び 自

(昭和21年8月=100)

類別	番	燃料							建築材料							金属及金属製			
		石炭	コークス	揮発油	木材	セメント	板硝子	畳表	釘	鉄鉄	鋼材	亜鉛鍍板	電線	鉄鉄	鋼材	亜鉛鍍板	電線		
昭和21年9月	1	111	100	118	95	105	104	96	104	97	104	109	107						
10...	2	99	110	132	109	109	102	91	106	103	112	113	109						
11...	3	123	116	154	107	96	126	101	109	121	131	143	114						
12...	4	134	130	176	121	142	144	107	123	150	137	173	130						
年平均...	5	117	114	145	108	113	119	99	111	118	121	135	114						
22・1...	6	184	158	208	132	191	193	124	138	180	155	202	144						
2...	7	214	176	239	156	227	237	133	167	193	157	234	148						
3...	8	239	229	250	170	259	310	204	183	196	150	233	174						
4...	9	237	254	275	165	302	329	190	196	199	181	292	176						
5...	10	276	332	293	163	345	346	222	237	220	189	354	193						
6...	11	299	360	304	163	392	357	232	240	228	196	365	185						
7...	12	335	395	345	173	428	397	304	259	257	207	426	178						
8...	13	355	401	363	173	465	464	295	276	309	237	433	179						
9...	14	359	411	416	197	549	508	296	285	325	237	463	184						
10...	15	378	437	418	210	551	536	320	300	348	241	486	185						
11...	16	378	461	418	207	553	536	320	300	368	249	486	185						
12...	17	473	482	423	212	566	568	359	313	389	269	514	186						
年平均...	18	311	341	329	177	402	398	250	241	268	206	378	177						
23・1...	19	483	492	414	208	605	563	385	319	392	274	521	181						
2...	20	482	485	404	218	615	561	400	333	410	292	526	183						
3...	21	438	463	387	234	650	563	422	333	459	321	595	172						
4...	22	416	481	375	246	660	549	426	327	459	332	599	172						
5...	23	428	439	361	261	624	550	430	328	466	346	583	164						
6...	24	437	430	348	279	583	549	442	329	468	347	607	167						
7...	25	433	426	352	269	576	551	429	326	478	347	607	167						
8...	26	447	426	351	292	560	543	475	300	474	361	647	190						
9...	27	451	419	349	306	555	543	480	289	513	381	643	209						
10...	28	450	393	375	309	555	549	489	290	516	402	652	230						
11...	29	477	398	370	318	543	555	496	274	513	419	696	235						
12...	30	458	386	379	325	564	563	512	269	528	446	669	235						
年平均...	31	450	437	372	272	591	554	449	310	473	356	612	192						
24・1...	32	469	417	410	319	576	571	524	257	538	465	695	242						
2...	33	504	445	437	316	566	577	549	261	554	474	652	230						
3...	34	482	408	469	326	540	564	532	288	554	464	604	231						
4...	35	484	387	481	347	526	548	498	258	551	459	541	234						
5...	36	465	367	514	344	512	532	477	228	553	429	487	229						
6...	37	456	346	549	338	546	502	473	210	549	425	452	230						
7...	38	427	329	560	328	549	453	448	180	522	401	395	222						
8...	39	412	328	560	322	472	397	433	160	515	403	385	217						
9...	40	400	* 346	542	316	448	364	371	150	546	414	419	206						
10...	41	* 414	337	537	320	395	287	381	141	565	433	401	203						
11...	42	* 382	347	549	319	362	238	368	144	577	430	385	215						
12...	43	380	351	562	310	361	227	360	141	602	441	397	230						
年平均...	44	440	367	514	325	488	438	451	202	552	437	484	224						
25・1...	45	400	360	557	* 310	* 361	222	* 357	* 138	618	497	397	238						
2...	46	395	355	557	309	351	217	* 327	* 138	622	528	345	251						
3...	47	387	334	522	307	317	195	274	131	634	536	279	261						
4...	48	384	325	475	290	296	156	301	125	647	548	261	280						
5...	49	379	314	465	290	284	111	383	118	649	563	265	306						
6...	50	372	298	415	290	278	109	383	128	660	585	276	367						
7...	51	363	296	393	319	278	109	383	145	713	* 628	* 336	405						
8...	52	363	302	414	335	290	112	356	218	836	740	397	496						
9...	53	363	302	430	347	307	112	370	264	871	817	474	653						
10...	54	366	302	433	389	313	121	370	271	887	878	458	806						
11...	55	372	302	417	449	319	122	411	253	1,001	916	469	792						
12...	56	378	300	427	465	331	123	411	256	1,033	967	458	804						
年平均...	57	377	316	459	342	311	142	361	182	764	684	368	472						
26・1...	58	397	322	446	477	349	123	411	275	1,051	1,068	518	862						
2...	59	422	351	447	490	378	128	548	363	1,113	1,403	595	862						
3...	60	433	352	450	525	396	129	575	415	1,448	1,851	695	876						

*当該月以降自由価格

由物価指数 (生産財品目別)

(日本銀行調)

品	肥料			薬材			その他							番
	硫安	魚肥	硫酸	苛曹	性達	曹達灰	機械油	更紙	ゴム	ム	農機具	酒精	塗料	
汎用	122	97	100	83	87	77	103	112	116	91	104	122	153	1
電動機	132	92	97	101	100	100	97	127	114	91	109	111	159	2
	145	104	97	118	106	118	108	148	125	84	130	115	178	3
	156	104	116	155	128	124	108	195	130	86	135	125	200	4
	139	99	103	114	105	105	104	146	121	88	120	118	174	5
	187	121	121	174	154	153	118	259	173	96	148	152	243	6
	184	127	128	192	178	156	137	354	184	98	157	174	274	7
	192	147	169	192	203	156	154	418	201	103	171	187	267	8
	236	153	159	197	277	187	168	532	228	153	187	216	273	9
	260	163	175	244	363	247	179	702	293	170	266	238	319	10
	264	242	186	267	386	307	176	785	333	220	272	239	311	11
	284	205	181	421	481	384	187	848	338	226	273	339	372	12
	308	261	184	423	543	487	198	886	401	235	376	387	422	13
	321	297	208	436	546	533	213	798	507	255	335	421	467	14
	367	313	216	458	596	546	232	830	524	272	362	451	444	15
	366	315	220	459	604	554	237	897	541	269	367	455	444	16
	372	303	224	457	584	532	240	903	553	245	369	460	437	17
	278	221	181	327	410	354	187	684	356	195	274	310	356	18
	419	314	246	489	651	582	274	940	601	250	380	471	523	19
	438	318	271	515	690	593	295	1,069	610	251	399	499	557	20
	448	330	302	454	745	584	319	1,123	657	267	386	494	660	21
	469	335	323	449	846	531	313	1,071	724	278	349	512	740	22
	481	359	321	438	886	516	314	1,050	716	294	345	527	697	23
	486	360	333	433	879	510	311	1,124	723	299	362	533	647	24
	494	360	331	420	823	502	293	1,194	744	298	338	563	693	25
	542	381	348	437	707	450	319	1,162	740	293	346	615	737	26
	547	393	351	382	644	421	327	1,168	792	296	345	664	833	27
	542	398	358	359	583	405	331	1,132	778	312	320	682	833	28
	559	405	390	366	563	381	339	1,093	802	344	346	712	860	29
	563	387	370	371	557	359	355	1,067	847	355	345	651	857	30
	499	362	329	426	715	486	316	1,099	728	295	355	585	720	31
	598	392	366	333	471	338	334							

28. 東京閣及び自由物価指数 (生産財戦前基準) (昭和9~11年平均=100) (日本銀行調)

日銀調昭和21年8月基準指数の採用25品目中22品目につき、昭和9~11年平均価格にたいする昭和20年9月の比を求め、これを平均して、各類別の対戦前倍率を算出し、これに前記戦後基準指数を乗じて作成。戦後基準指数の調査中止に伴い、昭和25年3月以降中止。

Table with columns: 類別, 番号, 総平均, 燃料, 建築材料, 金属及金属製, 肥料, 薬材, その他. Rows include monthly data for 昭和21年 and 22年, and 23年 through 26年.

29. 週間卸売物価指数 (経済安定本部調) (昭和25年5月24日=100)

経済安定本部が朝鮮動乱後における物価の推移を刻々に把握するため作成しているもので、基準時は25年6月24日に終る1週間、品目は475、価格は東京に於ける卸賣相場(卸賣相場の把握困難のものは例外的に小賣相場)の週平均又は週央価格により、公道価格又は生産者価格のある商品は、兩者と市中相場の双方を織り込み、右価格のないものは市中相場による。ウェイトは25年1ヶ月間の取引金額、総合算式は加重算術平均。解説5頁参照。

Table with columns: 年月日, 番号, 総合, 食糧, 繊維, 燃料, 金属, 機械, 建築, 化学, 雑品, (消費財), (生産財). Rows show weekly data from 昭和25年7月1日 through 7月28日.

(備考) 8月以降は109頁追補欄参照。

30. 生産財実効物価指数類別(全国平均)(戦前基準) (昭和9~11年平均=100) (日本銀行調)

93品目について、戦前ウエイト(昭和7~9年の取引金額)と戦後ウエイト(昭和22年6月~23年5月の取引金額)を用い、フィッシャー理想算式によって戦前基準時に対する戦後指数基準時の倍率を算定し、この算定値を戦後改訂指数に乗じて作成。26年4月戦前倍率算定に用いる戦後ウエイトに再検討を加え戦前倍率を改正した結果本表の指数を全面的に訂正した。26年7月以降調査中止。

Table with 10 columns: 類別, 番号, 総平均, 繊維品, 燃料, 金属及金属製品, 建築材料, 化学製品, その他. Rows include monthly data for 昭和22年, 22年平均, 23年, 24年, 25年, 26年.

31. 生産財実効物価指数類別(全国平均)(戦後基準)

(昭和22年7月~23年6月=100) (日本銀行調)

主要生産財について一定規模以上の企業が実際購入する価格(実効価格)の趨勢と公定価格に対する倍率を示すもの。当初日銀はG且Qの指令により、昭和21年11月以降、この指数を作成したが、24年6月右指し撤回ともない、政府指定統計として継続。継続の際従来の調査方法、品目選定等を改正。調査対象である事業所(従業員100名以上)の月中品目別支払総額を購入総数量で除し、単位当りの価格を算出。基準時は22年7月~23年6月。品目数100。総合算式は加重算術平均。ウエイトは22年6月~23年5月の間の取引数量。

Table with 10 columns: 類別, 番号, 総平均, 繊維品, 燃料, 金属及金属製品, 建築材料, 化学製品, その他. Rows include monthly data for 昭和21年, 22年, 23年, 24年, 25年, 26年.

(備考) 26年7月以降調査中止。

32. 公定物価に対する生産財実効物価倍率推移 (戦後基準) (日本銀行調)

[日本銀行の生産財実効物価指数戦前基準の同行東京卸売物価指数(戦後基準)に対する倍率を示したものである。]

Table with 9 columns: 類別, 番号, 総平均, 繊維品, 燃料, 金属及金属製品, 建築材料, 化学製品, その他. Rows include monthly data from 昭和21年11月 to 26年6月 and annual averages.

(備考) 前表備考参照

33. 消費者物価指数

(C. P. I) (全都市) (昭和23年1~12月=100) (総理府統計局調)

28都市における消費世帯の家計中現金支出による商品の実際購入金額をその購入総数量で割った単位当たり平均購入価格に基づき作成した指数で、一般消費者の支払う実効価格の推移を示すもの。昭和21年7月に作成を開始して後、24年7月から基準を23年1月~12月(従来年21年3月~22年3月)とし、指数項目算式ウェイトの算定方法を改めた新指数を作成。さらに25年9月本調査を勤労世帯収入調査と統合する際に、調査対象について若干改正を加えた(28都市の4,200世帯選抜方法等も改正)。なお新指数は最近これを旧指数と連結させるため25年9月の再調査の際における新旧対比により調査した指数を作成。本表25年10月以後の分はこの調査した新指数をかかげている。指数項目195品目。算式はラスパイレズ式。ウェイトは23年中における実際の購入数量による固定ウェイト。

Table with 11 columns: 年月, 番号, 総指数, 合計, 主食, 非主食, 被服費, 光熱費, 住居費, 雑費. Rows include monthly data from 昭和21年12月 to 26年7月.

34. 消費者物価指数 (C. P. I.) (東京都)

(昭和23年1~12月=100)

(総理府統計局調)

年 月	番 号	総 指 数	食 料 費			被 服 費	光 熱 費	住 居 費	雑 費
			合 計	主 食	非 主 食				
昭和21年12月	1	30.1	34.0	26.9	39.0	27.6	26.0	36.7	17.3
22. 1	2	33.8	38.0	25.2	47.1	31.3	30.4	40.5	20.6
2	3	37.2	42.0	26.8	52.9	34.1	31.4	43.8	22.8
3	4	40.2	44.5	23.2	56.3	40.1	33.0	49.0	25.7
4	5	40.6	43.7	25.9	56.5	43.2	34.4	52.1	23.1
5	6	54.2	63.4	24.1	70.2	45.2	35.3	54.1	31.9
6	7	59.6	70.7	22.1	69.0	43.5	39.2	56.4	33.7
7	8	74.4	90.2	107.7	77.7	56.2	55.1	60.1	38.2
8	9	76.4	92.1	101.1	85.5	56.3	61.5	61.3	41.2
9	10	83.6	98.4	107.4	91.9	61.6	71.0	66.1	52.0
10	11	82.0	88.9	88.0	89.6	84.6	78.3	70.5	60.4
11	12	78.2	83.0	76.6	87.5	79.7	76.6	70.4	63.1
12	13	80.4	82.8	75.1	88.3	89.1	75.5	84.0	63.2
年平均	14	61.7	69.8	65.7	72.8	55.8	51.8	59.0	40.1
23. 1	15	84.2	87.7	68.8	101.2	87.4	78.3	78.6	73.0
2	16	82.3	87.1	80.9	91.5	78.3	74.5	78.4	70.8
3	17	91.7	99.2	96.3	101.2	84.2	70.1	83.5	77.0
4	18	96.3	104.8	96.6	110.7	80.2	66.3	86.8	81.4
5	19	100.2	112.4	117.7	108.6	77.9	71.0	87.9	80.0
6	20	111.3	125.9	159.3	101.8	82.2	76.6	100.7	87.7
7	21	109.5	114.4	122.3	108.8	94.6	112.2	100.1	102.1
8	22	120.0	120.7	135.4	110.1	109.7	125.0	109.0	124.3
9	23	125.6	126.9	142.1	116.0	112.5	136.0	121.1	126.9
10	24	117.2	113.9	110.7	116.2	116.9	139.5	110.4	125.4
11	25	119.6	114.3	116.9	112.4	127.0	151.7	116.4	127.3
12	26	124.6	120.7	118.6	122.2	136.9	140.0	114.3	129.6
年平均	27	106.9	110.7	113.8	108.4	99.0	103.5	99.0	100.5
24. 1	28	132.4	126.5	113.8	135.6	158.1	130.8	116.2	141.8
2	29	133.8	133.2	121.5	141.5	123.2	127.9	118.7	145.8
3	30	137.3	136.8	118.7	149.8	135.7	130.7	128.5	143.0
4	31	139.2	141.0	113.2	160.9	130.1	134.6	123.5	142.4
5	32	142.5	143.8	120.2	160.9	140.6	131.8	125.3	144.7
6	33	138.9	133.3	132.0	142.9	136.2	128.0	122.1	148.2
7	34	132.8	130.1	109.2	145.1	126.8	128.1	124.6	147.7
8	35	130.5	125.1	103.0	145.2	127.4	142.8	120.5	149.6
9	36	132.1	128.0	104.0	141.1	121.7	145.3	123.1	149.8
10	37	130.1	124.0	103.0	139.0	127.1	145.9	120.7	150.3
11	38	127.8	121.1	99.6	136.5	127.6	144.5	125.6	147.5
12	39	130.9	123.6	107.4	135.3	123.3	157.0	125.0	155.0
年平均	40	134.0	130.9	112.1	144.5	131.5	137.2	123.2	147.2
25. 1	41	133.7	127.4	113.0	137.7	121.8	169.5	122.3	156.1
2	42	128.7	122.8	109.0	132.8	103.2	165.4	124.2	155.2
3	43	125.0	119.0	105.0	129.1	94.1	162.9	119.0	155.2
4	44	121.8	115.0	105.9	121.5	95.0	147.0	120.2	154.0
5	45	123.3	117.5	111.6	121.8	96.3	144.1	116.3	154.5
6	46	118.2	109.0	106.4	110.8	96.8	144.4	120.0	154.7
7	47	122.1	115.3	118.6	112.9	94.4	150.2	120.1	154.6
8	48	123.4	115.3	108.9	119.9	103.4	149.0	126.4	155.6
9	49	124.7	114.2	103.8	121.7	116.2	148.2	134.4	157.4
10	50	124.7	115.4	107.6	121.0	115.4	147.1	128.6	155.5
11	51	121.3	110.8	99.8	118.6	107.0	151.0	136.9	154.9
12	52	123.5	110.1	103.3	115.0	113.8	177.5	137.1	159.4
年平均	53	127.3	114.1	104.2	121.2	123.9	176.3	140.6	160.3
26. 1	54	124.4	115.9	107.7	121.9	105.4	157.0	126.0	155.8
2	55	134.6	124.2	112.5	132.6	123.6	183.8	136.9	164.8
3	56	138.2	128.5	117.6	136.4	130.9	183.1	138.4	165.3
4	57	139.9	131.3	115.0	143.1	132.0	180.8	140.3	164.2
5	58	143.5	134.6	118.0	146.6	139.6	161.4	150.3	170.1
6	59	146.4	135.9	124.2	144.2	137.0	161.1	152.5	182.3
7	60	140.5	127.1	123.2	129.9	133.6	160.6	141.1	185.3
8	61	139.3	125.4	120.8	128.6	122.4	162.3	154.6	187.0

35. 戦前基準消費者物価指数 (昭和9~11年=1)

本表は昭和9~11年の東京市一世帯当り平均家計費(内閣統計局調)を基準とし、これと戦後基準C.P.I.(世帯人員を戦前基準に調整したもの)をフィッシャー理想算式によつてリンクし、このリンク指数に修正を加えこれに戦後基準C.P.I.を乗じて作成したものである。(GHQ調)

年 月 別	番 号	総 合	食 料 費	被 服 費	光 熱 費	住 居 費	雑 費
昭和9年9月~12年8月 (リンク指数)		(155.76)	(225.35)	(265.79)	(65.99)	(55.90)	(97.14)
昭和21年 8月	1	50.5	92.8	50.0	11.0	17.5	13.5
9	2	45.3	80.9	40.9	11.7	17.9	15.1
10	3	39.3	65.4	51.0	12.3	17.7	15.2
11	4	41.0	66.5	62.5	14.5	19.0	15.9
12	5	46.9	76.6	73.4	17.2	20.5	17.3
22. 1	6	52.6	85.6	83.2	20.1	22.6	20.0
2	7	57.9	94.6	90.6	20.7	24.5	22.1
3	8	62.6	100.3	106.6	21.8	27.4	25.0
4	9	63.2	98.3	114.8	22.7	29.1	27.3
5	10	84.4	142.9	120.1	23.3	30.2	31.0
6	11	92.8	159.1	128.9	25.9	31.5	32.7
7	12	115.9	202.3	149.4	36.4	33.6	37.1
8	13	119.2	207.5	149.6	40.6	34.3	40.0
9	14	130.2	221.7	163.7	46.9	36.9	50.0
10	15	127.7	200.6	224.9	51.7	39.4	58.7
11	16	121.8	137.0	211.8	50.5	39.4	61.3
12	17	125.2	186.4	236.8	49.8	47.0	66.2
23. 1	18	131.0	197.4	232.3	51.7	43.9	70.9
2	19	128.0	196.1	208.1	42.8	43.8	63.8
3	20	142.8	223.3	223.8	46.3	46.7	74.8
4	21	149.8	235.9	213.2	43.8	48.5	79.1
5	22	155.9	253.1	207.1	46.9	49.1	77.7
6	23	173.2	283.3	218.5	50.5	56.3	85.2
7	24	170.4	257.8	251.4	74.0	56.0	99.2
8	25	186.9	272.0	291.6	82.5	60.9	120.7
9	26	195.8	286.2	299.0	90.1	67.7	123.3
10	27	182.7	256.9	310.7	92.1	61.7	121.8
11	28	186.4	257.8	337.6	100.1	65.1	123.7
12	29	194.1	272.0	363.9	92.4	64.2	125.9
24. 1	30	206.1	285.1	420.2	86.3	65.0	137.7
2	31	208.3	299.9	327.5	84.4	66.4	141.6
3	32	213.7	303.1	360.7	86.2	71.8	138.9
4	33	216.8	317.5	345.8	88.8	69.0	138.3
5	34	221.8	324.1	373.7	87.0	70.0	140.6
6	35	216.4	311.4	362.0	84.5	68.3	144.0
7	36	206.8	293.2	337.0	84.5	69.7	143.5
8	37	203.3	282.1	338.6	94.2	67.4	145.3
9	38	205.9	288.4	323.5	95.9	71.6	145.5
10	39	202.6	279.4	337.8	96.3	67.5	146.5
11	40	199.1	272.9	339.1	95.4	70.2	143.3
12	41	203.9	273.5	327.7	103.6	69.9	150.6
25. 1	42	208.3	287.1	323.7	111.9	68.4	151.6
2	43	200.5	276.7	274.3	109.1	69.4	150.8
3	44	194.7	268.2	250.1	107.5	66.5	150.8
4	45	189.7	259.2	252.5	97.0	67.2	149.6
5	46	192.1	264.8	256.0	95.1	65.0	150.1
6	47	184.1	245.6	257.3	95.3	67.1	150.3
7	48	190.2	259.8	250.9	99.1	67.1	150.2
8	49	190.2	259.8	274.8	98.3	70.7	151.1
9	50	194.2	257.3	303.8	97.8	75.1	152.9
10	51	188.9	249.7	284.4	99.6	76.5	150.5
11	52	192.4	248.1	302.5	117.1	76.6	154.8
12	53	198.3	257.1	329.3	116.3	78.6	155.9
26. 1	54	209.7	279.9	328.5	121.3	76.5	160.1
2	55	215.3	289.6	347.9	120.8	77.4	160.6
3	56	217.9	295.9	350.3	119.3	78.4	159.5
4	57	223.5	303.3	371.0	106.5	83.6	

36. 消費者物価地域差指数 (基準=東京)

本指数は消費者価格調査による東京都の実効物価水準を基準として、本邦主要都市の実効物価水準を比較したものである。ウエイトは購入数量算式はフィッシャー理想算式を用い、即ち基準都市東京の購入数量をウエイトとして測つた場合の比較都市A市の物価水準(ラスパレス式)と比較都市の購入数量をウエイトとして測つた場合のA市の物価水準(パーシェ式)とを幾何平均したものである。比較都市は昭和24年7月以降若干改正した。(総理府統計局調)

Table with columns for 期間, 番号, 都市, and multiple columns for price indices (総合, 食料) for different periods (昭和22年, 23-3月, 4-6, 7-9, 10-12, 24.1-3, 4-6). Rows list various cities like 京浜屋都阪, 戸森台崎葉, etc.

37. 貿易単価指数 (総額) (経済安定本部調)

本表は、我国の輸出品目199、輸入品目136のドル換算額につき、その単価指数とこれに附随して、貿易数量指数を示すものである。基礎となる輸出入金額の戦前分は、戦後の領土基準に順応するよう、旧内地輸出入額(樺太を除く)と旧内地及び朝鮮・台湾間の移出入額を加えたものを取り、単価指数は昭和9~11年を基準とした昭和24年指数(フィッシャー理想算式による)に昭和24年を基準とした戦後各月指数(昭和24年固定ウエイト)を乗じたもので、数量指数は、金額指数を単価指数で除したものである。

Table with columns for 年, 月, 番号, 輸出入, 金額, 単価指数, 数量指数, and 純交易条件指数. Rows list months from 昭和9-11年 to 26.7.

38. 輸 出 商 品 類 別

年 月	番 号	織 維			礦 及 金 屬			機 械			窯
		金 額	価 格	数 量	金 額	価 格	数 量	金 額	価 格	数 量	
昭和 9~11年	1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23	2	33.4	358.0	9.3	28.1	296.6	9.5	24.1	415.1	5.8	46.7
24	3	58.6	345.6	17.0	93.6	296.8	31.5	88.8	400.6	22.2	99.0
25	4	84.3	293.7	28.7	186.8	280.8	66.5	116.3	338.2	34.2	129.0
25. 1月	5	55.5	277.2	20.0	101.9	241.3	42.2	68.9	338.7	20.3	58.5
2	6	68.7	270.7	25.4	142.0	247.8	57.3	71.1	355.7	20.0	92.7
3	7	69.6	277.5	25.1	150.8	251.5	60.0	79.0	277.6	28.5	101.2
4	8	84.0	273.8	30.7	170.1	246.5	69.0	61.8	352.2	17.5	115.0
5	9	63.6	283.7	22.4	135.0	234.2	57.6	93.1	392.8	23.7	114.9
6	10	75.6	277.9	27.2	202.7	217.1	93.4	123.7	313.3	39.5	134.9
7	11	75.2	278.9	27.0	182.9	243.6	75.1	83.5	388.6	21.5	125.8
8	12	92.5	281.3	32.9	179.5	248.9	72.1	87.8	374.8	23.4	150.5
9	13	97.1	296.6	32.7	198.5	261.8	75.8	100.7	321.8	31.3	162.2
10	14	92.8	304.8	30.4	231.6	279.4	82.9	218.0	318.9	68.4	146.3
11	15	95.8	335.1	28.6	252.8	345.5	73.2	139.9	345.9	40.4	170.0
12	16	140.9	367.1	38.4	294.4	351.5	83.8	267.9	377.3	71.0	175.6
26. 1	17	101.0	393.3	25.7	189.4	363.8	52.0	142.4	342.6	41.6	150.1
2	18	98.2	423.4	23.2	229.8	382.2	60.1	127.0	381.1	33.3	188.5
3	19	161.9	435.0	37.2	357.8	412.1	86.8	191.2	369.0	51.8	202.6
4	20	141.6	472.8	29.9	322.9	446.3	72.3	217.6	325.9	66.8	214.0
5	21	185.6	475.9	39.0	434.8	492.4	88.3	220.8	365.9	60.2	255.4

39. 輸 入 商 品 類 別

年 月	番 号	織 維			礦 及 金 屬			機 械			窯
		金 額	価 格	数 量	金 額	価 格	数 量	金 額	価 格	数 量	
昭和 9~11年	22	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23	23	48.2	258.0	18.6	33.7	508.1	6.6	1.4	177.8	0.8	0
24	24	58.8	274.0	21.5	68.9	483.7	14.2	4.1	255.5	1.6	0
25	25	104.9	274.1	38.3	34.9	330.9	10.5	11.1	286.7	3.9	3.0
25. 1月	26	97.4	251.9	38.7	40.4	387.0	10.4	9.6	0	0	22.5
2	27	98.2	243.4	40.3	31.3	325.9	9.6	5.6	165.5	3.4	0
3	28	87.8	243.2	36.1	35.3	371.5	9.5	1.3	347.9	0	0
4	29	90.5	235.5	38.4	26.0	335.8	7.7	3.1	0	0	0.7
5	30	82.9	262.3	31.6	43.5	346.1	12.6	8.8	310.1	2.8	0
6	31	92.1	256.8	35.9	32.0	258.3	12.4	6.3	195.4	3.2	2.0
7	32	77.9	267.2	29.2	30.2	344.7	8.8	6.6	422.4	1.6	1.4
8	33	90.9	262.0	34.7	32.2	293.5	11.0	9.5	0	0	0
9	34	102.9	260.9	39.4	38.9	310.4	12.5	17.2	123.3	13.9	1.7
10	35	133.1	286.0	46.5	35.3	300.1	11.8	21.2	303.4	7.0	2.5
11	36	121.4	324.8	37.4	35.4	365.8	9.7	17.6	372.6	4.7	0
12	37	183.6	395.2	46.5	33.4	331.6	10.1	26.8	339.9	7.9	4.6
26. 1	38	207.5	434.8	47.7	43.4	314.0	13.6	44.9	326.3	13.8	1.2
2	39	334.3	421.2	79.4	36.8	387.7	9.5	22.6	177.8	12.7	31.2
3	40	411.5	440.0	93.5	123.1	473.6	26.0	95.1	339.6	28.0	58.1
4	41	340.5	495.1	69.1	143.6	518.2	27.7	65.3	351.9	18.6	106.5
5	42	286.9	464.3	61.8	181.5	451.4	40.2	110.3	343.8	32.0	28.8

單 価 指 数 (経済安定本部調)

業	化 学			食 糧			そ の 他			番 号		
	価 格	数 量	金 額	価 格	数 量	金 額	価 格	数 量	金 額		価 格	数 量
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
455.7	10.2	19.6	478.6	4.1	13.9	437.7	3.2	21.8	428.2	5.1	2	
356.1	27.8	14.8	428.5	3.5	23.6	426.9	5.5	37.3	317.1	11.8	3	
217.1	59.4	37.1	367.3	10.1	56.3	360.5	15.6	63.5	281.8	22.5	4	
260.5	22.5	16.7	404.0	4.1	17.5	441.5	4.0	29.3	285.7	10.3	5	
303.4	30.6	18.3	393.6	4.6	36.2	397.1	9.1	45.6	248.6	18.3	6	
232.0	43.6	20.5	351.6	5.8	35.4	382.0	9.3	47.0	338.0	13.9	7	
214.1	53.7	32.9	354.5	9.3	31.9	385.5	8.3	55.6	262.1	21.2	8	
211.3	54.4	32.6	330.4	9.9	39.0	345.0	11.3	52.8	195.4	27.0	9	
206.3	65.4	24.8	409.4	6.1	62.4	373.0	16.7	59.6	178.5	33.4	10	
186.8	67.3	21.8	375.7	5.8	81.3	334.6	24.3	62.1	238.2	26.1	11	
190.3	79.1	32.5	322.9	10.1	81.3	324.7	25.0	61.0	359.1	17.0	12	
188.4	86.1	44.1	313.3	14.1	63.2	332.4	19.0	73.9	329.3	22.4	13	
191.8	76.3	44.0	327.4	13.4	90.1	333.9	26.6	82.5	309.9	26.6	14	
212.5	80.0	62.6	379.0	16.5	68.0	341.1	19.9	82.0	296.1	27.7	15	
207.8	84.5	94.0	446.4	21.1	69.0	330.3	20.9	110.4	341.1	32.4	16	
216.0	69.5	82.2	384.5	21.1	59.2	345.2	17.2	78.6	343.5	22.9	17	
208.6	90.3	73.3	335.8	21.8	55.9	348.4	15.0	76.5	344.2	22.2	18	
230.0	88.1	88.0	332.4	26.5	67.9	367.1	18.5	96.1	397.3	24.2	19	
244.0	87.7	83.2	437.4	19.0	39.1	374.8	10.4	89.7	412.0	21.8	20	
281.2	90.8	84.2	476.7	17.7	48.0	368.2	13.0	108.8	392.1	27.7	21	

別 單 価 指 数 (経済安定本部調)

業	化 学			食 糧			そ の 他			番 号		
	価 格	数 量	金 額	価 格	数 量	金 額	価 格	数 量	金 額		価 格	数 量
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0	0	68.8	286.6	24.0	149.8	486.0	30.8	19.6	355.3	9.7	23	
484.9	0	101.6	270.1	37.6	162.4	359.8	45.1	19.8	286.3	6.9	24	
0	0	92.8	253.8	36.5	138.5	333.0	41.1	37.4	276.6	13.5	25	
0	0	70.7	268.3	26.4	143.0	345.7	41.4	28.1	267.8	10.4	26	
0	0	82.6	261.0	31.6	183.6	333.1	55.1	10.1	239.2	4.2	27	
0	0	62.8	189.6	33.1	203.9	343.6	59.3	21.5	264.8	8.1	28	
0	0	79.4	210.2	37.8	238.6	329.2	72.5	17.5	262.3	6.7	29	
0	0	93.3	224.8	41.5	179.4	342.1	52.4	15.9	240.9	6.6	30	
0	0	85.4	199.8	42.8	137.6	319.1	43.1	17.1	263.4	6.5	31	
0	0	96.2	210.5	47.7	97.1	338.2	28.7	23.6	291.7	8.1	32	
0	0	116.1	214.4	54.2	83.3	315.5	26.4	46.4	257.3	18.0	33	
0	0	102.5	228.2	44.9	101.3	324.5	31.2	46.1	281.2	16.4	34	
0	0	98.9	286.5	34.5	72.5	343.9	21.1	43.0	301.2	14.3	35	
0	0	98.2	335.5	29.3	102.7	320.5	32.0	62.1	292.3	21.2	36	
0	0	127.0	417.0	30.5	119.5	341.1	35.0	117.8	357.7	32.9	37	
0	0	137.6	375.3	36.7	185.4	409.3	45.3	98.9	304.5	32.5	38	
0	0	156.8	411.2	38.1	156.4	354.3	44.1	79.7	313.6	25.4	39	
537.5	10.8	264.8	416.9	63.5	321.0	370.1	86.7	178.9	471.3	38.0	40	
594.8	17.9	226.6	445.0	50.9	296.3	370.1	80.1	166.6	407.5	40.9	41	
1,214.7	2.4	212.0	432.8	49.0	422.3	393.3	107.4	335.3	511.3	65.6	42	

40. 農業パリティ指数 (物価庁調)

農業家計で購入する肥料・農具・作業衣・各種日用品等と釣合のとれた米・麥等の価格を定めるために用いる指数。基準年次に対する農家購入価格の値上りの倍数を基準年次の米価に乗じて比較時の米価を計算する。本表指数の基準年次は農業経済が最も安定した時として昭和9年～11年を選定し、基準米価は東京深川市場の一石当り平均23円19銭から5%の運賃諸掛及び包装代30銭を差引いた産地倉庫渡価格27円16銭である。騰貴率は基準年次と比較時の購入品数量による重量度によって加重平均した二つの騰貴率をさらに幾何平均して算定。

Table with columns for year/month, category (ウ, エ, イ, ト), and price index values. Includes sub-headers for '総合' and '経営家計'.

41. その他の物価指数

本表には一般物価に関する指数のうち、上記各表に掲げた以外のもので比較的最近年まで継続している指数を掲げた。なお商工会議所調の指数のうち、25年6月を基準とする卸売物価指数は第2表に掲げている。

Table with columns for year/month, category (総平均, 食用農産物, 織物類, 金属類, 燃料, 肥料), and price index values. Includes sub-headers for '日本銀行調', '東京商工会議所調', and 'ダイヤモンド社調'.

42. 主 要 商 品

品目別	年月別	番号	昭和6年		7	8	9	10	11	12	13	14	15
			平均	7									
内地米(150kg)	1	1	13.37	21.10	21.36	25.94	29.59	30.44	32.15	34.17	37.97	43.20	
大麦(14貫)	2	2	3.61	3.76	3.76	5.09	5.03	5.25	6.55	7.81	8.83	8.87	
小麦粉(22kg)	3	3	2.48	2.03	3.47	3.27	3.51	4.20	4.68	4.96	5.33	5.51	
精糖(2号)100斤	4	4	17.97	19.58	20.43	20.34	20.71	20.79	22.30	23.34	24.33	25.43	
食塩100斤	5	5	3.33	3.24	3.24	3.30	3.30	3.25	3.12	3.63	3.63	3.43	
醬油(龜甲万)10樽	6	6	43.71	46.13	45.22	40.83	41.67	44.83	49.39	50.00	50.00	51.20	
牛肉10貫	7	7	35.78	33.17	34.00	34.33	36.00	38.00	42.92	50.17	59.92	70.83	
大豆油(標準物)2(16.5kg入)	8	8	7.56	9.38	10.76	9.57	13.18	14.43	15.22	12.90	19.87	25.37	
茶(1.2平均)1貫	9	9	3.14	2.83	3.04	3.25	3.34	3.98	4.11	4.16	5.67	7.05	
日本酒(月桂冠)10駄	10	10	1,429.17	1,458.33	1,441.64	1,400.00	1,430.56	1,462.50	1,516.25	1,587.50	1,621.67	1,709.44	
麦酒(エビス)1(4打入)	11	11	15.11	15.76	15.19	14.50	14.50	14.50	15.78	16.91	17.69	19.60	
巻煙草(バツト)10個	12	12	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.65	0.73	0.73	0.74	0.83	
生糸(白14中最高級)100斤	13	13	596.33	698.81	761.07	534.34	716.93	770.45	829.85	749.79	1,349.98	1,508.08	
米綿(ストリス)100斤	14	14	28.08	29.95	52.48	63.73	63.60	65.20	69.01	52.58	57.27	72.53	
綿糸(赤留土)1捆	15	15	122.12	149.83	205.67	211.40	202.96	204.75	244.01	204.20	216.75	268.73	
羊毛1封度	16	16	1.03	1.27	1.81	2.02	1.64	2.04	2.52	1.80	1.61	2.05	
銘仙(秩父)1反	17	17	3.57	2.95	3.10	3.21	3.26	3.48	4.09	4.50	6.98	8.55	
金巾(二巾雁行)1反	18	18	8.80	9.76	12.68	13.43	12.36	12.21	15.63	12.22	11.66	13.13	
内地材(秋田杉板並)1枚	19	19	.17	.18	.20	.19	.15	.16	.17	.22	.30	(以下4寸有石) 19.24	
洋灰(淺野)1(50kg入)	20	20	1.80	1.23	1.22	1.17	1.09	1.05	1.04	1.16	1.20	1.25	
銑鉄(輪西1号)1吨	21	21	38.22	36.67	47.42	51.58	55.79	58.49	81.19	90.63	91.00	91.00	
鋼(丸鋼)100吨	22	22	5.82	6.62	9.67	9.93	9.16	9.63	21.71	21.28	19.23	18.90	
銅(電氣銅)100吨	23	23	90.77	64.56	77.78	73.06	76.39	89.31	142.25	128.89	109.42	135.00	
アルミニウム塊(米國産)100吨	24	24	91.88	149.69	187.14	172.28	165.53	165.42	231.39	329.00	213.64	248.95	
亜鉛鍍板(平板鳩印30番)10枚	25	25	7.30	7.85	9.90	10.43	9.59	8.25	13.24	15.10	14.23	13.65	
釘(2寸)1樽	26	26	6.12	7.17	10.04	8.81	7.47	7.39	15.20	17.12	17.26	17.06	
石炭(夕張塊)10000斤	27	27	99.17	83.38	104.14	116.33	121.50	123.50	136.90	94.39	17.89	18.43	
重油(輸入物)1噸	28	28	34.04	34.04	45.83	45.00	48.46	50.75	64.00	74.00	64.25	74.95	
木炭(青森角炭)1俵	29	29	.77	.64	.85	.89	.77	.84	.98	1.23	1.36	1.66	
硫安(國産)1噸	30	30	2.69	2.73	3.53	3.52	4.26	3.69	3.75	3.87	3.86	3.83	
過磷酸(可溶性)1噸	31	31	1.00	1.08	1.33	1.10	1.15	1.21	1.57	1.94	1.88	1.84	
硫酸(濃)1噸	32	32	6.95	7.01	7.50	7.88	8.02	7.41	7.70	9.22	9.53	10.30	
苛性曹達(旗印)1噸	33	33	162.00	164.62	235.70	180.00	159.50	125.30	180.00	230.90	230.40	281.10	
曹達灰(菱印)1袋	34	34	7.23	7.30	12.03	10.13	8.58	7.50	9.20	11.67	13.00	15.91	
パルプ(國際未晒)1封度	35	35	.04	.05	.08	.08	.08	.08	.16	.15	.13	.13	
生ゴム(F.A.Q)1封度	36	36	.40	.11	.19	.39	.40	.55	.69	.53	.68	.77	
皮革(黒キツド)1坪	37	37	1.73	1.95	2.25	2.30	2.36	2.55	2.70	3.15	1.45	.68	
マツチ(1等)1函	38	38	9.23	9.38	9.71	8.88	10.39	11.38	14.22	21.43	25.65	25.05	

卸 売 価 格

(日本銀行調) (單位円)

16	17	18	19	20	21-12月	22. 12	23. 12	24. 12	25. 12	26. 7	番号
43.35	43.26	45.00	47.27	49.56	472.25	(以下60kg) 792.71	1,881.90	2,140.30	2,325.80	2,785.00	1
8.85	9.16	9.95	11.14	11.50	129.91	454.54	1,198.20	1,370.90	1,336.40	1,706.00	2
5.49	5.93	6.59	7.61	7.96	79.35	270.60	734.70	834.90	861.73	906.00	3
26.02	27.85	30.88	35.78	53.33	484.00	2,264.00	4,748.00	3,546.00	3,893.67	6,433.00	4
3.44	3.54	3.54	3.54	8.82	61.04	249.00	1,096.50	1,096.50	(以下40kg) 748.98	613.00	5
53.60	53.60	56.03	82.70	(以下1斗) 7.34	39.41	151.90	330.30	330.30	865.00	1,000.00	6
75.96	74.50	74.50	87.33	149.08	1,780.00	1,780.00	14,140.00	14,140.00	(以下100匁) 67.50	102.89	7
26.18	26.18	29.09	31.68	44.05	158.00	671.00	3,746.00	3,746.00	3,567.00	3,067.00	8
7.95	8.33	9.14	10.11	13.31	124.00	171.00	1,050.00	1,225.00	1,525.00	1,738.00	9
1,630.33	1,744.00	(以下1樽) 107.70	176.79	287.85	1,070.00	7,646.00	12,798.00	22,052.40	(2級1升) 485.04	507.50	10
21.10	25.50	37.25	54.96	83.52	259.20	904.32	1,609.00	2,672.64	(2打) (1個) 9.90	2,733.60	11
0.85	0.94	1.43	2.21	3.17	9.20	23.00	14.10	14.10	14.10	14.10	12
490.46	1,525.32	1,588.86	1,747.47	1,761.84	15,550.00	66,330.00	145,919.00	166,000.00	(21中口格) 151,083.75	191,308.00	13
95.40	113.06	113.06	113.04	85	3.28	14.90	30.09	127.61	139.99	148.32	14
298.00	356.00	368.00	431.43	618.14	2,415.00	10,316.80	22,167.00	69,928.00	(国内20番手1樽) 67,602.25	132,177.00	15
2.15	2.15	2.15	2.15	2.43	10.00	55.00	166.60	166.60	1,023.00	708.00	16
11.12	16.47	16.74	16.39	24.34	183.59	949.10	2,291.00	1,367.00	(銘仙7号) 1,687.05	1,075.00	17
23.79	36.04	40.10	40.09	29.32	140.11	620.40	1,164.40	2,541.00	(一平方碼) 90	2,740.00	18
22.13	22.21	27.07	36.57	44.10	119.75	895.00	1,591.00	1,591.00	(以下1廳) 68.33	1,419.42	19
1.26	1.39	1.58	1.99	300.00	1,649.25	3,981.00	3,981.00	3,981.00	5,667.00	8,367.00	20
91.67	145.01	146.50	146.50	203.46	1,300.00	3,350.00	5,670.00	5,410.00	(製鋼用) 14,400.00	31,250.00	21
18.90	18.90	18.90	18.90	31.87	260.00	599.00	1,012.00	1,012.00	(13mm廳) 31,262.00	49,896.00	22
150.00	180.00	180.00	180.00	223.33	1,300.00	4,900.00	10,201.40	10,201.40	22,500.00	30,000.00	23
256.95	256.95	239.58	285.33	402.00	1,550.00	6,200.00	13,279.50	14,500.00	(1廳) 178,833.00	228,000.00	24
13.65	14.79	15.60	16.14	22.91	273.00	680.00	1,460.00	1,464.00	4,800.00	6,466.70	25
17.94	20.26	20.26	23.32	38.25	400.00	920.00	1,861.00	1,861.00	3,200.00	3,833.00	26
21.39	21.11	21.71	21.80	25.50	491.00	1,587.00	3,881.00	3,881.00	(1廳) 4,490.00	5,900.00	27
77.38	82.44	81.20	83.83	86.00	723.00	4,745.00	9,195.00	9,195.00	(黒炭なら) 10,981.29	12,062.00	28
1.81	1.85	1.87	2.17	4.67	34.70	88.50	232.30	232.30	290.00	310.00	29
3.80	3.80	3.81	3.84	3.78	101.81	243.75	479.78	479.78	716.67	791.67	30
1.83	1.83	2.76	2.81	2.17	50.43	86.55	247.32	247.32	324.00	350.00	31
10.44	10.96	13.38	20.02	(以下1廳) 98.37	419.50	2,261.00	7,113.00	7,113.00	4,309.00	10,080.00	32
291.00	292.00	297.70	370.10	468.00	5,000.00	12,324.00	20,886.00	20,886.00	39,000.00	65,500.00	33
16.59	16.68	17.32	23.43	42.85	385.00	6,562.00	11,105.00	11,105.00	19,500.00	36,700.00	34
.13	.13	.13	.18	.29	1.18	5.86	12.48	12.48	(製紙用) 16.32	36.00	35
.85	.85	.80	.80	.80	.95	6.92	27.48	27.48	216.67	146.41	36
.68	.68	.68	.74	2.05	16.96	50.97	124.60	124.60	(牛甲革) 216.67	253.00	37
29.40	41.55	65.54	(以下並240包) 102.20	124.54	667.00	2,786.00	4,777.00	4,777.00	(坪) 281.67	3,360.00	38

43. 市街地価格指数 (日本勧業銀行調)

本表は昭和11年当時既に市制施行地であつた140都市の市街地価格指数を平均したもの(昭和25年9月は新宮市を除いた139都市の平均)。六大都市は東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸。

Table with columns for Year/Month, City Index (National Average), Highest Price, Commercial, Residential, Industrial, and Average. Rows include dates from 1936 to 1950.

44. 木造建築費指数 (全国平均) (日本勧業銀行調)

本表は都道府県庁所在の45都市木造建築費の指数を平均したもの

Table with columns for Year/Month, Index (3/100), and Index (3/100). Rows include dates from 1938 to 1950.

(参考)45都市の平均坪当建築費実績 (26.3月現在)

特に高級なもの 50,419円 比較的上等のもの 33,711円
中等程度のもの 23,311 簡易住宅程度のもの 14,902

45. 田畑売買価格及び田畑実収小作料 (全国平均) (日本勧業銀行調)

本調査は普通農耕地を対象とし、果樹園・茶園・宅地見込地等特殊田畑等は含まない。全国各郡内の町村中最も良く農業事情を反映するもの二割について調査したもの。売買価格は売手・買手とも相応と認められる見込額。全国平均は調査町村数によって求めたものである。実収小作料の内田小作料は従来物納であつたが昭和21年から金納となつた。21年は過渡期として物納金納の双方を示している。

Table with columns for Year, Price (Buy/Sell), and Real Income (Rice/Wheat). Rows include dates from 1926 to 1950.

(備考) 大正9年以前は11月、10年以降は3月調査

46. 林地売買価格(全国平均) (実測一反歩当) (日本勧業銀行調) (単位円)

本調査は都道府県の郡内で一町村1~4ヶ所の林地を選び、用材林地及び薪炭林地に区分して上木を含まない。素地のみを売買価格について調査。全国平均は町村数によって平均したもの。本調査には北海道は含まない。

Table with columns for Year/Month, Price Index, and Real Income Index. Rows include dates from 1935 to 1950.

(参考)45都市の平均坪当建築費実績 (26.3月現在)

特に高級なもの 50,419円 比較的上等のもの 33,711円
中等程度のもの 23,311 簡易住宅程度のもの 14,902

47. 木材及び山林立木売買価格 (石当り) (単位円) (日本勧業銀行調)

本調査は都道府県の郡内で一町村1~4ヶ所を選び、木材の価格は公定価格(最寄駅渡)立木価格は実際に取引せられる用材の価格及び所要生産費の仲値(山元立木価格=最寄駅渡売買価格-伐木造材運材其の他の諸経費)について調査。山林の所在地は指定町村内の中庸地。各材種とも普通の銘柄である直径6.0~7.5寸長さ2間の三等丸太一石当り。(本調査には北海道は含まない)。

Table with columns for 区分 (木, 山林立木), 樹種 (杉, 檜, 松), 番号, and price indices for various months (昭和21年3月, 22・3, 23・3, 24・3, 25・3).

48. 公定料金指数 (物価庁調)

(昭和14年9月=100)

(物価庁調)

Table with columns for 項目 (家賃, 水道, 電力, 瓦斯, 入浴, 理髪, クリーニング, 新聞, ラジオ, 運賃, 鉄道, 郵便, 総平均) and 年月日 (昭和14年9月, 16・7, 20・8, 21・1, 22・1, 22・10-23・2, 23・10-24・4, 25・1-3, 26・1-7).

(備考) 1 家賃は大阪市中等木造専用住宅をとる。昭和18年以前に建造のもの。2 電気料金は地方消費税1割を含む。尚、24年12月以降は電気事業税3.76%を加算した。但し、25年9~12月は事業税のみ、26年1月より事業税は2.51%に改正される。3 水道料金、ガス料金、入浴、クリーニング料金は東京地区価格による。4 理髪料金は4月10日、クリーニング料金は5月1日、新聞料金は4月28日に統制を廃止した。8月電力、13,272 総平均、9,132

49. 公定料金指数 (昭和9~11年=100) (日本銀行調)

Table with columns for 単位 (電燈, ガス, 水道, 郵便, 鉄道, 電車, バス, 新聞, ラジオ, 映画, 入浴, 理髪, クリーニング, 宿泊) and 年月 (昭和1年, 5, 10, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23・1月, 24・1, 25・1, 26・1, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54).

(備考) 昭和1~22年は年平均 8月 7,267 本表は日銀資料により当調査部において基準時を変更したものである。

50. 公定料金の推移

(日本銀行調) (単位円)

Table with columns for unit, month, and various utility services (gas, water, electricity, etc.) showing price changes from 1949 to 1954.

* 昭和25年7月より単位45立方メートルに変更。

* 昭和25年4月より基準相場を24円92銭に変更。

◎昭和25年8月13日より236円60銭

(備考) 昭和1~22年は年平均。

51. 主要商品海上運賃の推移

(日本郵船調) (単位ドル但し※はポンド)

Table showing shipping rates for various goods (sugar, salt, coal, etc.) across different routes and months from 1950 to 1954.

(備考) 7月以降は110頁追補の欄参照。

52. 一世帯当り一ヶ月間の平均支出金額

(C.P.S.) (全都市) (総理府統計局調) (単位円)

(消費者価格調査による家計中、現金支出総額について調査したもので、物々交換、受贈等による現物の評価額) 及び営業関係の現金支出額は含まない。本調査は昭和21年7月開始後25年9月調査都市の抽出方法を改正。

Table showing average monthly household expenditure by category (food, clothing, housing, etc.) from December 1950 to July 1954.

☆ 旧調査で主食に含まれていた甘藷、馬鈴薯は新調査(25年10月以降)の分から非主食に含まれる。★ 租税、貯蓄及び投資、借金返済、仕送り金その他。なお負担費は新調査の分から雑費に含まれている。

53. 生 計 費 指 数

(昭和21年11月=100)

(1) 総 平 均 指 数

(東洋経済新報社調)

Table with 12 columns (Year/Month, Index, etc.) and 10 rows of monthly data for 1946.

(備考) 旧スライド指数に接続したもの。

(昭和25年7月=100)

(2) 費 目 別 指 数

(東洋経済新報社調)

Table with 17 columns (Category, Index, etc.) and 39 rows of detailed expenditure index data for 1946.

54. 実 質 家 計 費 指 数 (労働省調)

本表は名目家計費指数を消費者物価指数で除したもので、国民の消費水準を示す一つの資料である。(1)戦前基準の指数算定に用いた名目家計費は、戦前のは内閣統計局家計調査による東京市勤労者1ヶ月平均消費支出、戦後の分は総理府統計局O・P・S、東京都勤労者の1ヶ月平均消費支出をいづれも5人世帯1ヶ月を100に換算したものであり、戦前基準O・P・IはG・H・Q公表の指数による。(2)戦後基準指数は、昭和22ものを100とする総理府統計局O・P・Sの名目家計費指数を同年を100とする統計局O・P・Iの指数で除したものである。

Table with 10 columns (Year/Month, Index, etc.) and 23 rows of monthly data for 1947, comparing pre-war and post-war standards.

Table with 10 columns (Year/Month, Index, etc.) and 23 rows of monthly data for 1947, comparing post-war standards.

55. 実質賃金指数 (労働省調)

本表は、名目賃金指数を消費者物価指数で除したものである。(1)戦前基準指数における名目賃金指数算定に用いた戦前基準賃金は、内閣統計局毎月賃金調査による工業労働者一人一日当賃金に工場操業日数を乗じたもの(50.6円)であつて、手当・歩増・賞与を含むが、3ヶ月を超える期間毎に支拂われるもの及び実物給与は含まない。また戦後の賃金は、毎月労働統計の製造工業労働者一人一ヶ月当平均現金給与総額である。実質賃金指数(税込)は、名目賃金を総司令部消費者物価指数で除して指数化したものであり、実質賃金指数(税引)は名目賃金より勤労所得税(扶養家族数1.5人)を控除したものを総司令部消費者物価指数で除して指数化したものである。(2)戦後基準指数における名目賃金は毎月労働統計6大都市産業労働者一人一ヶ月当平均現金給与総額である。

Table with columns for Year, Month, Index, and sub-categories like '昭和9~11年=100 (工業)' and '昭和22年=100 (産業総数)'. It lists monthly real wage indices from 1922 to 1947.

56. 産業別一ヶ月平均現金給与額 (労働省調) (単位 円)

常時30人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及び公営の全事業所(但し連合軍直営の事業及び船員法第1條の規定による船員を除く)中より抽出した事業所約8,000、労働者約2,800千人につき調査した各月(給与締切日からさかのぼつて前月の給与締切日の翌日までの一ヶ月間)の現金給与支拂総額(定期給与臨時給与額の合計の税込)を前月末人員と本月末人員の和で2分した数値を抽出率で引き直し推計したものである。本調査は、昭和21年7月開始後24年11月に調査対象の抽出方法及び調査方法を改正。次で25年10月産業の分類を「日本標準産業分類」により改正。本表は、改正後の新数値に接続させるよう既往分を修正したものを掲げた。したがつて本報第11号にかかげた計数と一致しない。

Table showing average monthly cash wages by industry from 1922 to 1947. Columns include industry names like '製造工業', '電気水道業', '商業', etc.

※「日本標準産業分類」によることとなつたため10月以降は運輸通信業に含まれている。

57. 東京株値指数 (証券取引所調)

(本指数は大正10年及び昭和21年8月基準の両指数をフィツチャ式算出の方法をもつて昭和21年8月と昭和21年1月をリンクして算出したものである。)

Table of the Tokyo Stock Price Index from 1921 to 1947. It shows monthly indices with base years of 1921 and 1926. Columns include Year, Month, Index, and sub-categories for different years.

(備考) 各年の指数はその年の1月の指数

58. 主 要 国 の 卸

Table with columns for country (国別), month/year (年月別), and various countries (オーストラリア, オーストリア, ベルギー, etc.). Rows include years 1938, 1939, 1945, 1946, 1947, 1948, 1949, 1950, and 1951.

(a) 1938年3月=100 1947年10月以降1938年3月におけるライヒスマルク価格と現在のシリング価格との比率。 (b) 食料、農産物及び工業原料。 (c) 1936~38年=100。 (d) 7月。 (e) 10~12月。 (f) 11~12月。 (g) 1938年=100。 (h) 1949年=100。 (i) 米英占領地区、1938年=100

59. 主 要 国 の 生

Table with columns for country (国別), month/year (年月別), and various countries (オーストラリア, オーストリア, ベルギー, etc.). Rows include years 1938, 1939, 1945, 1946, 1947, 1948, 1949, 1950, and 1951.

(a) ウィーン、1938年3月=100。1938年3月におけるライヒスマルク価格と現在のシリング価格との比率。 (b) 賃借料を除く。 (c) 7~12月。 (d) 10~12月。 (e) サンボロ、1939年=100。 (f) サンチアゴ。 (g) パリ、1949年=100。 (h) 米英占領地区、1938年=100。 (i) 12ヶ月より少ない月に基く。 (j) ホンベイ。 (k) メキシコ市、食料、衣料、石炭及び石けんの費用。 (l) 1950年以降新指数。

売 物 価 指 数 (1937年=100)

Table with columns for country (国別), month/year (年月別), and various countries (メキシコ, オランダ, ニュージラランド, etc.). Rows include years 1938, 1939, 1945, 1946, 1947, 1948, 1949, 1950, and 1951.

(j) 1947年以降 1938年9月~1939年8月=100。 (k) メキシコ市。 (l) 10月 (m) 1938年=100。年次数字は12月。 (n) リマ。 (o) マニラ。 (p) バンコック、(1938年4月~1939年3月=100。 (q) イスタンプール。 (資料) 国際連合統計月報。

計 費 指 数 (1937年=100)

Table with columns for country (国別), month/year (年月別), and various countries (メキシコ, オランダ, ニュージラランド, etc.). Rows include years 1938, 1939, 1945, 1946, 1947, 1948, 1949, 1950, and 1951.

(m) アスンション、1938年=100 (n) リマ。 (o) マニラ。 (p) 1936年7日=100。 (q) バンコック、1938年=100。 (r) イスタンプール、1938年=100。 (s) 1947年以降 1947年6月17日=100。 (t) 7~12月。 (資料) 国際連合統計月報。

60. アメリカ卸売物価指数(月次) (1926年=100) (労働省労働統計局調)

Table with columns for year/month, item category (全商品, 農産品, 食料品, etc.), and index values. Includes a note at the bottom: (資料) アメリカ連邦準備月報

61. アメリカ卸売物価指数(週) (1926年=100) (労働省調)

Table with columns for year/month, item category (全商品, 農産品, 食料品, etc.), and index values. Includes a note at the bottom: (備考) 1951年7月24日以降は追補欄参照

(資料) ニューヨーク・タイムズ

62. アメリカ消費者価格指数 (1935~39年平均=100)

(労働省労働統計局調)

Table with columns for year/month, item category (全品目, 食料, 衣料, etc.), and index values. Includes a note at the bottom: (註) (a) 1950年1月以降改訂指数 (資料) アメリカ連邦準備月報

63. イギリスの卸売物価指数(月次) (1930年平均=100) (商務省調)

Table with columns for year/month, item category (総合(全品目), 食料及びタバコ, etc.), and index values. Includes a note at the bottom: (備考) 新指数については追補欄参照 (資料) ボード・オブ・トレード・ジャーナル

(備考) 新指数については追補欄参照

(資料) ボード・オブ・トレード・ジャーナル

64. イギリスの卸売物価指数 (隔週) (1927=100) (エコノミスト誌調)

Table with columns: 品目別 (Year/Month), 番号, 総指数, 食料品 (穀物・肉, その他), 織物, 鉱物, 雑. Rows include years from 1939 to 1951.

65. イギリスの小売物価指数 (1947年6月17日=100) (イギリス労働省調)

Table with columns: 品目別 (Year/Month), 番号, 総合目 (1,000), 食料, 賃借料, 衣料, 光熱費, 家庭用耐久財, 雑品, サーヴイス, 飲料及びタバコ. Rows include years from 1947 to 1951.

(資料) イギリス統計月報

66. フランスの卸売物価指数及び生計費指数 (1949年=100)

Table with columns: 品目別 (Year/Month), 番号, 卸売物価 (総指数, 食料品, 燃料及びエネルギー, 工業製品, 工業原料品, その他), 生計費 (総指数, 内食料品, 内光熱, 内加工品, 内サーヴイス). Rows include years from 1950 to 1951.

(資料) Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques; Bulletin Mensuel de Statistique.

67. 西ドイツ基礎商品卸売価格指数及び生計費指数 (1938年=100)

Table with columns: 区分 (Year/Month), 番号, 卸売価格 a (総計, 食料品, 工業原材料), 生計費 b (総計, 食料品, 衣類, 家具家庭用品). Rows include years from 1948 to 1951.

(資料) a. Wirtschaft und Statistik 及び Monthly Report of the Bank Deutschen Lander. b. Monthly Report of the Bank Deutsche Lander.

68. 主要国の製造工業における時間当り実收賃銀及び協定賃銀率 (a)

Table with columns for Country (国別), Year (年月別), and various industrial indices (アルゼンチン, オーストラリア, オーストリア, ベルギー, カナダ, デンマーク, フィンランド, フランス, インド, アイルランド, イタリア). Includes data for years 1938-1951.

(注) (a) 数字は特記しない限り、男女に関するもの。 (b) 実收賃銀の指数 1943年=100。 (c) 協定賃銀率、鉱業、建設、運輸、商業及びサービス業を含む。 (d) ウィーンにおける実收賃銀の指数で1938年8月における...

69. 主要国の工業株価指数 (1937年=100)

Table with columns for Country (国別), Year (年月別), and industrial stock price indices for various countries (アルゼンチン, オーストラリア, オーストリア, ベルギー, カナダ, コロンビア, デンマーク, フィンランド, フランス, インド, アイルランド, イタリア, メキシコ, オランダ, ニューゼaland, ノルウェー, ベルギー, ポルトガル, スウェーデン, スイス, 南アフリカ, イギリス, アメリカ, ヴェネズエラ).

(a) 1933年12月=100。 (b) 月央1938年3月=100。 (c) 12ヶ月より少ない月に基く。 (d) 月次数字は翌月の初めにかゝっている。 (e) 月の最高及び最低の平均。 (f) 月の最終金曜日。 (g) 1939・45年は月末。 (h) 1938年1月=100、1933-47年は年末。 (i) 各週特定日の平均。 (j) 月末。 (k) 月央の平均。 (l) 1933年=100。 (m) 非工業株3種を含む。 (注) (資料) 国際連合統計月報。

70. 各国における主要商品卸売価格 (a) 各国通貨建 (1951年5月分追補参照)

Table with columns for Country (国別), Year (年月別), and various commodities (食料品, 原料品) such as Wheat, Rice, Sugar, Coffee, and Gum. Includes data for 1937-1951.

Table with columns for Country (国別), Year (年月別), and various commodities (原料品, 燃料) such as Wool, Cotton, Flowers, and Coal. Includes data for 1937-1951.

70. 各国における主要商品卸売価格 (続) (a) 各国通貨建 (続) (1951年5月分追補参照)

Table with columns for Country (国別), Year (年月別), and various commodities (工業製品) such as Iron, Steel, Copper, Tin, and Lead. Includes data for 1937-1951.

Table with columns for Country (国別), Year (年月別), and various commodities (工業製品) such as Zinc, Aluminum, and other metals. Includes data for 1937-1951.

(註) (a)1-7月の平均。(b)9-12月の平均。(c)報告なし。(d)ノミナル。(e)エジプトポンド=5タラリ。(f)12ヶ月未満の平均。(g)国内向価格。(h)7-12月の平均。(続) [小麦] デンマーク: 1937-39年は輸出価格の加重平均...

(続) [ガソリン] フランス: 普通物、販賣業者タンク渡し、精製価格、税込。アメリカ: ニューヨーク、東車渡(連邦税及び地方税込)。(続) [燃料油] イタリア: ミラン精油所の価格...

70. 各国における主要商品卸売価格

(b) 米ドル建

Table with columns for Country (国別), Year (年月別), and various food commodities (食料品) such as Wheat (小麦), Rice (米), Sugar (糖), and Coffee (コーヒー). Rows include years from 1937 to 1951.

Table with columns for Country (国別), Year (年月別), and various raw materials (原料品) such as Rubber (ゴム), Wool (羊毛), Cotton (綿), and Coal (石炭). Rows include years from 1937 to 1951.

(註) (a) 9月19日。 (b) 10月10日。 (c) 年次数字は9~6月。

(銘柄) 記載しないものは(a)表各国通貨建の銘柄と同じ。

[小麦] カナダ:マントバ商業輸出。 [米] タイ:バンコック1号砕け25%税及び袋扱。

[碎木パルプ] スウェーデン:イギリスにおけるスウェーデン産の cif 輸入価格。

70. 各国における主要商品卸売価格 (続)

(b) 米ドル建

Table with columns for Country (国別), Year (年月別), and various industrial products (工業製品) such as Gasoline (ガソリン), Fuel Oil (燃料油), Cotton (綿), and Iron (鉄). Rows include years from 1937 to 1951.

Table with columns for Country (国別), Year (年月別), and various industrial products (工業製品) such as Iron (鉄), Copper (銅), Tin (錫), and Lead (鉛). Rows include years from 1937 to 1951.

[鉄鉄] イギリス:スコットランド鉄3号品。アメリカ:ヴァレー地帯の製鉄所渡鉄及び鑄物鉄の平均価格による総合価格。 [屑鉄] アメリカ:鑄鋼1号品屑の消費者渡平均値段。 [銅] アメリカ:平爐銅、ピッツバーグ。(資料) 国際通貨基金月報。

71. 通貨の対外価値

(1) 本邦外国為替相場 (横浜正金銀行建電信売)

Table with columns for year, exchange rate, and commodity type (e.g., rice, flour). Rows include exchange rates for various commodities from 1934 to 1951.

(2) 外国為替相場 (国連調)

Table showing exchange rates for various countries (UK, France, Switzerland, Italy) from 1937 to 1951.

(備考) 各年月末の賣相場で、1米ドル當り各國通貨建... (A) 9月以降 (B) 7月以降 (C) 10月31日迄 (D) 12月26日以降...

72. 主要自由市場における金銀相場

Table of gold and silver prices in major free markets (New York, London, Paris, Bombay, Alexandria, Lisbon) from 1949 to 1951.

(註) (a) 銀條の呼値 (b) 純分999現物相場 (c) 1949年4月~1951年4月 (1949年11月12月及び1951年5月以降は中旬の1日の相場)...

政府貴金属買入価格 (日本) (大蔵省理財局調) (単位円)

Table of government purchase prices for gold and silver in Japan from 1947 to 1951.

73. 朝鮮動乱後の内外物価比較

朝鮮動乱後の内外物価の動向を対照する資料の一として、各種資料に基き動乱物発直前の昭和25年6月以後における月毎の日米等の主要商品の非建価格を掲げたもの。(単位 弗)

Large table comparing prices of various commodities (rice, flour, oil, etc.) between Japan and Korea from 1945 to 1951.

73. 朝鮮動乱後の内外物価比較 (続)

(単位 円)

Table with columns for item name, unit, and price indices for years 1945, 1946, 1947, 1948, 1949, 1950, 1951, 1952, 1953, 1954, 1955, 1956, 1957, 1958, 1959, 1960. Includes items like rice, oil, and various goods.

(備考) ㊦ 公定価格 ㊧ 闇価格 ㊨ 自由価格 ㊩ 建値を示す。

追 補

A. 消費財市場価格指数 (第24表追加)

Table showing consumption goods market price indices from June 20, 1946, to August 29, 1949. Categories include food, clothing, and household goods.

B. 週間卸売物価指数 (第29表追加)

Table showing weekly wholesale price indices for various goods from August 4, 1949, to August 8, 1949. Categories include food, fuel, and machinery.

C. 主要商品海上運賃の推移 (第51表追加) (日本郵船) (単位ドル、但し※はポンド)

Table with columns: 品目, 航路, 番号, 7月, 8月第1週, 第2週, 第3週, 第4週. Rows include 穀物, 砂糖, 塩, 石炭, 鋳石, 木材.

D. アメリカ卸売物価指数(週) (第61表追加) (1926年=100)

Table with columns: 品目別, 番号, 全商品, 農産品, 食料品, 工業原料及び完成品. Rows include 7月24日, 31日, 8月7日, 14日, 21日, 28日, 9月4日.

E. イギリスの卸売物価指数(月次) (第63表追加) (1946年6月30日=100) (商務省調)

Table with columns: 品目別, 番号, 旧指数(a), 新指数. Sub-columns include 食料及びタバコ, 工業用原料, 工業生産物. Rows include 1945年平均, 1946, 1947, 1948, 1949, 1950, 1951.

(備考) (a) 総合・食料及びタバコについては新指数が未発表のため、第63表にかまげた指数の基準時を1938年基準に換算したものを暫定的にかまげた。

(b) 基礎原料(燃料を除く)。

(資料) イギリス統計月報。

F. 各国における主要商品卸売価格 (第70表追加) (a) 各国運賃建

Table with columns: 国別, 番号, 食料, 原料品. Sub-columns include 小麦, 米, 砂糖, コーヒー. Rows include 1951年5月, 6月.

Table with columns: 国別, 番号, 原料品, 燃料. Sub-columns include 羊毛, 綿, 花, 石, 炭. Rows include 5月, 6月.

Table with columns: 国別, 番号, 燃料, 工業製品. Sub-columns include ガソリン, 燃料用, 綿糸, 鉄, 鋼. Rows include 5月, 6月.

Table with columns: 国別, 番号, 工業製品. Sub-columns include 鋼, 銀, 錫, 鉛, 亜鉛. Rows include 5月, 6月.

正誤表

(第18号)

Table with columns: 頁, 行及び欄, 誤, 正, 頁, 行及び欄, 誤, 正. Contains corrections for various tables and pages.

法令彙報

◎ 財 政

輸出品取締法の一部を改正する法律 (26.4.1.法律第118号)

(1) 輸出の増加に伴い、輸出クレームも近時非常に増加してきたので、機械類のように相当科学技術的な検査を必要とする物品については、今後主務大臣が、その品目を指定して、検査機関の登録制を実施し、この指定された品目についての検査は、この登録機関に行わせることとした。(2) 取締の強化策として、国営検査所が、臨検検査によつて、検査の不十分なものを発見したときは、その輸出品に一定の印章を附することができることとし、印章を附された輸出品については業者は、もう一度検査し、その結果について主務大臣の確認を受け、その印章を消すことについて主務大臣の承認を受けた後でなければ、これを輸出することができないものとした。(3) 輸出品が輸出契約の条件に合致しているか、どうかを検査するいわゆる検査の励行を確保するため、検品の不十分なものに対しては、主務大臣はその旨を戒告することとした。

農業協同組合法の一部を改正する法律 (26.4.1.法律119号)

(1) 役員任期の限度を1年から3年に延長した。(2) 単位組合については、総会外において役員選挙を行い得る途を開いた。(3) 組合の医療施設について員外利用の制限を緩和した。(4) 新たに回転出資金制度を採用した。(5) 連合会の設立、加入、脱退に関する組合の意思決定手続を民主化した。(6) 連合会が同一地区を地区とする他の連合会の現に行っている事業を行おうとする場合の手続を慎重にした。(7) 行政庁の監督権の整備を図り、現行法の欠陥を補足した。

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令 (26.4.1.政令第87号)

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部改正に伴い、企業特別会計の範囲を定め、その他規定の整理をした。

価格調整公団解散令 (26.4.1.政令第88号)

価格調整公団が4月1日解散するので、その清算手続を定めた。これで公団は全部解散した。

大蔵省組織規程の一部を改正する省令 (26.4.1.大蔵省令第21号)

本省関係では、公団清算室において国が公団の清算に伴い引継いだ債権等の管理を所掌することとし、銀行局預金部資金課の名称を資金運用課に改める等の改正を行い、国税庁関係では、総務部が長官官房となり、新たに徴収部が設けられたのに伴う必要の改正を行い、地方支分部局では、国税局調査査察部の分課、税関支署、税務署の管轄区域等についての改正をした。

大蔵省組織規程の一部を改正する省令 (26.4.1.大蔵省令第22号)

財務局に局長官房、理財部及び管財部を置き、その分課規定を定めるとともに、管財支所を廃止し、管財第三課を置く財務部を減少し、その他財務局又は財務部の出張所の新設、廃止、管轄区域の変更等を定めた。

大蔵省職員定数規定の一部を改正する省令 (26.4.1.大蔵省令第23号)

行政機関職員定員法の一部改正に基づき、内部部局及び公認

会計士管理委員会以外の外局についてその職員の定数を改正した。

たばこ専売法施行規則の一部を改正する省令 (26.4.1.大蔵省令第24号)

たばこ専売法の一部改正に伴い、製造たばこの災害補償の申請手続及び製造たばこの包装の許可申請手続等を定めた。

公団の収入金及び支出金の取扱規則 (26.4.1.大蔵省令第25号)

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の改正により、価格調整公団、食糧配給公団、肥料配給公団、油糧砂糖配給公団、産業復興公団、鉱物品貿易公団及び繊維貿易公団の業務に係る現金が国庫に預託することになったのに伴い、これらの公団の収入金及び支出金の受入及び支出の手続を定めた。

日本銀行の公団預託金取扱規程 (26.4.1.大蔵省令第26号)

前記の公団の国庫預託金の日本銀行における取扱手続を定めた。

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令 (26.4.1.大蔵省令第27号)

国税徴収法の一部改正により、督促手数料を廃止し、特定の場合において納税人が株式会社又は出資を有する同族会社及び納税人の親族等に対して納税の責任を負わせることとなつたのに伴う改正及び書式の改正を定めた。

各地方団体に対し概算交付すべき昭和26年度分の地方財政平衡交付金の額の特例に関する規則 (26.4.2.地方財政委員会規則第5号)

昭和26年度分の地方財政平衡交付金中4目分中に概算交付する分の総額とその道府県、市町村配分額の基準額を定めた。

文化功労者年金法 (26.4.3.法律第125号)

文部省に文化に関して高い識見を有する10人の委員をもつて構成する文化功労者選考審査会を置き、同審査会が選考した者のうちから文部大臣が文化功労者を選定し、文化功労者に対しては、終身年金50万円を支給して、その文化の向上発達に関する功績を顕彰することとした。

外資に関する法律の一部を改正する法律 (26.4.3.法律第27号)

(1) 外国投資家による株式(持分)の取得に対する制限を緩和した。即ちイ) 当該法人の財産の増加をもたらす株式又は持分については、増資割当新株に限らず、配当金の送金保障を要求しない場合は、すべて届出によつて取得し得ることとし、且つ従来の事前届出制度は事後届出制度に改められた。ロ) 当該法人の財産の増加をもたらさない株式又は持分の取得については、従来通り認可制度が設けられているが、外貨送金によつて得られた円資金や、日本経済にとつて必要とされる物資の国内企業に対する売却代金等、外資と同等の価値のあるものを対価として行われる場合は、その取得が外国投資家の投資計画の一部でない場合でも認可され得ることとなつた。(2) 外資が日本国内で強制的に收容又は買収された場合における補償金の本国送金保障手続を明確化した。(3) 外資法の施行前に、外国人の財産取得に関する政令(昭和24年政令第1号)の規定等に基づく認可を受けて外国投資家が取得した株式(持分)の配当金についても、本国送金を保障するみちをひらいた。

鉱業法施行規則の一部を改正する省令 (26.4.3.通産省令第22号)

施行案及びその変更の届出又は認可の申請の際に提出すべき書類を改める等の改正をした。

郵便法の一部を改正する法律 (26.4.4.法律第128号)

郵便事業の円滑な運営とサービスの改善とを図るため、小包郵便物の容積重量を引き上げ、書留及び保険扱制度を統合し、小包郵便料金について帯域制を採用することとした。

郵便貯金法の一部を改正する法律 (26.4.4.法律第129号)

定額郵便貯金の利率の引上、郵便貯金本人票及び預金者の請求による通常郵便貯金の取扱郵便局特定の制度の実施等を行つて預金者の利便を増進するとともに、利用度の少いえ置郵便貯金、特別え置郵便貯金及び証券保管の制度を廃止して郵便貯金事業の簡素化を図つた。

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律 (26.4.4.法律第130号)

証券整理貯金の整理の促進を図るとともに、証券整理貯金に関する預金に関する預金者の権利の消滅に関する規定を改めて預金者の利益を保護することとした。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律 (26.4.4.法律第131号)

公益事業者にも公金に関する郵便振替貯金の制度を利用させる等利用者の利便を増進するとともに、債券に関する郵便振替貯金の制度を廃して郵便振替貯金事業の簡素化を図つた。

国民健康保険国庫補助金交付規則の一部を改正する省令 (26.4.4.厚生省令第13号)

(1) 施設創設費に対する補助が従来は療養施設又は助産施設に限られていたのを、あらたに葬祭の給付のための施設についても行い得るものとした。(2) 事務執行費に対する補助金交付の要件を若干緩和した。(3) 補助金交付申請書の提出期限及び提出先について所要の改正を加えた。

外資に関する法律施行規則の一部を改正する規則 (26.4.4.外資委員会規則第2号)

外資に関する法律の一部改正に伴い、その取得が当該法人の財産の増加をもたらす株式又は持分等の外国投資家による取得は、事後の届出で足りることとなつたので、その外資委員会に対する届出に関する規定を改正し、届出義務が発生した日から30日以内に届出をすべきこととし、その届出等の様式を改めた。

外資に関する法律附則第4項の規定による指定の手続に関する規則 (26.4.4.外資委員会規則第3号)

外国人の財産取得に関する政令の規定に基づく認可等を受けて取得した株式又は持分に係る配当金の外国へ向け支払は、外資に関する法律の一部改正に伴い、外資委員会の指定を受けた株式又は持分については、認められこととなるが、本規則は、この指定の申請手続を定めた。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律 (26.4.5.法律第133号)

(1) 都と特別市に対する交付金の算定方法に関する規定を明確化した。(2) 平衡交付金算定の基礎になる各行政事務の単位費用と測定単位とは、昭和25年度からは法律で定められることになつていたので、国と地方の行政事務再配分に関する措置が確定するまでは、昭和25年度と同じく地方財政委員会規則で定めることができることとした。

帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律 (26.4.6.法律第136号)

(1) 交通営団の出資者の範囲を限定し、従来日本国有鉄

道、東京都、私鉄業者等であつたのを、日本国有鉄道、及び路線の存する区域の地方公共団体に限定した。これは資金運用部資金は民間の出資のある法人に対しては運用することができないためである。(2) 米国対日援助見返資金の運用による貸付金についての優先弁済の規定を設けた。(3) 交通営団の性格を明確に公法上の法人とし、又機関として新たに管理委員会を設けた。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律 (26.4.6.法律第138号)

(1) 協同組合なる名称の使用禁止規定を緩和した。(2) 総会における代理について、従来代理人は2人以上の組合員を代理することができなかつたのを、5人まで認めることとした。(3) 組合の原始定款の認証を公認証から行政庁のそれに改めるとともに、定款の変更も認証を受けることとした。(4) 行政庁の報告の徴収及び検査に関する規定を整備した。(5) 商法の改正に伴い、理事会制度の法制化、理事の責任、監事の権限の縮小、組合員の権利の拡充等所要の改正を行つた。

農漁業協同組合再建整備法 (26.4.7.法律第140号)

(1) 近年農漁業協同組合の経営が極度に悪化している現状にかんがみ、政府が財政的支出その他の援助を与えることによつて、早急にその経営を健全化するため制定された。(2) 対象となる組合は、欠損金、滞貨、焦げ付債権、固定資産等を多額に有するため、その債務を弁済すれば事業の継続に著しい支障をきたすような農漁業協同組合、同連合会、漁業協同組合及び同連合会である。但し、再建整備を行おうとする組合の自由意思にかかっている。(3) 再建整備を行おうとする組合は、農林大臣が指定する日現在において貸借対照表を作成し、これに基づいて再建整備計画を立てなければならない。(4) 再建整備の目標は、イ) 固定化債権又は固定化在庫品を資金化すること、ロ) 自己資本から欠損金を控除した金額を固定資産の価額以上にすることその他財務の状況を政令で定める基準に適合させることである。(5) 組合は、助言、指導員の派遣、債務の更改のあつ旋等行政庁の援助を受けることができる。(6) 行政庁の援助を受けて自力再建を行おうとしても、5年間で再建整備の目標を達成することができない場合には、農林大臣に奨励金の交付を申請することができる。(7) 奨励金は、増資奨励金と固定化資金利子補給金の二種類ある。(8) 組合が再建整備の条件を満たすようになってから1年を経過した後は、交付された奨励金に相当する金額に利子に相当する金額を加算した金額を政府に納付する。

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令 (26.4.7.厚生省令第14号)

4月1日から施行された国税徴収法の一部を改正する法律の附則で、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の保険料の滞納の場合にも督促手数料を徴収しないことに改められたので、これに合せて、健康保険法施行規則、船員保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の規定を整理した。

紙の船積を差し止める省令 (24.4.7.通商産業省令第23号)

外国為替及び外国貿易管理法に基づき、同名の省令(昭和25年同省令第14号)による紙の船積の非常差止の措置を、4月3日以後5月7日まで更に継続することとした。

地方税法第391條第1項の規定によつて地方財政委員会が決定する固定資産の価格の配分に関する規則 (26.4.7.地方財政委員会規則第8号)

固定資産税の課税に際し大規模の固定資産の価格を所在地市町村以外の市町村に配分することを定めたもので、昭和25年度分の価格配分を定めた規則(昭和25年地方財政委員会規則第9号)と大同小異であり異なる主な点は、(1) 価格の

配分を受けうる市町村の範囲を工場施設についても、発電施設についても多少広げた (2) 配分の割合について所在地市町村に対しては基準財政需要額の3割増の線を確保することとし配分を受ける近隣市町村に対しては基準財政需要額の割増の線を限度とすることは、従前と同じであるが、この3割又は1割を計算する基本は、当該配分を受けた固定資産の価格に対する収入見込額を含んだものとするように合理的にした。

資金運用部預託金取扱規則 (26.4.9.大蔵省令第29号)

資金運用部資金法の施行に伴い、預金部預金取扱規則 (大正11年大蔵省令第9号) 及び公団預金部預金取扱規則 (昭和25年大蔵省令第89号) を廃止し、資金運用部預託金の払込及び払いもどし、預託金の期限の更新、預託金の利子の支払等に関する手続を定めた。

保管金払込事務等取扱規則 (26.4.9.大蔵省令第30号)

日本銀行国庫金取扱規則の一部を改正する省令 (26.4.9.大蔵省令第31号)

右の二件は、資金運用部資金法の施行、会計法及び予算決算及び会計令の改正により、政府の保管する現金の取扱が変ったこと等に伴う改正である。

日本銀行政府有価証券取扱規則の一部を改正する省令 (26.4.9.大蔵省令第32号)

資金運用部資金法の施行に伴い規定を整備した。

指定生産資材割当規則の一部適用停止に関する省令 (26.4.9.通産省令第24号)

臨時物資需給調整法に基き、鉄鉄について標記規則の適用を当分の間停止することとした。

資産再評価法の一部を改正する法律 (26.4.10.法律第142号)

資産再評価法施行令の一部を改正する政令 (26.4.10.政令第96号)

資産再評価法施行規則の一部を改正する省令 (26.4.10.大蔵省令第33号)

資産再評価の基準の特例に関する省令の一部を改正する省令 (26.4.10.大蔵省令第34号)

(1) 再評価の時期は、個人については本年1月1日、法人については原則として1月1日又は1月1日以後9月30日までを開始する事業年度の初日とすることとし、電力、瓦斯、私鉄軌道等の公益事業については、物価政策との関連もあるので、再評価期間を1年間延期し得ることとした。再評価の申告期限は個人については、本年9月30日までとするが、法人については再評価を行った事業年度終了後2月以内とし、最終の申告期限は本年11月30日までとした。(2) 再評価の対象となる資産の範囲は、前回の再評価において最高限度まで再評価を行わなかつた資産とし、株式は今回の再評価から除外することとした。(3) 再評価の基準は、原則として前回通りであるが再評価限度額は、前回の再評価以後の減価償却額だけ前回の限度額から減額することとするとともに、陳腐化資産の再評価限度額については、稼働率収益率等の向上に基く増額を認めることとした。(4) 再評価税については、その税率、納付方法については概ね前回通りであるが、延納による納付の最終期限は、前回の再評価に係る再評価税についても今回の分とあわせて1年間延納することとし、法人については、昭和30年12月31日を含む事業年度終了後2ヶ月以内、個人については昭和32年2月末日までとした。(5) 再評価を行った会社の社債発行限度については、現在の段階的組入れを改め、再評価積立金の4分の3を直ちに商法上の発行限度に算入することとした。(6) 再評価積立金の早期資本組入れについては、別に法律を制定することとした。(7) その他商法の

一部改正等に伴い、所要の規定の整備をした。

再評価資本金の資本組入に関する法律 (26.4.10.法律第143号)

(1) 再評価積立金の資本組入には、株主総会の特別決議を要することとした。(2) 再評価積立金を資本に組み入れた場合には、組入と同時に又はその後随時に株主総会の特別決議により、株主に対して新株を発行することができることとした。(3) 再評価積立金の資本組入により株式を発行する場合には、総会の特別決議により新株の発行価額の一部を株主に払い込ませることができることとし、株主がその新株を引き受けなかつた場合は、他に公募することを要することとし、又引き受けない株式には新株引受権の譲渡、又は金銭分譲請求権を認めることとした。(4) 再評価積立金の資本組入による新株の発行の場合における会社の資本の金額及び資本準備金の積立に関して商法の特例を設けた。(5) 公募した新株の発行価額中資本に組み入れない金額及び株主の請求により交付した金銭分譲額について税法上所得計算の特例を設けた。

農産物検査法 (26.4.10.法律第144号)

農産物の検査については、従来食糧管理法に基き、食糧管理の一環として行われてきたが、最近食糧事情の好転に伴い、食糧管理の範囲が縮小され検査を行って得ない品目を生じたので、恒久的国営検査制度として本法が制定された。対象となる農産物は、もみ、玄米、大麦等20品目に上るが、その中強制検査は小麦に限られ、他は希望検査である。検査の規格は農林大臣が告示をもつてその種類及び銘柄ごとに、その量目、包装及び品種について規格が定められる。その他検査の方法、受検手続については従来と変りない。

納税貯蓄組合法 (26.4.10.法律第145号)

納税貯蓄組合法施行令 (26.4.10.政令第99号)

(1) 納税貯蓄組合とは、地域又は職域を単位として任意に組織し、その規約を税務署長、都道府県知事及び市町村長に届け出た組合とする。(2) 右の届出をしない場合は、納税貯蓄組合又はこれに類似する名称を使用することができない。(3) 組合の業務は、組合員の納税資金の貯蓄事務とする。(4) 組合は組合員の加入脱退を制限し、又は組合員に対して報告を強制し若しくは監督することができない。(5) 組合員が組合を通じてする納税資金の貯蓄は、組合員別の口座による貯蓄組合預金又は郵便貯金に限られる。(6) 納税貯蓄をもつて納税するときは、納付書又は納税告知書を貯蓄先の金融機関に提出してその納付を委託することができるものとする。(7) 組合又は組合員は、その地位を利用して組合員の納税申告に関与し又は税務署と交渉してはならない。(8) 納税準備預金で納税に充てられた部分の利子については、所得税を免除する。(9) 組合の業務及び貯蓄組合預金通帳については、印紙税を免除する。(10) 政府又は地方公共団体は、組合に対し、予算の範囲内で、且つその費用を補填する限度において補助金を交付することができる。

富裕税法施行令の一部を改正する政令 (26.4.10.政令第97号)

所得税法及び資産再評価法の一部改正に伴つて條文の整理をした。

相続税法施行令の一部を改正する政令 (26.4.10.政令第98号)

資産再評価法の一部改正及び昨年の大蔵省設置法の一部改正に伴つて條文の整理をした。

大蔵省組織規程の一部を改正する省令 (26.4.10.大蔵省令第35号)

税関部に関税調査官3人以内及び公団清算室に次長1人を置くことができることとした。

予算決算及び会計令の一部を改正する政令 (26.4.11.政令第101号)

歳出金の所属年度に関する特例を定めたもので警察予備隊の警察官に対する給与のための歳出金の所属年度は、支出官が支払のため小切手を振り出し、又は支払に必要な資金の前年度のための国庫振替書を発した日の属する年度とする。

融通証券発行規程の一部を改正する省令 (26.4.13.大蔵省令第36号)

外国為替資金特別会計法及び緊要物資輸入基金特別会計法の施行に伴う所要の改正をした。

農業共済再保険特別会計規則の一部を改正する政令 (26.4.14.政令第104号)

農業共済再保険特別会計法の一部改正により、新たに再保険金支払基金勘定が設けられたのに伴い、支払元受高、再保険金支払基金勘定に属する現金の繰替使用の手続、再保険金支払基金勘定及び農業勘定における決算上の剰余の処理について所要の改正をした。

郵便貯金特別会計法施行令 (26.4.14.政令第105号)

貯便貯金特別会計法の実施のための手続その他その執行について必要な事項を定めたもので、例文的規定の外、支払元受高には当該年度の歳入の収納済額、郵便貯金の繰替使用金及び一時借入金をもつて充てることとし、現金ベースに基く損益計算方法を規定している。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 (26.4.16.政令第107号)

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基き、国庫負担の対象となる公共土木施設の範囲を定め、災害復旧事業費の決定のための災害状況の報告及び国庫負担の申請の手続並びに災害復旧事業費の範囲を規定し、国庫負担率算定についての補足的規定及び復旧事業の監督についての規定を設けると共に復旧事業費の精算及び剰余金の処分の方法等について規定したものの。

旧令による共済組合からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律 (26.4.16.法律第148号)

改正前の法律は、旧陸海軍及び旧外地関係共済組合からの年金受給者のための特別措置と並んで、日本製鉄入籍共済組合がその支給する年金の額を改定した場合に国がその改定による増加費用のうち一定額を同共済組合に交付することを定めているが、この場合の対象としているのは、同製鉄所の官官時代 (昭和9年1月31日以前) に給付事由が発生した年金のみであつて、民営移管後に給付事由が発生した年金の改定については、考慮していない。しかし民営移管後に退職又は死亡した組合員についても、該組合員が官官時代の従業員として勤務した経歴を有する者である以上、その受けるべき年金について、官官時代に給付事由が発生した場合のそれと同様な取扱をすることは当然と云える。そこで今回の改正は、旧製鉄所従業員共済組合の組合員であつた者に係る年金全部の改定に因る増加費用を対象とし、これを一定の割合で同共済組合が分担することとし、国の負担割合及び年金改定に因る責任準備金の増額分を国の長期債務とし、毎年度四半期ごとに所要金額を支給すること等を併せ規定した。

資金運用部資金運用審議会令 (26.4.18.政令第108号)

資金運用部資金法に基き設けられた資金運用部審議会の招集、議事の手続等について規定したものの。

国税局調査査察部に調査第一課等を置く場合における当該各課の事務の分業を定める省令 (26.4.20.大蔵省令第37号)

国税局調査査察部に調査第一課、調査第二課、調査第三課又は調査第四課を置く場合の各課の分業事務を業種別に規定

したもの。
関稅定率法施行令 (26.4.24.政令第113号)
輸入税の免除を受けることができる私立の学校その他の施設の指定、その指定の申請手続、輸入標本及び参考品の免除の認許手続、免税容器、機械等の指定、特定の目的のためにする輸入原料品の免税の基準、免税された輸入原料品を使用した製品の検査、免税輸入原料品に関する記帳義務等を定めたもの。

米、もみ、大麦、小麦及び小麦粉の輸入税を免除する政令 (26.4.24.政令第114号)

関稅定率法第六條の規定に基き、昭和27年3月31日までの輸入に係る米、もみ、大麦、小麦及び小麦粉の輸入税を免除することを定めたもの。

関稅法施行規則の一部を改正する政令 (26.4.24.政令第115号)

外国貨物積おろしの認許及び特許の申請手続、貨物の保税地域への搬入、保税地域からの搬出の特許申請手続、仕入書の記載要件、輸入申告書の添付書類、免税を受ようとする貨物の輸入申告の手続、犯則嫌疑の拾得物として税関官署に差し出された物件の公告方法、当該物件に関し支払われる報償金の交付基準等を定めたもの。

税関關係手数料令 (26.4.24.政令第116号)

関稅法、保税倉庫法及び保税工場法の規定に基く収容貨物手数料、派出手数料及び特許手数料の額、手数料の減免、収容貨物の敷料の徴収、手数料の納付、手数料の前納及び還付並びに期間計算の特例に関する規定を設けたもので、税関關係の手数料は、この政令で統一的に規定されることとなつた。

事業を行う者が附加価値額の計算に關し備え付ける帳簿書類に記載すべき記載事項に関する地方財政委員会規則 (26.4.24.地方財政委員会規則第9号)

附加価値税について青色申告書を提出しようとする個人及び法人が作成備置すべき帳簿書類及びその記載事項を定めたものであつて、個人については所得税、法人については法人税と大体同様である。

關稅訴訟審査会令 (26.4.30.政令第117号)

関稅法の一部改正に伴い、従前の同名の勅令 (明治32年勅令第249号) を廃止し、關稅訴訟審査会の会長、委員等の組織及び議事等に関する運営の方法等を規定したものの。

關稅率審議会令 (26.4.30.政令第118号)

關稅定率法の一部改正に伴い、従前の同名の政令 (昭和24年政令第145号) を廃止し、關稅率審議会の組織及び運営に関する規定を設けたもの。

外国為替資金特別会計法施行令 (26.4.30.政令第122号)

外国為替資金特別会計法の実施のための手続その他その執行について必要な事項を定めたものであつて、特別会計に関する例文的規定の外、支払元受高、外国為替資金に属する現金の繰替使用についての規定を設けるとともに、更に (1) 外国為替等の売買に伴う損益の計算方法 (2) その利益のこの會計の歳入への組入の時期及び損失をこの會計の歳出をもつて補つるも時期、(3) 資金支出負担行為及び資金資出の制度を設けたことに伴う実施規定 (4) 外国為替管理委員会の行う現金の出納のための特別手続は、大蔵大臣に協議して定めることができる旨の根拠規定等を設けたものである。

緊要物資輸入基金特別会計法施行令 (26.4.30.政令第123号)

緊要物資輸入基金特別会計法の実施のための手続その他その執行について必要な事項を定めたものであつて、特別会計に関する例文的規定の外、支払元受高、基金に属する現金の

繰替使用についての規定を設けるとともに、(1)基金の運用に伴う損益計算方法 (2) その利益のこの会計の歳入への組入の時期及び損失をこの会計の歳出をもつて補てんする時期 (3) 基金支出負担行為及び基金支払の制度を設けたことに伴う実施規定 (4) 通商産業大臣が行う基金に属する現金の出納に関する特別手続は、該大臣が大蔵大臣に協議して定める旨の根拠規定等を定めたものである。

北緯三十度以南の南西諸島の生産に係る物品の原産地証明書に関する政令 (26.4.30.政令第124号)
関税定率法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法附則第四項に規定する南西諸島の生産に係る物品の原産地証明書は、琉球貿易庁総裁の証明したものに限り、この証明書の有る物品に限り、この証明書のある物品に限って負税とすることとし、その記載事項、有効期間を規定するとともに、該証明書を物品の輸入申告の際、税関長に提出すべき旨を定めたものである。

◎ 金

日本開発銀行登記令 (26.4.18.政令第110号)
日本開発銀行に関する登記手続を定めたもの。
保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律 (26.4.20.法律第152号)
保険募集の取締に関する法律による登録手数料に関する政令の一部を改正する政令 (26.4.20.政令第112号)
(1) 従来、生命保険会社の募集、即ち保険契約の締結の代理又は媒介に従事する役員及び使用人と、委託契約に基く生命保険募集人とは区別されて来たが、その実益に乏しいのでその区別及び役員使用人登録簿を廃し、すべて生命保険募集人登録簿に登録すること。(2) 生命保険会社の役員又は使用人の使用人及び生命保険募集人の使用人で募集を行う者に関する届出制を登録制に改めて、取締を強化すること。(3) 不

◎ 経

商品券取締法第2條第1項に關する権利の履行に關する勅令の一部を改正する政令 (26.4.11.政令第102号)
商品券取締法の一部改正により供託物の範囲が拡張されたのに伴う規定の整備と中小企業等協同組合法の施行に伴い整理もれとなつていた規定の整理とを行つた。
有価証券の募集又は売上の届出等に関する規則の一部を改正する規則 (26.4.14.証券取引委員会規則第5号)
有価証券の募集又は売出しは、原則として証取委に届け出てその届出の効力が生じた後でなければ、することができないこととなつており、この届出が効力を生じた発行者が同委員会に提出すべき有価証券に関する報告書は、従来は、資本金額3000萬圓以下の会社に係るものについては、本店所在地の所轄財務局長又は財務部長を経由すべきこととなつていたが、これを資本金額5000萬圓以下の会社に係るものに改めた。5月1日施行。
地代家賃統制令の一部を改正する政令 (26.4.17.政令第109号)
連合国軍関係に提供している土地、建物についての特別の取扱を廃し、一般の土地、建物の場合と同様にしたもの。これにより住宅等については、統制額がなくなる訳である。
輸入貿易管理令の一部を改正する政令 (26.4.19政令第111号)
輸入貿易管理規則の一部を改正する省令 (26.4.19.通商産業省令第26号)

保税倉庫法施行規則の一部を改正する省令 (26.4.30.大蔵省令第39号)
保税倉庫の倉主のする保管貨物の輸入税の担保の提供について、保税倉庫法の一部改正されて担保物に社債が加えられたのに伴う改正及び保税倉庫の坪数増加により担保物の価額を増加する必要がある場合、保税倉庫の坪数の減少により担保価額の過剰を生じた場合における倉主の担保減額の請求手続等を規定したものである。
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則 (26.4.30.建設省令第10号)
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の実施細目及び手続を規定したものであつて、その主たる内容は、(1) 法の適用を受けない小規模事業の種類、(2) 工事竣功後残存した物件の換算方法、(3) 各種の報告書、申請書、台帳等の様式等 (4) 会計事務の整理義務等を規定しているものである。

融

当募集行為を禁止すること。(4) 保険会社の募集行為についての責任を強化して一般の保険契約者の利益を図ること等を規定したものである。
金融機関再整備法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する命令 (26.4.26.総理府令、大蔵、農林、通商産業省令第1号)
法人税法、旧営業税法、旧地方税法の営業税に関する規定又は旧特別法人税法の適用に関する金融機関の事業年度についての特例及び譲渡金融機関の各事業年度開始の日前一年以内に開始した譲渡金融機関の事業年度において生じた損金の昭和25年における改正前の法人税法及び旧地方税法施行令の適用に関する特例を規定したものである。

済

(1) 自動承認制度による貨物について輸入の承認を受けた者は、20日以内にその貨物輸入のために対外支払手段の取極をしなるときは、承認は効力を失うものとされているが、輸入の見通しもなく承認をうけることによつて外貨予算が減少するようなることを防止するため、この期間を7日以上において通商産業省令で定める期間に改め、差し当つてはこれを10日に短縮した。(2) 輸入の承認を受ける前に通商産業大臣の許可を受けなければならない場合に、総理府令、通商産業省令で例外を設け得るようにした。
開拓者資金融通法施行規則の一部を改正する省令 (26.4.23.農林省令第22号)
開拓者資金融通法に基き開拓者に対し貸し付ける経営資金及び住宅資金の最高額が、従来開拓者1人につき「10萬圓以内」であつたのを「15萬圓以内」に改めた。
電気事業再編成の場合における定款の記載方法等に関する件 (26.4.26.公益事業委員会規則第9号)
電気事業再編成令により、指定会社が新会社に電気工作物その他の財産を、過度経済力集中排除法に基き公益委が、承認又は作成する企業再編成計画の定めるところにより、新会社に出資し、及び譲渡する場合において、新会社の定款に出資又は譲渡の目的たる財産の価額を記載する方法についての商法に対する特例を規定するとともに、公益委が指定会社の再編成に關して指名する管理人が企業再編成計画実施のために必要な準備行為を行うことができる旨の規定を設けたもの (以下16頁につづく)

財政金融統計月報編集案内

1. この統計月報は、財政金融に関する各種の統計と重要な経済統計をのせ、執務の参考と一般の利用に供するものである。
2. 毎号原則として、特定の事柄に関する掘り下げた統計を特集し、なお大体三ヶ月毎に、月次統計を主とした普通統計をのせ、その月々の推移は、毎月のせる「財政金融経済重要統計要略」で、知ることができる仕組みである。
3. 一応の試算・研究又は未定稿のものなど、大蔵省の公式の発表又は解釈といえないものも、参考にのせる。
4. 「統計彙報」の欄をおき、臨時に発表される財政金融経済関係の重要統計をのせる。
5. 原則として、毎月発行するが、資料の都合で臨時号、または合併号を刊行することがある。

編集後記

本号は印刷等の関係で、8・9月合併号としたことをおことわりしておく。
物価統計は「月次統計」にも毎回相当程度かかっていたが、本号はこれより範囲も広く内容も詳細にわたり、解説もそえてある。経済自立に際し当面する物価問題の処理が急がれている折柄、広く各方面のご利用を期待する。
解説については特に物価庁主務課の執筆を煩わしたことを銘記して、ここに厚く謝意を表する。
印刷の関係で発行が相当遅延したが、計数は校正の際でできるだけ最近までの分を挿入した。週間物価や海外物価等統計表に余白のないものは別に追補の欄を設け一括補正した。利用上特にご留意をこころ。
本号の発行は毎月1日となつていたが、統計取材の関係もあり、本号から毎月10日発行に改めることにした。(大蔵省調査部)

財政金融統計月報 第19号(8・9月合併号)

定価 180円
送料 6円

昭和26年9月5日印刷
昭和26年9月10日発行

編集者 大 藏 省
発行者 財団法人 大蔵財務協会
常務理事 小 栗 銀 三
印刷者 印 刷 庁

既刊分内容紹介

創刊号	昭和24年度予算特集
第2号	租税統計特集
第3号	財政金融経済月次統計
第4号	法人企業統計調査特集(昭和23年分)
第5号	国際収支特集
第6号	財政支出分析・月次統計
第7号	昭和25年度予算特集
第8号	税統計の見方・月次統計
第9号	地方財政特集
第10号	国庫金収支特集
第11号	月次統計・四半期別法人企業統計調査
第12号	法人企業統計調査特集(昭和24年分)
第13号	外国貿易特集
第14号	専売事業特集
第15号	月次統計・四半期別法人企業統計調査
第16号	国際収支・財政支出の分析
第17号	昭和26年度予算特集
第18号	月次統計・四半期別法人企業統計調査

第20号内容予告

租税負担の研究・昭和26年度財政支出の分類